

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜第2号＞

平成23年第5回沖縄県議会（6月定例会）

平成23年7月7日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成23年7月7日 木曜日
開 会 午前10時5分
散 会 午後8時4分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 教育及び学術文化について（少年集団暴行事件の状況について）
- 2 乙第7号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 3 陳情平成20年第57号、同第64号、同第125号、同第137号、同第142号、同第189号、同第192号、同第199号、陳情平成21年第57号、同第65号、同第88号の2、同第94号、同第95号、同第106号、同第110号の2、同第112号、同第117号、同第122号の3、同第132号、同第133号、同第142号、同第145号、同第160号、同第178号、同第192号、同第193号、同第196号、同第203号から同第205号まで、同第210号、陳情平成22年第8号、同第23号、同第24号、同第27号、同第38号、同第49号、同第61号の2、同第78号、同第84号、同第106号、同第121号から同第123号まで、同第139号、同第145号、同第154号、同第164号、同第174号から同第176号まで、同第199号、陳情第6号の2、第30号の2、第43号、第44号、第47号、第55号、第59号から第61号まで、第63号、第66号、第71号、第73号の3、第86号から第89号まで、第96号、第100号及び第103号

出席委員

委員 長	赤 嶺	昇 君
副委員 長	西 銘	純 恵 さん
委 員	桑 江	朝千夫 君
委 員	佐喜真	淳 君
委 員	仲 田	弘 毅 君
委 員	翁 長	政 俊 君
委 員	仲 村	未 央 さん
委 員	渡嘉敷	喜代子 さん
委 員	上 原	章 君
委 員	奥 平	一 夫 君
委 員	比 嘉	京 子 さん

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

教 育 長	大 城 浩 君
教 育 庁 参 事	前 原 昌 直 君
総 務 課 長	大 城 勇 君
財 務 課 長	安慶名 均 君
施 設 課 長	石 垣 安 重 君
県 立 学 校 教 育 課 長	平 良 勉 君
県立学校教育課特別支援教育監	真 謝 孝 君
義 務 教 育 課 長	狩 俣 智 君
保 健 体 育 課 長	具志堅 侃 君
生 涯 学 習 振 興 課 長	親 川 實 君
文 化 課 長	長 堂 嘉一郎 君
福祉保健部青少年・児童家庭課主幹	饒 波 正 彦 君

人事委員会事務局総務課長 添 盛 貞 雄 君
警察本部生活安全部少年課長 平 良 英 俊 君
警察本部刑事部捜査第一課次席 幸 喜 一 史 君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第7号議案、陳情平成20年第57号外71件及び本委員会所管事務調査事項教育及び学術文化についてに係る少年集団暴行事件の状況についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、教育長の出席を求めています。

まず初めに、少年集団暴行事件の状況について審査を行います。

ただいまの議題について、教育長の説明を求めます。

大城浩教育長。

○大城浩教育長 今回、八重瀬町において起こりました少年2名を被害者とする集団暴行事件について、大きな衝撃を受けるとともに、強い憤りを感じております。このような人権を踏みにじるような行為は、絶対に許されるものではなく、結果として、事件の防止ができなかったことは、まことに残念でなりません。

被害に遭った2人の生徒、とりわけ現在も意識不明の重体で入院している生徒とその御家族に対し御見舞い申し上げ、一日も早い回復を願っております。

では、本事件について概要及び県教育委員会の対応等を御説明申し上げます。

県警察の公表によりますと、暴行事件の発生日時は、平成23年6月15日の23時ごろから翌16日4時ごろの間、発生場所は八重瀬町東風平の運動公園内であります。糸満市消防本部からの通報により発覚しております。

概要については、被疑者等は、先ほど申し述べました発生日時・場所において、被害者2名に対し、因縁をつけて運動公園に連れ込み、暴行を加えて、それぞれ傷害を負わせたものであります。被疑者については、7月6日までに有職・無職の少年8名、高校生1名の計9名を逮捕したとのことであります。

以上が、県警察の公表による事件の概要であります。

また、被害に遭った生徒については、学校が、他の生徒からの情報をもとに保護者へ確認をとったところ、事件の被害者であると把握し、第一報の報告として6月20日に県教育委員会へ上がってまいりました。県教育委員会としましては、本事件が県警察において捜査中であることや、被害者の一人が現在もな

お、意識不明の重体であることにかんがみ、被害者の御家族の精神的苦痛、心ないせんさくや風評が広がらないよう配慮しているところであります。さらに、事件の捜査状況を見守りながら、学校、県PTA連合会・県高等学校PTA連合会、青年団協議会等の社会教育関係団体等と連携して、事件の原因・背景等を分析し、学校が取り組むべきことや県教育委員会・社会教育関係団体等が取り組むべきことを、早急に検討してまいりたいと考えております。

今後再び、このような悲しい思いをすることがないように、学校、家庭、社会教育関係団体等が連携、協力し、児童・生徒の健全育成のための取り組みの充実・強化を図っていく必要があります。

これまでの取り組みを振り返り、すべての大人が子供を見守り育てる社会の構築に向け、県民総ぐるみで再発防止の取り組みを粘り強く推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、少年集団暴行事件の状況について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 再発防止の取り組みについてお伺いしたいのですが、何度も地域住民が一緒になって、こういったことを根絶しようとしている中、そういった地域にもかかわらず起こったということですね。今後、これを糧にどのような徹底した再発防止ということを今考えているのか聞いてから、質疑をさせていただきたいのですが。

○大城浩教育長 再発防止につきましては、これまでもさまざまな取り組みをしてまいりました。通知文、あるいはさまざまな形での対応をしてまいりましたが、これからはやはり学校、家庭、地域社会との連携と申しますか、そういった視点が大変大事でしょうから、特に連携という視点で生涯学習振興課では社会教育関係団体を約13団体ばかり持っています。そういう方々としっかりと連携をとりながら、事件の再発防止に取り組んでいこうと考えております。

○桑江朝千夫委員 その暴行が起こった日、時間—15日午後11時ごろから翌日午前4時ごろにかけてということで新聞報道を見ているのですが、この公園の男性警備員とこの公園との関係といえますか、委託を受けて責任を持った警備を業務としているのか、その関係をまず知りたいのですが。

○親川實生涯学習振興課長 6月27日に教育長の指示を受けまして、八重瀬町の運動公園に行ってきました。警備員は22時以降に、この公園そのものが警備員1人の管理で監視しているということでございます。それで、この警備員については、この公園を管理する八重瀬町が委託契約をしている方であると伺っております。

○桑江朝千夫委員 警備員のやるべきことは、契約等でどういうことが義務づけられていますか。少年がたむろしていると帰りなさいと言うこともできるのか。おかしいですね、午後11時ごろに現場を巡回して4時ごろまででしょう。そしてこの公園でのこういった事件は今回が初めてではないわけです。地域でそういった取り組みをしている中で、この子たちを午後11時に見かけて4時過ぎまで暴行を受けていると。どうもこの警備の仕方とかに疑問があって、私はそこに憤っているのですよ。そういった警備員の仕事の義務はどうなのですか。

○親川實生涯学習振興課長 当然、業務委託契約等々をやっております。ただ、県警察でまだいろいろと調査中ということもありまして、町教育委員会からはそれ以上細かな警備にかかわる状況といえますか、それは教えていただけないと、そういう状況でした。

○桑江朝千夫委員 この公園での警備員の役目は何なのですか。

○親川實生涯学習振興課長 業務委託契約書というのですか、委託契約。この町教育委員会と警備会社との間でのこの委託契約等についても見せてもらえないという状況ですので、申しわけないですが、これ以上の細かな内容については、責任を持って申し上げられないという状況です。

○桑江朝千夫委員 この警備員は、どこから委託されているのですか。八重瀬町ですか。

○親川實生涯学習振興課長 八重瀬町です。

○桑江朝千夫委員 八重瀬町の教育委員会から契約事項を見せてもらえないのですか。どういった業務を委託しているということも教えてくれないのですか。

○親川寛生涯学習振興課長 口頭で、この公園の警備をやっているということだけで、それ以上の細かなことについては、今はいろいろと申し上げる状況下にはないということでありました。

○桑江朝千夫委員 警備とは何ですか。

○親川寛生涯学習振興課長 契約書を見せてもらえないということですので、それについても責任を持って、今は契約書の中から委員に申し上げる状況下にはないということです。

○桑江朝千夫委員 今、県全体で毎月第3金曜日に一斉街頭補導というのをやっていますよね。そのような取り組みをしながら、地域でかつてこういった事件が起きて、再び起きないようにということで地域で取り組んでいるにもかかわらず、警備員がこういう状態で、皆さんは何の不思議もないですか。いかがですか、教育長。

○大城浩教育長 先ほども親川生涯学習振興課長が答弁したように、事件が捜査中ということもあります。ですから我々も実はいろいろなことを知りたい状況なのですが、事件との絡みがありまして県警察から詳しい情報がなかなか入ってこない状況でございます。ですからこれ以上は、我々が話すことは限界がありますので、そういう状況をぜひお酌み取りいただければ幸いです。

○桑江朝千夫委員 見て見ぬふりをするのが警備ですか。いかがですか。

○大城浩教育長 やはり警備といいますのは、大人の役割として当然いろいろな役割があるかと思えます。したがって、いけないことをしている、つまり社会のルールに反するようなことをしている場合には、当然、大人であれば、警備員であろうと何であろうと注意していくのが、大人の責務ではないかと私は考えております。

○桑江朝千夫委員 余りこの警備員自体を言うのではないのですが、全体的に

委託契約した警備というもののあり方、何のために警備を業務委託しているのか、そこら辺をしっかりと再確認をしないといけないのではないのでしょうか。今後の未然防止—これは防ぐことができたかもしれないという状況だと、この新聞記事から見えるのです、それで大変気にしているのですが。この公園ではかつてあった、知られているところで事件になったことで今回2回目、思い起こすと数カ月前に女子高校生が乱暴をされた事件はどこでしたか。あれも公園でしたか。

○大城浩教育長 具体的な場所については特定はされていませんが、沖縄本島内の南部地域の公園にある公衆トイレということでの情報でございます。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員長から桑江委員の質疑に対し警備委託契約書を八重瀬町が公表しないとの答弁があったが、事実か確認するよう指摘がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

親川實生涯学習振興課長。

○親川實生涯学習振興課長 確認しますと、口頭で、要求はしていません。

○桑江朝千夫委員 女子高生の事案の場所は公表したくないと、それはそれでいいでしょう。ただ、今回のこの集団暴行事案と、かつてこういったことが起きたところの類似点というのはあるような気がするのですが、そこら辺はどうですか。教育長、というのは、そこにウーマクワラバーターが集まりやすい環境をつくってしまっているのです。そういった類似点がないかということです。そういったことも分析しないと今後の対策はとれないのではないかと聞いていたのですが。似たような公園—公園のどこにこういった類似点があるのかを把握しないといけないのではないですか、どうですか。

○大城浩教育長 確かに、こういった事案が発生する場所がどういうところが多いのか、このあたりはまだ詳しい分析はしていませんが、ただ、発生する時間帯は大体わかります。深夜12時以降から午前4時ぐらいの間が一番多いということは我々も時間帯としては知っておりますが、一体どの場所がこういっ

た事件が発生する部分が多いのかについては、詳細なデータは持ち合わせておりません。

○桑江朝千夫委員 こういったものの特徴的なものは、深夜、暗くなってからで、1人、2人ではなくて3名、4名とふえてくると集団心理でこのようなものになる、そういうことですね。かつてテレビ等で見たのですが、今後の対策として高周波数を出す機械があつて、30代、40代には聞こえないが若い人には聞こえるというもので、トイレなどにあつて、夜はこれを流すと嫌な音が聞こえて子供たちが集まらないと。これは30代以上の人には聞こえないという機械があるそうですが、私はテレビで見たのです。それは御存じですか。

○狩俣智義務教育課長 そういった犯罪が起こりやすい場所というのは、入りやすいとか、人気がないとか、トイレなどの死角があるとか、あるいは外から見えにくいと、そういったところがあるかと思いますが、そういった箇所にいわゆるモスキート音というものを発生させて、青少年が生理的に嫌がるような周波数を調整して出す装置があるということは聞いたことがあります。

○桑江朝千夫委員 今後、こういう機械も使用したほうがいいのではないかと、検討に値するものではないかと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 この場所ですが、2010年の8月にも同じような事件が発生したということで、この公園は環境的にどういうところなのですか。

○大城浩教育長 今の質疑は2008年の事件の件ですか。

○仲村未央委員 いや、発生した東風平総合運動公園、ここは2010年8月にも2少年が知人少年を暴行する傷害事件が発生しと載っているものですから、環境的に非常にたむろしやすいとか、そういう特徴があるところだったのですか。

○幸喜一史警察本部刑事部捜査第一課次席 この公園全体が陸上競技場とか、野球場とか、テニス場とか、非常に施設全体が広いんです。それで、やはり夜間であれば当然人通りのあるような場所ではないですので、そういう全体的に

広い部分で、そういう場所に集まっていますが、結局気づかない場所です。

○仲村未央委員 そのときにも、その地域住民がその大会を開くという形で、いろいろな再発防止策も検討されたと思うのですが、先ほどの警備員の方というのは非常にポイントで、その方は事件の夜に直接この少年たちと接触していますよね。直接会った大人が、しかもその一般的な一先ほど教育長は大人の役割とおっしゃいましたが、大人の役割ではなくて警備員の役割としてそのことが再発防止の中で、この2010年以来の今日までの課題の中で、今、県警察の方が言うように広い、そしてなかなか死角が多いという場所で、検討の中で既にこういう課題があったのではないのかなど。そういうことは、これまで教育長—教育委員会としてはどのようにこの公園の管理のあり方等々を認識していたのか、そういった新しい役割が警備員には求められるということが、これまでの検討課題に上がってこなかったのか。当然、知っておいてしかるべき先ほどの情報だと思うのですよ、捜査とは関係なく。

○大城浩教育長 我々県教育委員会では、先ほど少し申し上げましたが、生涯学習振興課で13の社会教育関係団体を持っています。この中にはさまざまな団体がございます、当然、いろいろな事件が起こるたびにこの団体の役割を再度検証しながら取り組んでもらったことがございます。結果としてこういった事件が起こったことは本当に残念なのですが、そういうことで絶えず団体等を通していく中でさまざまな取り組みはしてきたつもりではございます。

○仲村未央委員 教育長、伺いたいのは、この間にもこの公園は初めての事件ではなくて、役割の見直しとか、いろいろとそこにかかわる教育関係者や地域の皆さんが大会まで開いてやったということは、そういう課題の一つとしてこの管理のあり方、あるいは監視行動ができる存在がだれなのか、その役割はどうかというこの間の検証や、そういった再発防止策はとられていたのではなかったのですかということです。

○大城浩教育長 今回の事件の大きな特色は、やはり有職・無職少年たちと行動を共にしてきた少年の中に高校生がいたということです。同時に我々は今、再発防止の一環といたしましては、特に無職少年につきましては、先ほど言いました13の団体と連携をしながら、例えば遊技場、そしてたまり場、空き地、公園等のパトロール、見守り活動、声かけ運動をしてきたつもりなのです。ですから、そういったことをしてきたわけですが、結果としてこういった事件が

起こってしまったということです。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員長から質疑内容に沿う答弁を行うよう指摘がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 その環境の中で繰り返し起こっているということに対して、どういう再発防止策が上がっていたのかということが知りたかったので、これは引き続き、御存じないのであれば、繰り返さないということの中で、今回の警備員の役割というのは非常に大きなポイントだと思います。

それから、今回かかわった少年たちはみんな同じ中学校の出身だったという情報が漏れてきているようなのですが、その中で言葉として、彼らの供述の中から「よそ者が勝手に町内を徘徊している」と因縁をつけたというくだりが何度も新聞報道等に出てきているのですが、その少年たちの「よそ者」とか、言ってみれば「縄張り」とか、こういった人間関係あるいは地域との関係の中でどういう世界観というのか、よそ者がどういう対象になって因縁をつけられるとか、そういうことが起きていくのか、この辺の背景を御存じですか。

○大城浩教育長 今の仲村委員の質疑なのですが、同じ中学校の出身というのはあくまでも新聞報道なのです。我々も本当にそうなのかということは確かではないということで、まだしっかりとした情報は把握できていない状況なのです。ですから、私どもで答えることが難しい状況ではあります。

済みません、訂正いたします。実はきのう、事件の発生した八重瀬町内で集会を持っていらっしゃいます。青少年を非行や事件・事故から守り、社会を明るくする県民大会というのが今回の事件を通して再発防止の一環として行われました。約300名の方々が参加をしたということでございます。その中で糸満署の署長から今回の事件の関係者、つまり加害者が、今、仲村委員がおっしゃったみたいに、東風平中学校出身であるという情報が300名の前で話されたみたいです。その中で糸満署の署長がこういった背景を言っているみたいです。タシマ狩りというあしき風習があるということで、厳しい言葉が大会の中で糸満署の署長からあったということでございます。

○仲村未央委員 少年たちの暴行につながる心理的な背景というのが、これからの教育の中でどのように再発を防止するかというのがポイントだと思うのですよ。つまり、同じ中学校の出身でありながらタシマ狩りの対象になるという、このよそ者というのがどういう対象になっているのかというのは、やはりこれは県警察というよりは、むしろ教育の中から、そういった行動の背景にあるいろいろな心理的なことも含めて、あるいは行動パターンというか、そういうのがどうして、どこからどこに入ったらこういう暴力に遭うとか、こういうことが何か世界の中でできあがっているのか。今回、学校とのかかわりのない少年たちも非常に多く含まれているので、こういったことがそういった年ごろの少年たちの中の世界では、何か確立されたルールみたいなものがあるのかどうかということを知る大人、そういうことにかかわれるのはだれなのかというところはいかがですか。

○狩俣智義務教育課長 この子供たちの心理的な特徴といいますか、物の考え方といいますか、価値観が一先ほど仲村委員からも言われたように、縄張り意識というものを持っております。では、この縄張り意識はどこから出ているかといいますと、言葉は悪いかもしれませんが、いわゆるヤクザのメタファーといいますか、それを自分たちの世界に当てはめてものを考えているわけです。ですから、暴力団のような縄張り意識のようなものがあって、ごっこといいますか、そういう模擬で自分たちも演じているという意識を持っているわけです。そういうことで卒業生と中学生の結びつき、先輩、後輩の結びつきというものが非常に強いと。では、大人は何をなすべきかということですが、そういった間違っただけの価値観を中学校のころから砕いていくという指導が必要だと考えております。そういうことで非常にグローバルな広い価値観を持たせて、人間愛、そういう価値観を育てていくことが大事だと考えております。

○仲村未央委員 本当にごっこという形で、そこで解決していく、そういう時代が通り過ぎていくということであればまだいいというか、そういうこともあったねということになるかもしれませんが。ただ、実際にその背景にさらに成人の、そういう世界の中とのつながりをこの延長線上で持っていけないかということはどうですか。そういう傾向というのは何かありますか。

つまり今、ごっこ、ヤクザのまねごとみたいな形で言っているのですが、実際にはもう学校に行っていない、働いているという中で、成人との社会の結びつきの中で本当にそういうところとの、背景にもっと根深いものはないです

かということです。

○狩俣智義務教育課長 ギャングエイジという言葉があります。これは少年—小学校高学年ぐらいで出てくる仲間意識であるとか、そういう言葉であるわけですが、まさにギャングといったような、それに近い意識で結びつきが強くて、悪いことをしてそれを隠していくと、そういうごっこなのですが。それは中学校から高等学校の中でその意識は次第に消化されて、解消されて、正しい価値観を持って育っていくと考えているわけですが、これがなかなか抜けきれなくて、それがそのまま続いていると。さらにそこにも犯罪性が絡んでくるということになりますので、非常に根深いものがあると思います。

○仲村未央委員 それと被害に遭われた方の状況というのが本当に深刻で、素手で殴っただけではなくて、角材もあったというようなことも出ていますが、この被害に遭われた子供たちもこの時間帯ですから、2人とも高校生ということが後にはっきりしたようなのですが、1人の子については高校生ということが判明するまで—まあ、報道されている範囲でしか私たちもわからないのですが、後にそれが—学校が特定されたような状況があるのですが、高校生だったということがですね。不登校とか何かそういうこともあったのですか。

○平良勉県立学校教育課長 不登校とかそういった情報は、今のところは受けておりません。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 現場が2キロメートル離れた運動公園の野球場付近に移動したということですよ。そしてこの場所は午後10時には街灯が消えるということで、死角になっていたと。街灯が消えて真っ暗な中でこの警備員はそこで声をかけているわけですよ、現場を見ているわけですよ。そしてそういう状況からもう5時間たっているわけですよ。その警備のやり方にも問題があると思うのですが、なぜ午後10時に街灯が消えるのか、そこで野球をしている子供たちが終わったら街灯が消えるということになっているのか、そのあたりの状況はどうなのですか。

○親川實生涯学習振興課長 6月27日に現場の確認のために出かけました。そ

のときに八重瀬町教育委員会の職員の説明を受けました。その中で、22時以降は園内の照明は消灯するということでもあります。

○渡嘉敷喜代子委員 この場所は以前にもそういう事件があったわけですね。そういうことから考えたときに、住宅地からも離れていて、裏手になっていて、そこに人が入っているかどうかはわからない、以前にも事件があったにもかかわらず、そういう死角になった状況を、なぜ消灯をしなければいけないのか。そのあたりは八重瀬町の問題になるかと思いますが。そのあたりについて、皆さんは前の事件があったときに、このことについて意見交換や調べたことはありますか、八重瀬町と。

○親川實生涯学習振興課長 前回の事件を受けまして、13社会教育団体の緊急会議がありました。その中でいろいろと、例えば沖縄県子ども会というのがメンバーの一つにあります。13団体が集まって知恵を出して取り組みを強化しよう。これは当然、八重瀬町だけではなくて、沖縄県全域ということになると思うのですが、話し合いをしております。その中で、取り組みの具体的な報告が上がっていますが、沖縄県子ども会の報告を見ると、八重瀬町子ども会では理事会を開いたと。町の青少年と協力し夜間パトロールを実施ということで、13団体各々の対応策は練って実際に実施してきたと。ただ、そのときに八重瀬町だけではなくて、13団体が全県下で協力してこういうキャンペーンを開始したと、強化をしたという背景はございます。

○渡嘉敷喜代子委員 八重瀬町に限らず、13団体がこれからどうやって防止していくかということ協賛して大会をやった、それはわかります。今、緊急なものは何なのかということは、まずここに街灯をつけることだったのではないですか。そのあたりのことは何も検討されていないことが今回の事件につながったのではないかという思いがするのですが、どうお考えですか。

○親川實生涯学習振興課長 社会教育団体での話し合いで、今この箇所の話が出たのかどうかはちょっと。報告書にはこの子ども会などございますが具体的にそこに言及しているものは見当たりません。

済みません。街灯を設置する云々について記述された箇所が見当たらないと、要するに検討されたかどうかは別にして、この13団体が実績報告を出しているのですが、その中に街灯云々の件は言及していないということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 新聞記事にもあるように、本当に死角になっていて住宅街からも離れていたというところに、その子供たちがこれまでの状況とは違った様子であったと、警備員もそう言っていますよね。そういうことであれば、その子供たちがどうなったのだろうかということをもう一度巡回する必要があるのではないかと。その巡回のスケジュールとか、そういうことについて皆さんは知っていますか。警備会社からそのあたりも聞きましたか。

○親川實生涯学習振興課長 26日の午後1時ごろですか、八重瀬町からの説明では、22日以降は1人の警備員が園内を警備するという説明を受けております。

○渡嘉敷喜代子委員 巡回のスケジュールについては聞いていないのですか。

○親川實生涯学習振興課長 確認しておりません。

○渡嘉敷喜代子委員 それでは県警察にお尋ねしますが、以前にもこの場所でこういう事件があったと、そして今回もまたあったと。それが住宅街から離れていて、こういう暗い、死角になった部分で事件が起こったということなのですが、警備員1人を責めるわけではないけれども、その警備会社の巡回のあり方とかそういうことについても、皆さんは以前に起こった事件のときにも、その警備会社の責任についての事情聴取とか、そのあたりのことはどのように取り扱いなさいましたか。

○平良英俊警察本部生活安全部少年課長 我々が捜査するのは、具体的な事実はどうなのかという観点から捜査をしますので、そこにいろいろな評価が入ってしまうと、相手の供述とかいろいろな面で影響があるものですから。我々としては基本的にこの人が悪い人かとかそういうことは、事実をありのままにということが我々の姿勢ですので。今回も、今まさにいろいろなコメントが出ていますが、我々としては事実はどうなのかということで今確認しているところです。前回についても、これについては管理権の関係でいろいろなところに、準強姦の事件も含めて、管理者のもとに申し入れはしています、そういう対応をしています。具体的な中身までは県警察的にはやっておりません。

○渡嘉敷喜代子委員 警備会社の管理のあり方とかそういうことについては、県警察としては全く触れられないという状況になるわけですか。事実、このような事件が起きているわけですよね。その巡回がどうだったのかどうかという

ことの聴取もできないのでしょうか。

○平良英俊警察本部生活安全部少年課長 警備の関係については、県警察のある部署が指導とかそういうのを持っていますので、そういうことも踏まえて、今回、対応をこちらから話したいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 今回の事件は縄張り争いみたいな感じで、大人の社会がそのままそっくり少年たちの世界にあらわれていたという状況もありますが。何度再発防止の大会を開いてもなぜ防げないのか、これは教育の問題も出てくるかとは思いますが。県警察としても、やはりそのあたりの、警備会社に立ち入ることはできないが、大人としての、あるいは警備会社の責任としてもあると思うのですよ、巡回の方法とか。どういう指導の仕方をやっていたかはわかりませんが、午後11時に暗い場所で、たくさんの子供たちが今までの尋常な状態ではなかったということを知りながら、そのまま放置していたと。もしかしたら、その後に巡回をしていればその子供は助かったかもしれないような状況をつくっているわけですね。そのあたりもやはり警備会社に対しての指導とかということも県警察としてはやるべきだと思いますが、2010年にも起きた事件について、そして今回のことについて、これまで警備会社への指導とか、そういうことは具体的になさっていますか。

○平良英俊警察本部生活安全部少年課長 その中身については私は担当していませんので、具体的にどういう指導をしているかということまでは、今の時点ではわかりません。それについては確認してみたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 本当にこういう事件が起きるたびに、また起きたのかというような状況で、とても胸の痛むような、触れたくないような、本当に悲しい事件であります。学校を卒業した子供たちまでは教育委員会が手の及ばないような状況にあるわけですが、やはり地域と密接な連携をとりながら、しっかりと子供たちの教育をと。

そしてよく私が耳にすることは、小学校五、六年生の間は、何とか中学校に行って、この子が横道に行かないように、少し中途半端な子供を一生懸命教育しましたと、小学校6年生の担任の先生から聞いた話です。ところが、やったけれども恐らく中学校に行っても非行に走るであろうという予測ができるのですという話を聞いたときに、一生懸命ここでやっているのだけど何で中学校でまたそういうことが起きるのか、そのあたりを一小学校と中学校との連携をもつ

と密にやっっていかなければいけない状況にあるのではないかと思います。非行の問題が起きたときに、小学校と中学校との連携がどのようにとられているのかということがよく聞かれるのですが、教育長としてどうお考えですか。

○大城浩教育長 まさに渡嘉敷委員がおっしゃったみたいに、小・中・高の連携と申しますか、特に小学校から中学校に上がる際の連携は当然ですし、先ほど狩俣義務教育課長からもありましたように、ギャングエイジという子供たちの中での特徴と申しますか、そういったこともある中で、我々は小・中・高の生徒指導の方々を含めてのさまざまな研修会、連絡協議会等々を持っております。そういう中で、小学校の子供たちの特色とか、あるいは中学校の子供たちの特色とかについてお互いに意見を出し合いながら、そういったことの未然防止について取り組んできている状況でございます。具体的に今申し上げますと、例えば本教育庁には指導4課と申しまして、義務教育課、県立高等学校教育課、そして保健体育課、生涯学習振興課の4つの課がありまして、その課がおのこの所管をしているさまざまな取り組みがあるのです。いわゆる児童・生徒の健全育成という視点から。そういう中で、今、渡嘉敷委員がおっしゃったような小・中学校にかかわるさまざまな連携事業があります。

○渡嘉敷喜代子委員 全体的な小・中・高の生徒指導の先生方が連携をとるのは当然のことだと思えます。しかし、小学校と中学校、高等学校の管轄というものが有りますよね。そういう個別に一例えば、小学校が4つあって、そして中学校が有って、そして高等学校が有りますよね。そういう身近な生徒指導の先生方が、本当にどのような連携をとって生徒指導に当たっているのかということをお聞きしたいのですよ。

○狩俣智義務教育課長 一般的に小・中学校、あるいは高等学校も含めて取り組まれている事例を報告いたします。まず、各中学校には中学校区生徒指導連絡協議会というものが各学校に設置されております。そのメンバーは中学校の校長、教頭、そして生徒指導主任、そして小学校の校長、教頭、そして生徒指導担当と。さらに、そこに地域の自治会長が入っております。それから民生委員といった地域の方々も入っております。そして警察官一駐在等があったら交番の警察官もときどき参加をすると、そして高等学校の生徒指導教員、あるいは校長先生と。このように連携をとって、その校区の生徒指導について月に1回程度協議をして、改善点があればそれを克服していくという取り組みをしております。もちろん個別の生徒、例えばA君という生徒について協議をすると

いうこともあります。そのことについてこのようにフォローしていこうと、このように支援をしていこうと、自治会長でここの部分は当たっていこう、ここは民生委員で家庭訪問を試みようとか、そういったような取り組みは現在もなされているところではあります。

○渡嘉敷喜代子委員 小学校の生徒指導の先生と、それから中学校の生徒指導の先生と、本当に密接に連携をとられているのかなということがいつも気になるのです。そういう民生委員も警察官も含めての大きな組織というのは、それは地域を網羅したそういう取り組みというのはもちろん大切です。ところが、本当に教師同士の、生徒指導の先生方が本当に連携をとって、例えばこの子は中学校に行ったら間違いなく横道に入るであろうなと思いつつも、私は小学校でしっかりとこの子を見つめながら教育してきましたよと行って中学校に送るが、またそこで非行に走るというような一小学校ではとめられているが、中学校に行ったときにまた非行に走るというような状況が実際にあるわけですよ。そういうことを本当に小学校の生徒指導、あるいは学校の先生方と本当に密接な連携が、実際に日常的にとられているのかなということが気になるのですが、そのあたりはどうなのですか。

○狩俣智義務教育課長 個別の生徒についてどうかと、小学校と中学校の教員間で連絡をしっかりとっているかということですが、これは確実にやっている部分は、小学校から中学校に生徒を送る場合には情報交換をしております。そのこの学校全体の特徴もありますし、それから個別に注意を要する生徒を一人一人挙げてそれを情報交換して、新1年生になったときの学級編成に役立てたり、あるいは指導に役立てたり、あるいはこういうタイプの先生にはこの子は向いているとか、そういったことは連絡をとってやっているところでもあります。

○平良勉県立学校教育課長 ただいま、小・中学校の連携についてございましたが、いわゆる中・高の連携につきましては、学校、家庭、地域、関係機関との連携が大切であるということを言われてございますので、その中で生徒指導に関する連携につきましては、例えば、中学校の生徒指導連絡協議会、これは市町村教育委員会で行っているものでございます。そして中学校生徒指導連絡協議会プラス近隣の高等学校の生徒指導部が連携をしているもの、そして中学校生徒指導連絡協議会プラス近隣の高等学校生徒指導部、それに警察署の少年課、そして4番目といたしましては、高等学校生徒指導連絡協議会一地区ごとの連絡会でございます。それに校区内の中学校の生徒指導部、少年課、そして

近隣校のPTA生活指導部—これはPTAがかかわってまいります。そして当該高等学校の生徒指導部、近隣中学校の生徒指導部、そして必要があれば各警察署の少年課が適宜入っていくと、こういったものが地域ごとにございまして、今そういった取り組みを連携しているところでございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 ちょっと言葉がきつくなるのですが、今の議論をずっと聞いていて私なりに感じるものがあって、どうもこういう事件が発生して、捜査上の壁というものがございまして、教育委員会としては有職少年が絡む事件ですからなかなか判断も難しいでしょうし、これは高校生以下のいわゆる就学している子供たちであれば学校を通しての聴取等も可能でしょうが、有職少年ということになると、なかなか皆さんのところの手に負えないところもあるだろうと。ただ、そういう中で被害を受けたのが高校生ということで、私は皆さん方がもっと丁寧にこの部分に関係者も含めて事情等を聞き、さらには再発を防ぐための努力みたいなものが、今聞いていて、捜査の壁という壁を、ある意味では1つの盾にしてそこから踏み込まない。踏み込まないでおこうと考えているのか、若干、言葉がきついのですが、今聞いていたらそういう感じで、調査の仕方を含めて思うような皆さん方の答弁がなかなか返ってこないのですよ。だからこの部分はもう少し真摯に、教育委員会ができる範囲、これは捜査の核心に入る部分については、それはなかなか捜査上の問題がありますから踏み込めない部分がありますが、いわゆるそこに到達しない周辺の事情ですよ、そういったものはもっと真摯に受けとめて、徹底的に調査して洗い出す必要があるのではないかと私は思うのですが、教育長はどう思いますか。私は今の議論を聞いていて、どうも皆さん方から出てくる努力の跡が、もう少し努力があってもいいのではないかという思いを感じたものですからこういう言葉になってしまいましたが、どうでしょうか。

○大城浩教育長 今回の翁長委員のおっしゃることは以前から、県教育庁と県警察につきましては、これまでもさまざまな連絡会議を持ってまいりました。ですから、決して我々は県警察と連携はしてこなかったというわけではありませんが。ただ、全国的にも少年犯罪が多発した時期がございました。そのときに各都道府県の教育委員会と、いわゆる県警察でしっかりと連携策を講じてきた時期がございました。そういったことを受けて、沖縄県の場合でも沖縄県教育

庁指導4課を中心として、毎年2回、県警本部と連絡会議を持っていく中で、お互いの情報を共有しながら少年非行の防止策についても話し合ってきた状況がございます。そういう中でこういった事案が起こってきたわけですから、ただ、捜査上の壁は確かにございます。やはり捜査をしていく中で、どこまでが我々として知るべき内容なのか、このあたりは非常に難しい状況もございますので、そういう状況はございます。

○翁長政俊委員 いや、私が聞いているのは、要するに捜査の壁を盾にして、皆さん方のこの事件に対する環境を含めて、なぜこういう事件が起きたかということに対してのチャレンジ、さらには深掘りしてもっと徹底的に調べてやろうという思いが、捜査の壁で皆さん方の気持ちが、私が言ったら言葉がきつくなりますので余り言いたくはないのですが、その部分を、ある意味では皆さん方が逆に超えないようにしているのではないのかと。もっと超えてほしいと私は思っているのです。できる範囲で最大限の努力をして超えてほしいのですが、捜査の壁というものを1つのよりどころにして、深入りしないというニュアンスを受けるわけですよ。その1つの例が、先ほど出てきた警備員の業務契約、これはとろうと思ったら簡単な話ですよ。こういったことを基本的なことすら県教育委員会でやらないということに関しては、深掘りという意味では、やはりもう少し真摯に受けとめて、これを機にこういう事件をなくしていこうという徹底した調査が必要ではないのかと私は感じますから、これは1つの理由を挙げましたが、こういうものをもっと教育委員会でできる部分はできる部分、県警察がやらなければいけない部分と、これはおのずと分けてしっかりやるべきだろうという思いがしているから私は聞いているのですよ。

○大城浩教育長 実は今回の事案を受けまして、来週の13日に緊急の会議を持ちます。この中ではこれまでの13団体以外にこの沖縄県警察少年サポートセンターもオブザーバーとして入っていく中で、今おっしゃったみたいな事案についての捜査の壁についても恐らく事案として上がってくるでしょうから、ぜひその中でどこに問題があったのか、またしっかりと対応策を考えてみたいと思っております。

○翁長政俊委員 これ以上このことについては触れませんが、いずれにしろ集団で、この有職少年を含めて、群れたことがこういう大きな事件に発展したのだらうと私は思っているのです。これは個人のぶつかり合いであれば、そういう大事にはならなかったと思っています。ただ、集団であるから集団心理が働

いてこういった大きな、先ほど言った精神的な一ギャングエイジというのですか、ああいったニュアンスのものが出てきて、このようになってしまったと思っているのですが。県警察で、一般論で構いませんのでこういった、昨年もこういう事件が起きて、いわゆる可能性のあるスポットというものがあるわけですよ。ここは県警察としては警らを行っていないのですか。

○平良英俊警察本部生活安全部少年課長 翁長委員のおっしゃるように、我々としてもそういう少年のたまり場というものは、ある程度その地域の警察官はよく知っていますので、そういうところを夜間に重点的に警らをしております。そういうことで、オートバイ泥棒とかいろいろな、そういうものはよく挙がっています。今回、そういう場所なのですが、それを把握して地域のお巡りさんが、それなりにやっていると思います。

○翁長政俊委員 こういう公園一要するに人目につかないところ、死角になる部分については、少年が集まってくるたまり場みたいなものは、ある程度県警察も把握しているはずですから、警らをもっと多くして、1日に1回巡回をする程度ではなくて、夜になると頻繁に警ら活動をやっていくというのも、こういったものを未然に防いでいく1つの方法になるのではないかと私は思っているし、町は町で、町のことについてはこの場では聞けませんので、いずれにしろ県警察も、ぜひこういったたまり場については徹底的に警らができるような体制をしいていただきたいと、このように思っています。

それと教育委員会、こういう事件が繰り返される中で、やはり子供たちの初期の指導のあり方というのが、やはり大きなポイントを握ると思いますので、ここは何度繰り返しても足りないぐらいの教育ですから、ここの部分はぜひ微に入り細に入りですね、徹底して努力をしていただきたいと思っていますので頑張ってください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 取り返しのつかない重大事件がまた起こったということで、県警察がこういう事件を犯罪として捜査をするのは当然であるのですが、この事件が起こった以降の同地域、過去に起こったところの警らを重視していると言われたのですが、やはりこの県警察のパトロール強化の状況についても洗い直しといいますか、それが必要だと思うのですが、これは県警察から答弁を求

めてもいいのでしょうか。

○平良英俊警察本部生活安全部少年課長　今の話は要望として県警察本部の生活安全部長に伝えたいと思います。

○西銘純恵委員　県警察は起こった事件を個別に犯罪捜査をするわけですよ。今問われているのは、教育委員会としてこの事件が公な教育の場で一施設であったということと、高校生が被害に遭った一加害者もいたのかな、そういうところで県教育委員会が問われていると思っているのです。県警察は県警察で犯罪捜査をするが、県教育委員会が独自にこの事件の究明—どうしてそういう事態になったのかということ—を真摯に究明しない限りは、再発防止できないというのははっきりしていると思うのです。今、県教育委員会ができることは何かということをして1点、やりとりで気づいたのですが、この警備委託の契約そのものが、委託の内容も含めて、先ほどおっしゃった深夜から午前4時ごろまでそういう事件が起こるといって、つかんでいっちゃうわけですから、そういうものにきちんと防止していくという立場からの、公共施設の一教育施設の警備・管理のあり方になっているかどうかの洗い直しができると思うのです。県教育委員会が行っている施設も同様なのです。だからそういうことを早急にやる必要があると私は思うのですが、これについていかがですか。

○大城浩教育長　ただいまの西銘委員の御提案は、大変大事だと思いますので、我々、県教育委員会ですべてを所管しておりますさまざまな施設がございますので、その施設の代表者を集めていく中で、今の件についてはしっかりと議論をしていきたいと考えております。

○西銘純恵委員　県もそうですが、教育施設などを指定管理にやっていくその目的・根拠が、大方は人件費を削減するということがずっと行われているものですから、ですから警備の人数にしてもいろいろ、それだけの広い箇所を警備できる状況にあるのか、そこら辺も含めて根本的に検討をする必要があると私は思うのです。それと、その中で警備の方が1人いて子供を見つけたと、そういうときに警察に連絡をする通報体制ですよ、警察に一度入ってもらおうとか。そういう警備のあり方についてもやっていくということで、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

もう一つは英語教育—小学校低学年からやると。グローバル教育、世界に開かれた教育ということでやっている、でも、実際は小さな地域で縄張り争いを

すると、そのようなものがまだ残っているというそこの大きなギャップですよ。それはやはり教育の中でしかこれは変えることができないと思うのです、地域社会ももちろんそうですが。それで1つお尋ねしたいのは、この縄張りを荒らされたとか、入ってきたというのは、1つはやくざ—暴力団の世界をまねているということと言われたのですが、教育の中でこの暴力団組織というのがどういうものであるとか、反社会的集団であるとか、これにかかわることが—このようなことがそういうものに関連していくのだよというような、本当に先を見据えた指導といいますか、教育といいますか、子供たちに、そこも教育の場で必要ではないかと思うのです。ただの縄張り争いをやっていたはずのものが、こういう重大事件にまで起こすし、将来そのままやっていたら、やはり組織とかそういうものにつながっていくという危険性も含めて、教育の場できちんとやっていくことが重要だと思っておりますがいかがでしょうか。

○大城浩教育長 我々、学校現場でも警察官による授業、そういったものを行っているのです。生徒の健全育成のため、学校からの希望によってこれまでもやってまいりました。実績を申し上げます。平成21年度は26校に50回にわたって、警察の方々が授業を展開しております。その中で延べ3万人の高校生が、実際に警察の方々からさまざまなお話を聞いております。その中でやくざについてのお話があったのかどうかはわかりませんが、少なくとも現場の警察官のお話を聞いていることは、今の連携事業からもおわかりかと思えます。

○西銘純恵委員 こういう答弁をされたのであえて聞きたいのですが、事件に遭った子供たちは、直接そういう授業も受けた上でのことだったのでしょうか。実際はやっていきますということが、そういう子供たちに行き渡ったかどうかというところも、また問われるのかなと思うのですよ。

○大城浩教育長 今回の件につきましては、今回、被害に遭った少年が実際に警察官のお話を聞いたかどうかは把握してございません。

○西銘純恵委員 一般の書店にやくざ雑誌が、教育からすれば有害図書なのですが、まだ販売されていると私は思っているのです。一度、問題になったことがあるのですが、今でもマンガで組、組織—すごい暴力団組織の雑誌やマンガがあるのですが、それはまだ店頭で並んでいる状況なのでしょうか。県警察はわかりますか。

○**饒波正彦**青少年・児童家庭課主幹 ただいまの御質疑の有害図書についてですが、包括指定と個別指定という2つの方法がありまして、暴力団関連雑誌については個別指定することになっております。昨年、3冊を指定しておりますが個別指定ですので、その都度やらないといけないという状況がありますので、1回個別指定を行ったからといって、すべての販売禁止というのはまだできておりません。

○**西銘純恵**委員 教育の現場でそういう反社会的集団についてかかわらないという教育を頑張っているのと相反するような、そういうのが社会の中にイタチごっこでどんどん。結局、暴力団は組織を拡大するために青少年に目をつけるわけですから、そこの関連もあるわけですね。だからそこら辺も県警察がよく御存じだと思うのですが、そういう視点まで持って、やはり子供たちをどう守っていくかという教育というのは大事だし、それは人を大事にする教育ということになると思いますので、私は教育の果たす役割はとても大きいと思います。やはり教育委員会として問題になっていると、これが原因だというのは最大限取り払っていく、この努力をする以外にはないと思っておりますので、頑張っていたきたいと思います。

○**赤嶺昇**委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐喜真淳委員。

○**佐喜真淳**委員 確認ですが、加害者、被害者含めて学生は何名いらっしゃいますか。

○**大城浩**教育長 現段階でわかっているのは、高校生が3名いらっしゃいます。

○**佐喜真淳**委員 被害者と加害者の割合はどうですか。

○**大城浩**教育長 被害者に2人、加害者に1人です。

○**佐喜真淳**委員 先ほど翁長委員からもお話があって、有職者のお話があったのですが、今回の事例というのは学校内ではなくて、公園—公共の場所なのです。前回、うるま市でも学校外で事件が起こったのです。そこで私が確認したいのは、こういう事例のときに教育委員会が持つ責任というか、そういうものはどのようにとらえていますか。

○大城浩教育長 当然、我々の管理下にある施設はそれなりの対応をしていく必要があります。同時にそれ以外でも、先ほど申し上げましたように、社会教育関係団体が13団体ありますので、毎回、さまざまな行動はしているつもりなのです。ですから、そういう中でいろいろな対応はしているということはどうぞ御理解ください。

○佐喜真淳委員 これは陳情の中でもお話ししたいのですが、以前、陳情の中で一陳情平成22年第27号で、いじめを追放し撲滅を求める陳情があるのですよ、これはまだ継続されているのですがね。教育委員会の処理方針の中で、昨年11月の中学生暴行事件を受けて、県教育委員会はいじめ・暴力について、しない、させない、見逃さないという緊急アピールをされているのです。その中で学校、家庭、地域、関係機関等々がそれぞれの役割を果たしつつ、再発防止に取り組むという内容で、一応いじめの撲滅運動というのか、緊急アピールをしています。ここで、学校、家庭、地域、関係機関というのがあって、皆さんは1年間を通して、再発防止に向けてその部分は積み上げたと思うのです。逆に、そういう最中でこういう事件が起こったというところに大きな問題があるのであって、例えば、この1年間どういう取り組みをして、成果として、実はこういうことを今まで以上にやってきたと、そういうことが具体的にありますか。

○大城浩教育長 再発防止のためにさまざまな取り組みをしてまいりましたので、幾つか御紹介いたします。まず高校生代表者会議というものを毎年持っています。その中でやはり深夜徘徊は諸悪の根源という視点から、深夜徘徊のゼロ宣言を高校生みずからが宣言をしております、これが1点目です。2点目は、やはり子供たちにこの危機回避能力といいますか、危険な場所には近づかない、そういうたぐいのお話を学級単位、学年単位、あるいは全校集会の中でやってまいりました。3点目が、地域関係団体への協力の一層なる呼びかけです。4点目が、やはり子供たちがホームルーム活動を通していく中でこういった逸脱行為がないような注意喚起を絶えずやっていくと。5点目に、有職少年につきましては、この13団体あります社会教育団体と連携をしながら、やはり雇用主である大人たちに注意喚起をしていくと、そういったことをしてまいりました。最後の6点目は、13団体を中心といたしまして、いろいろなところをパトロールしていくと、そして声かけしていくと、そういったことをしてまいりました。

○佐喜真淳委員 皆さんいろいろと取り組みをなされてきたと。ただ結果とし

て、またこういう形で、一度ならず二度も同じ場所でこういう事件が起こったという背景からすると、やはり今までの取り組み以上のことをこれからもやらないといけないだろうし、場合によっては警察、あるいは地域、あるいは家庭も含めて、撲滅するためにはやはりそれ以上のエネルギーが必要だと思うのです。そこで教育長、就任してこういう事件が起こるのも教育長の責任だとは言わないのですが、やはり一義的には、教育長がしっかりとこの部分は取り組んでいって、再発防止に向けて今まで以上のことをやっていくのだと。組織にしてもそうだし、警察の方もいらっしゃっていますが、やはりこの連携をとることによって、地域というものは南部地域もあれば中部地域もある、北部地域もある、離島もある。そうしたときに、ここは全体としてやはりいじめがないような地域環境をつくるということが大切ですが、そこら辺の決意のほうはどうですか、反省も踏まえて。捜査に影響するという中でいろいろとやりとりをされてきたのですが、ただ、今まで毎年こういう事件が起こっているのです。そのたびに緊急アピールとか、あるいはこの八重瀬町でパレードをやっているのですが、それは一時的な1回で済むのではなくて、継続的にやることが最終的には撲滅につながっていくと思うのですが、そのあたりの教育長の考え方と決意というものを、もう一度お願いできますか。

○大城浩教育長 やはり非行少年を生まないといえますか、そういった社会づくりを推進していくことは当然だれもが負う大きな役割なんです。最近の少年非行の特徴といいますか、それは幾つかあります。低年齢化しているということと、あるいは集団化している、あるいは粗暴化していると、そういう状況が出ておりますので、最近の、特に本県の少年非行の特徴をしっかりと把握しながら、また新たな対策を打つ必要があるのであれば、ぜひ佐喜真委員の今の御提案をしっかりと受けとめながら、新たな対応ができるところはしていきたいと思っております。

○佐喜真淳委員 この陳情の中には沖縄県いじめ防止条例の制定というのがあるって、これは県教育委員会だけの問題ではなくて、無論、県警察だけの問題ではなくて、むしろ我々大人というか地域も含めて、やはり県民がいじめをなくすような環境をつくるためには、やはりそういう条例も含めて何らかの形での啓蒙・啓発も含めてやる必要があると思うのです。ですから私は、これは陳情の中にはいじめ防止条例というお話もあるので、やはりそういうところも視野に入れながら、いろいろな手を尽くしてやったほうがいいと思うのですが、そのあたりはどうですか。

○狩俣智義務教育課長 いじめ防止条例についてであります。現在研究中ということであります。このいじめ防止条例というものが、全国的にまず例がないということであります。1市だけいじめ防止条例があるということはわかりました。ただ、県段階でのいじめ防止条例というものはないということも伺っております。このいじめ防止条例を制定した場合に、対象がだれなのかといったようなことも課題であろうと思います。大人なのか、子供なのかといったようなことがあろうかと思えます。例えば罰則、義務をどうするか、仮にそういったようなものもございますので、今後、また引き続き研究をしてみたいと考えております。

○佐喜真淳委員 いや、私は、毎年こういう事件が起こって、皆さんが今まで努力されていることが残念ながら結果としてあらわれていないことも含めると、新たなことも考える、いろいろな方面、角度からやはり対策をとる必要があるということで、そういう条例を一要するに県民への啓蒙・啓発です。だから必要であれば積極的にやってくださいという提案ですから、そこはぜひ考えてください。

最後に1点ですが、資料の中でパレード、糸満警察署の真栄城署長は、町内で居場所がなく、少年院を出たり入ったりを繰り返している子供たちがいる。あしき状況だということアピールされているのですが、この件について何か詳しいことを知っている人はいらっしゃいますか。少し気になるのですよ。

○平良英俊警察本部生活安全部少年課長 この中身については、私どもも把握していません。

○佐喜真淳委員 これは確かに、署長がそういうことを、前例として、多分、こういう環境としてあるというのがこの地域だと思うのです。だからあえてこういう発言をしたと思うし、その発言の重みと、本来であれば少年院を出た方々を更正させなければいけないのですが、逆にこういうふうが悪いとか、そういうふうなとらえ方をされているし、むしろこういうこともしっかり取り組まないといけないだろうと思うのですが、全体として皆さんがこれを知らないとなると、では一体全体、今回の事件が起こった中で、初動捜査とか、皆さんの対応としてもっと踏み込んで取り組むような姿勢が必要だと思うのです。これは警察署長が言っているのですよね。どうですか、教育長。県警察の方もいらっしゃいますが、新聞報道にこのように出ていて現状をわからないという

のは、私はいかがなものかなと。そんなに問題視していないのか。

○大城浩教育長 今回の件については、十分に掌握していない状況です。

○佐喜真淳委員 たまたまこの地域がそうかもしれないし、他の地域がそうではないかもしれない。ただ、やはりこういうことは少なくとも発言されていますし、いろいろな角度から、撲滅するためには何をするかと、アンテナを広げてやらないといけないだろうと思いますから、そこは県警察との連携ということをおっしゃっていましたから、そのあたりはどう取り組んでいくかということも含めて、課題として積極的にやるべきだろうと私は思います。教育長、もう一度答弁をお願いいたします。

○大城浩教育長 ぜひ、だれもが青少年の非行防止を願っているわけでしょうから、あるいは子供たちの夢実現を図るためには、また新たな課題があるということも指摘されましたので、ぜひ前向きにどういう対応ができるか、しっかりと真剣に考えていこうと思っております。

○佐喜真淳委員 こういう趣旨の事件というのは、もう被害者の親御さんは本当に大変な思いだと思っております。今までの身体に戻してほしいという本当に切なる願いだし、やはりそれを受けて、再発しないための一私は教育委員会だけのせいだとは言っていないのですが、やはり連携をとりながら、地域あるいは学校、場合によっては警察、いろいろな団体と連携をとりながら、再発防止のための積極的な行動をこれからは皆さんに期待しますので、どうぞ頑張ってください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 今、佐喜真委員が話をしていました糸満警察署長のお話は非常にリアリティがあるのです。だからこれを今、いらしている県警察の皆さんが知りませんという話は、私は通らないと思うのですがいかがですか。

○平良英俊警察本部生活安全部少年課長 この中身を知らないということではなくて、コメントをしたことを私は知らなかったというお話で今話しております。一般的に捜査の過程では、少年の今までの行状とか、それから家庭の環境、

そういうのをいろいろと調べていますので、内容把握はそれなりにしていると思います。

○奥平一夫委員 つまり、町内で居場所がなくなって、少年院を出たり入ったりを繰り返している子供たちがいる、そういうあしき現状を絶ていかなければならないという発言をされているわけです。そういう意味では、管内でそういう現実があるということをお認めになって、その現実をどう変えていくか、どう断ち切っていくかという決意というか、町民にそういうアピールをしたということだと思のですが、そういう現実がある一要するに、そういう子供たちにどう寄り添って、どうサポートしていけるかということ、多分、定義をしているとは思いますが、ですから、非行を繰り返して少年院に入って、そこを出てきて、それをだれがサポートしていくかということなのですが、これはそういう少年院から出て来られた子供たちというのは、どういうぐあいにサポートしているのでしょうか。

○平良英俊警察本部生活安全部少年課長 今の関係について、いろいろと司法の場でそれなりの処分が、何がいかというのが判断されて、それから少年院とか、それから保護観察とかもろもろのことがなされるのですが、基本的には保護観察がなされた場合は、そこである程度の改善が図られているというようなものなのですが。ただ、現実にはまだその部分が改善には至っていないのではないかという問題視が今、いわゆる各省庁—いろいろな部門でありまして、その絡みでそのようにして非行を繰り返す少年について、もっと手を差し伸べるべきではないかということで、今まさにその形を今からやっというところではあります。

○奥平一夫委員 このことは県警察だけにまかせておくべき話ではないと思うのです。そういう意味では、福祉保健部の方もいらっしゃっているし、県教育委員会もいらっしゃっているのですから、その辺についてはどのように考えていらっしゃるのですか。ただ、有職少年ですから、県教育委員会がそれに関与していくことができるかどうかという限界性みたいなものも先ほど話していましたが、いかがなのですか。そういう—この少年院を出てきた子供たちをどうサポートしていくか、社会でどう受け入れて、居場所をつくってしっかりと立ち直らせていくかという、そういうシステムというのは県教育委員会、あるいは県の一県警察以外の組織でそういうものはあるのですか。福祉保健部はいかがですか、そういうのはありませんか。

○大城浩教育長 今の奥平委員の件なのですが、保護司の方がいわゆる問題行動といいますか、少年院を出たり入ったりしている子に対しては、いろいろな形でサポートしていると。ただ、保護司の管轄というのは法務省ということ、今、聞いております。

○奥平一夫委員 ですから、彼らをサポートしていけるのはそういう皆さんだけだと、県警察もそうですが。そうではなくて、やはり何らかの形でそういう行政もかかわっていく、彼らをサポートしていくという体制をつくるべきではないかと思うのですが、いかがですか。難しいでしょうか。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大城教育長から法務省の管轄する事務について県教育委員会がコメントすることは厳しいとの発言がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 厳しいという話で終わりかという、私は決してそうではないと思うのです。実際に糸満署の署長がおっしゃっているように、そういう現実があると。ですから、その現実を何とか断ち切っていかなければならない、必要があるとおっしゃっているわけですから、これは今、青少年にかかわるいろいろな地域の団体—皆さんも含めてですが、行政も中心になって、そこを何とかサポートしていく体制をしっかりとつくっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 今、保護司との連携ということですが、これについては、一部、実際に連携はしているわけです。先ほど申しあげました中学校区の生徒指導連絡協議会、そこに保護司が入っております。ただ、ここでの視点は、少年院を出たり入ったりをしている子供たちをどうするかという視点ではなくて、今いる中学生をこの子たちからどう切り離すかと。そういった視点で義務教育の立場からは、そういうかかわりをしているところです。

○奥平一夫委員 いろいろな努力をされていると思うのです、それは認めます。

だけど、こういう事件が実際に起こっているわけです、現実として起こっている。それは、やはりそういうサポートが弱かったということ認めざるを得ないのではないかと思うのです。ですからそういう意味では、もっと抜本的にしつかりと、そういう子供たちに対するサポート、あるいはどう寄り添うか、彼らの認めてもらえる、そういうことをどうつくっていくのか、居場所をきちんとつくっていくという、そういうことをぜひ検討していただきたいと思うのです。先ほど、教育長も非行少年を生まない土壌をどうつくっていくかというお話がありました。今の子は低年齢化をし、そして集団化して粗暴化しているということですが、これは教育委員会や行政だけの問題ではなくて、もっと広く社会の問題だと思うのです。ですから、今、社会のきずなが非常に希薄化して、地域もなかなか昔のように地域の子供たちに注意をしたり、声をかけたりという大人が非常に少なくなっているという、そういう社会のあり方というのも非常にあるわけですから、それは本当に総ぐるみできずなをどうするか、どう深めていくかということに尽きると思うのですが。ただ、起こっている事象に対してどう対応するかということを考えれば、やはり行政も本当に中心になってそういうあしき現状を断ち切っていくというぐらいの、県警察と協力しながら、そういう土壌をなくしていくということをぜひやってもらわないと、この問題は本当にあと三度、四度と起こってくる可能性は否定できないと思っておりますので、ぜひ、そういう土壌をなくすためのきっかけに、この事件をむしろ生かせるような、そういうことにしていただきたいと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 確認ですが、先ほど加害者はほとんど同じ中学校ということで、被害者も同じ中学校ですか、それとも別ですか。この時点でわかりますか。

○幸喜一史県警本部刑事部捜査第一課次席 被害者と加害者の学校は全然違います。

○上原章委員 今捜査中ということで、逮捕されている9人ということですが、主犯格が特定されていないという報道なのですが、今の時点で今回の事件が起きた原因というのはわかりますか。

○**幸喜一史** 県警本部刑事部捜査第一課次席 新聞報道でも、タシマから来てということであるのですが、それ以外にもいろいろな理由が出ているのです。ただ、今後、少年審判とかいろいろな部分に影響することがあるので、広報の範囲でぜひ御理解いただきたいと思います。この場で説明をすると今後の審判に非常に影響が出ます。

○**上原章** 委員 どういった理由でこういった集団心理が働いて、10数人の未成年が2人の他を排除するような事件ということなのですが、先ほど、県教育委員会からこのタシマという、そういった地域的な一他を排除する仲間意識というのが非常に強い地域だと聞いたのですが、そういうことが1つの原因であれば、もっとこれは防げた事件ではないかと実は思っているのです。こういった他のものを排除するような、そういう先輩・後輩の仲でこれまでずっとあるというか、想定されるわけですが、これは南部の一地域の問題なのか、特化したものなのか、他にもそういったのがあるのか、この辺は県教育委員会はどう見えていますか。

○**狩俣智** 義務教育課長 ただいま上原委員から、他を排除するような地域であるということをおっしゃいましたが、県教育委員会として、特にそこ一八重瀬町をそのように見ているわけではないということをお断りしたいと思います。

先ほどの話は一般的に中学生から一早ければ中学生で終わる話であることが、それが卒業してもなおそういう意識を持っていると。そういうことは全般的にどこにでもあるのではないかと考えております。

○**上原章** 委員 先ほどの答弁の中に、その地域がそういう意識が強いところだとおっしゃるから私はそのように聞いたのですが、そうではないわけですね。

○**狩俣智** 義務教育課長 そうではありません。説明が不十分だったと思います。

○**上原章** 委員 これははっきりしないと誤解を招くと思います。確かに、一般論としてそういった中学校一現場とかで、先輩・後輩の中であしき仲間意識というのがあるということも私は聞いたことがありますし、本来ならばいいことをしっかり引き継いでいくというものであれば、これは素晴らしいことだと思っております。本当に学校現場をしっかりと見ていただいている教育委員会として、こういった中学校、高等学校と先輩・後輩のつながりがいい意味で引き継いでいければいいのですが、これが悪い方向に、ましてや犯罪というところに向か

わないように、いろいろな取り組みをされているとは思いますが。那覇市内でも一時期、成人式のそういう中学校の伝統が、いろいろな大人の、また子供たちの努力で大分よい方向にいらっていると聞いています。また他の地域でも、先ほどの居場所のない子供たちを、多くの方々が沖縄のエイサーとかそういう伝統文化で一つにして、本当に地域の模範になっているというケースも聞いたことがあるのですよ。ですから、本当に今回の事件というのは、報道によると他の者を排除するというようなものが1つの原因になっているという報道もありますので、本当に学校現場、地域でもう一度一先ほどいろいろな協議会があると聞いていますので、明らかに今回の事件を通してみると、自分たちの地域に入れられないという縄張りのような1つの流れがあるのであれば、この事件はまた起きないとも限らない。ですから、ぜひ県教育委員会の中で、各市町村の教育委員会、学校現場と連携をとっていただいて、いま一度、こういったあしき伝統があるのであればぜひ、改善、再発防止を早急に一まあ、来週いろいろと会議をやると聞いておりますので、その辺をぜひ取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

○大城浩教育長 今の上原委員の要望をぜひ、来週に開催されます緊急会議でも、また新たな視点でどういう改善策があるのか、しっかりと議論していきたいと思っております。

○上原章委員 先ほど話したように、非常によくなったケースもあるのです。ですから、これは絶対に防げると思っていますので、今おっしゃったようにこの未成年が夜に街を徘徊して集まる、そういう青春一みんなでという仲間意識もあるのですが、ただ、他を排除するということはどんな理由があっても、これは100%すべて加害者の責任だという一いじめもそうですが、どんな理由があっても他が他を排除するということは、すべてこの加害者に責任があると思っています。私もよくいじめ問題とか、いろいろと学校現場の人とも相談、話をするのですが、いじめられるほうにも少し原因があるのではないかとこのことを発言する方がいるのです。私はこれは絶対に許せない考え方だと思っていますので、どんな理由があっても、他を排除するという行為は絶対許してはならないということを、ぜひ教育現場でも徹底して御指導をお願いしたいと。子供たちの、小・中・高という本当に大事な人間形成の中で訴えていただきたいと思います。と要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 教育長、この子供たちの集団暴行事件、こういったものをなくすために、特に県教育委員会の中でも生涯学習振興課—P T Aを主管する課が設けられているわけですが、P T Aの中でいつも言っていることは、子供たちの健全育成を最大の目標とすると。その次に学力が来るわけですが、この健全育成というのは、本当に我々子育てをやってきた、ある意味では子供たちがみんな成人しましたが、いつ、何時、非行化するのか、人に危害を加えるか、あるいは人から危害を加えられるか、親はそういった心配をしながらいつも子供たちを学校へ通わせたわけですよ。その子供たちの集団の、人間対人間の集いの中で弱者を、しかも2人を集団で攻撃する、これはもう絶対にあってはならないことだと考えているわけです。これはもう本当に、学校現場での教育をどうするのか、教育の根幹は家庭にあるというわけですから。では、家庭教育で親がどうしていくのか。これは、問題がある子供は1人もいない。問題のある家庭、親はあるが、問題のある子供は1人もいないとよく言われるのです。今、我々がいろいろな意見を、たくさん委員の中からはすばらしい意見も出ましたが、では、具体的に何をしていくのかという、本当に正念場で今問われている時期が今の時期だと考えております。我々うるま市では、うるま警察署の新里署長が今度の4月に新しく赴任いたしました。今回は残念ながら東風平でこのような事件が起りましたが、昨年度はうるま市でも中学生の子が亡くなりました。この反省を受けて、ではうるま市ではどのように再発防止のために何をしていくのかという、本当に具体的に、理論段階ではなくて実践段階として何をしていくかということをやってきた中で1つだけ、これはぜひ、きょうは県警察の平良少年課長もいらっしゃっておりますから、ぜひ参考にさせていただきたいと思えます。まあ、学校名は出せませんが、問題行動のある学校が虞犯少年が先輩、後輩、卒業生の中にもおりました、その子供たちをどうするかということで一番もめたわけです。これを提案して実際に実践してみせたのが、うるま警察署の生活安全課の多和田という課長で、しっかりとこの子供たちを掌握して、居場所づくりを提案して、この居場所づくりの第1番目に上がったのが、今の時期の爬龍船競争の中に練習をさせて大会に参加をさせる。この虞犯少年と言われた子供たちの深夜徘徊がぴたっとやんだと。そして先輩、後輩が一つのチームとして、2チームに分かれて爬龍船競争を通して、ある意味では先輩、後輩の信頼関係も培われたと。これはP T A、保護司、防犯協会、交通安全協会、この方々が一緒に知恵を出し合って頑張ってきたという実践事例なのです。ですから、やはり今回、教育長に質疑というよりはお願いであります。

すが、子供たちの指導も徹底的にやるべきなのですが、その子を持つ親に対して、今後、指導をどうしていくかというのは、県警察も県教育委員会もしっかりタイアップしてやっていただきたい。これが今まで欠けていたことだと私は思っています。アメリカ合衆国においては、親の責任というのは相当大きく問われます。日本においてはほとんど問われないのですが、学校でPTA活動を一生懸命やっている親御さんの子供で、大きく外れた行動をやる子供がほとんどいないのです。だから親が一生懸命、親が子供に対する愛情をしっかり持てば、学校教育あるいは県警察でどうのこうのと言わなくても、子供たちはかならずまともに育つはずなのです。だからそのところをぜひ今後、41市町村、大変だとは思いますが、こういった指導も徹底してやっていただきたい。このように思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 事実確認だけですが、まず、この高校生が運ばれてきた時刻は何時ごろで、病院に行ったのは何時なのか。

○幸喜一史県警本部刑事部捜査第一課次席 午前4時過ぎごろになります。消防署からの通報が4時37分です。

○比嘉京子委員 救急者の出動をお願いしたのが30分後ぐらい。これは親御さんからですか、父親ですか。

○幸喜一史県警本部刑事部捜査第一課次席 そうです。

○比嘉京子委員 先ほどからたくさんのお意見が出ていますが、私は余りにも重くて質疑ができないぐらいなのですが、石垣中学校での双子の1人の子が撲殺されたことがありました。それから先ほどのうるま市、それからたしか北谷町の桑江中学校でもあったかと思えます。これまで、これだけ1年の事件によって多くの犠牲が払われてきていて、そして軽く、二度とという言葉は使えないと思うのですよね。そういうことをあってはいけないとか、二度と云々というのは、私はもう言えないような気がするのです。というのは、我々一人一人が自分の子供だったらと考えたら、そんな軽い話ではないと思うのです。そのことからするといろいろな策はあるし、暗いところを明るくするとか、音を出

すとか、いろいろな策があるかもしれませんが、この一連の犠牲の上に、今日までどういうことを延々と系統立てて学校でできることとしてやってきたことは何なのかということ、もう一度見直す必要があると私は思うのです、どうですか。内容の細かいことではなくて、結果として再発しているわけなのですよ。そうすると、その時々の上り上がりはあるかもしれませんが、持続的にどういうことを子供たちに構築してきているのかということが見えないのです、わからないのです。その持続の結果でもこういう結果なのか。だから、例えば何団体集めてどういうことをやってとかではなくて、私も中学生の校区を定期的なパトロールとかとやってやるのですが、日時が決まったパトロールで見つかる子はいないわけなのです。そういう話ではなくて、この何十年も前から起こってきている死亡事件を踏まえて、一体何十年間、何をどうやってきたのかということ、もう一度反省しましょうということ、ぜひ一言提案したいです。どうですか。余りにも私は軽いと思うのです。

○大城浩教育長 本当にこれまでもさまざまな再発防止策も取り組んでまいりましたし、きょうもさまざまな御提案がありました。その中でまた新たな課題も出てまいりましたので、ぜひまたこれまで以上に、やはり地域の子は地域で守るといいますか、そういった視点も大事でしょうし、我々にもし足りないところがあったのであれば、ぜひまたこれを、今回の反省を生かしながら新たな連携策を模索しながら対応していきたいと思っております。

○比嘉京子委員 私はこれは対処療法の議論が余りにも多いと思うのです。そうではなくて、基本は人権教育だと思うのです。人を大事にするとか、人を侵害してはいけないとか、キャップ—CAPを初めとしてですよ。つまり、小さいときからの人権教育の徹底がない国として多に反省すべき国なのだと思います、沖縄県も含めて日本全体は。人権意識が大人にも子供にも余りにも欠けすぎていて、その結果、こういうことが平気でできるようになるわけなのだと私は理解しているのです。例えば、先ほど2人に対して集団でというのは、これはもうひきょう者ですよ。暴行そのものが否定されるかもしれないが、実際に暴行をやるとして1対1の素手でやるというかつてのけんかのルールさえもないわけなのです。そういうことも含めて、そういう感覚がないということ、これを集団心理で片づけていいのかどうか。私は教育現場における人権教育以外にないと思っているのですが、どうですか。

○大城浩教育長 現代社会の特徴といいますか、これは人間関係が希薄化して、

規範意識も薄くなりましたと同時に、目標を持たない若者がふえてまいりました。そういう中で、やはり一長一短にこういう問題を解決するのは私は難しいかと思えます。でも、我々学校教育にまかされた大きな仕組みもありますので、ぜひ、学校教育・活動全体と同時に社会をまとめながら、対処療法のみならず予防対策も兼ねながら対応を考えていければ幸いです。

○比嘉京子委員 いじめもDVも、全部そこに根ざしているわけなのです。ですから、やはりその年代に合った、それらの一貫したというか、系統立てた教育をどうやって構築するのか、私はぜひそれを提案して終わりたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、少年集団暴行事件の状況についての質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時5分 休憩

(休憩中に、赤嶺委員長から昨年のうるま市中学生暴行事件についての審査後の県教育委員会の取り組み状況を報告するよう要望がされた。)

午後1時32分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、乙第7号議案沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

大城浩教育長。

○大城浩教育長 教育委員会所管の議案について御説明申し上げます。

14ページをお開きください。

乙第7号議案沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家の管理を指定管理者に行わせる必要があることから、条例を改正するものでございます。

なお、条例の施行期日は平成24年4月1日とし、一部準備行為につきましては、公布の日から施行としております。

以上が、概要説明でございます。

よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 教育長、指定管理制度に移行するというのは、これまでいろいろな形で審査されてまいりましたが、本県におけるその制度の導入、移行は何年度から実施されておりますか。

○大城浩教育長 昨年度から3年間かけまして、6つの青少年の教育施設を段階的に導入していく予定でございます。

○仲田弘毅委員 平成22年度一昨年度は名護青少年の家、糸満青少年の家が移行して、本年度は玉城青少年の家、石川青少年の家、そしてこの条例一乙第7号議案は宮古青少年の家、石垣青少年の家が指定されるという予定ではあります。この施設が指定されますと青少年の家の各施設がすべて指定管理業者が運営管理をしていくということになるわけですが。私たち各委員とも指定管理が移行することによって、各種の行政サービス等が低下するのではないかという大きな懸念があるわけですが、そういった面も含めて平成22年度は名護青少年の家、糸満青少年の家の今までの経過、あるいは実績みたいなものはどうなっていますか。

○親川實生涯学習振興課長 先ほどの教育長の説明のとおり、平成22年、平成23年、平成24年の3カ年にわたって2施設ずつの、合計6施設を指定管理にもっていくと。今のところ、議員の御協力を得て順調に行っていると思います。具体的な話になりますが、平成22年度に名護青少年の家と糸満青少年の家が指定管理を受けました。学校法人KBC学園が指定管理者となっております。我々は当初、民間の指定管理にもっていく大きな目的が2つあるという説明を

るしているのですが、1つは民間ノウハウの活用ができるのかどうか、それから県財政へ資するものがあるのかどうかという2点だと思いますが。

学校法人KBC学園が運営してもう1年たちました。まず利用者の数ですが、平成22年度は両施設を合わせて8万287名、平成21年度は7万3951名と比較いたしますと、6336名の利用者の増となっております。約10%でございます。また、両施設の平成22年度の指定管理料等を比べますと、平成22年度は7388万4000円、これを平成21年度の予算額1億3838万5000円と比べますと6550万1000円ということで、47%の節減効果となっております。また、我々は先方との仕様書の中で利用者のアンケートをとっております。アンケートの結果はほぼ良好ということで、例えば糸満青少年の家のアンケートの結果を見ますと、大体8割程度の皆さんがよかったという評価を受けております。接客の対応というのが非常によろしいということで、少し複雑な気持ちでございますが、とりあえず接客態度が素晴らしいという評価を受けております。それで8割程度ということで、我々が意図した方向といいますか、それ以上といいますか、そのような認識を持っております。

○仲田弘毅委員 利用者の数が約6300名もふえた一増加した、この大きな理由みたいなものは何でしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 先ほどの説明と若干重複すると思いますが、何といたしましょうか、例えば施設がきれいに清掃されているとか一特にトイレですか、あるいは和室をどうのこうのというクレームは少しあるのですが、総じてトイレがきれいにされているということと、それから対応がよかったということ等ですね。利用者に対してサービスに徹した目線で対応しているのかなという気もいたします。それから、また自主事業等についても、学校法人KBC学園ならではの事業が散見されます。例えば親子自転車メンテナンス教室といいますか、そういったものとか。あるいはヤンバル一周サイクリング、沖縄もずくの料理—調理法とか、あるいはデジタルカメラ教室とか、従来はなかったような自主事業が運用されているような印象を受けております。

○仲田弘毅委員 指定管理業者が決まって、運営管理を一任するというこの中において、やはり管理は任せはするが県が全然ノータッチではなくて、県のいいところを出して、また逆に民のノウハウというか、その運営のノウハウ、多分この6300名の増というのがいろいろなイベント、商品をたくさんつくることによって、児童・生徒あるいは保護者の皆さんから受け入れられて、それが

認められてこの増につながったと思うのです。結果的には、それが行財政改革の削減にも貢献していると考えていきます。ぜひ、そここのところをもっと頑張っていたきたいと。これはこの業者と生涯学習振興課との打ち合わせみたいなものも定期的にやっておりますか。

○親川實生涯学習振興課長 指定管理者が11月議会で議決された以降に、基本的にはさまざまな事務の打ち合わせをしております。それから基本協定、仕様書等の締結を行います。それから4月1日に具体的に事務移行をして、運営管理が移行した後に1カ月1回の連絡会議といいますか、調整会議を持っております。その中で、個別具体的に事案について先方から要請、要望があって、予算の範囲内とか、あるいは過去のいろいろな対応の仕方等々を勘案しながら、どうすればうまく運営できるかについて極めて個別具体的に議論をいたしております。

○仲田弘毅委員 今回の条例改正は、宮古・八重山地域の青少年の家についてであります。宮古・八重山地域においては、青少年の教育施設というものが、多分、お互いに県の施設以外にないと思うのです。そういった場合に、指定管理をさせる相手方は、沖縄本島みたいにNPO等を含めてたくさんの業者がいればいいのですが、宮古・八重山地域においてはそういったものが懸念されるわけですが、どうでしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 そうですね、沖縄本島には確かに生涯学習教育の施設等というのは多々あります。これは少年施設も含めてでございますが。ただし、宮古・八重山地域においてはございません。ちなみに、平成22年度に両施設を利用した延べ人数が5万2537名ですか、ちなみにこれは延べ人数ではございますが、宮古・八重山地域の人口を合わせますと10万5905名ということで、割合にすると50%—延べ人数ですが、人口の2人に1人—半分の皆さんがこの施設を利用しているということになります。このことから、両先島地域の青少年やその家族にとって大変重要な施設だと認識をしております。そうでありますから、我々としても先方で、しかとした受け皿が早急にできることを期待しているところでございます。

○仲田弘毅委員 今回の宮古・八重山地域の施設で、ちょうど6つの施設が指定管理という形になります。一番最初に申し上げましたとおり、この行政サービスが低下しないように、ぜひ、そここのところを気をつけながら県民に、特に

児童・生徒を中心に、将来を担う子供たちのために頑張っていたきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 条例改正提案のところに、指定管理者に行わせる必要があるということで、理由そのものは明記されていなかったのです。一応、口頭では説明を受けたのですが、もう一度その点をお尋ねします。

○親川實生涯学習振興課長 地方自治法の、確か第244条の2で、地方自治法の改正によりまして、公の施設についても民間への管理運営委託ができるという条文の改正を受けまして、県としましても行財政改革の中で、県が持っている公の施設の一部について指定管理にもっていこうと。その中で教育庁関係の青少年施設がその対象に上がっていると理解しております。大きな目的というのは、やはり県の財政逼迫、それから民間の力がついたので、民間のいろいろな資質の活用、いわゆる民活といいますか、その2つが大きな目標だと理解しております。

○西銘純恵委員 名護青少年の家、糸満青少年の家について指定管理を受けた団体がたまたま、ある意味では社会教育的なものを担っている学校法人KBC学園ですか、そういうところであったということで、受けたところが今回はよかったのかなという判断はあっても、この民間が県がやっているときと比べて、すべていいというような結論がすぐ出るものではない、1年間しかやっていないということも合わせてこれからの検討課題だろうと思います。

お尋ねしますが、トイレがきれい、対応がよかったというのは、ある意味では県の職員の皆さんがやはりそういうところを、公を管理しているときにきちんと県民に対して、ある意味では県民の職員だという意識の欠如、裏を返せばそういうことがあったのではないかということは、厳しく問われると私は思っているのです。だから、民が管理したからトイレがきれいになる、そんなものではないと思います。だからこの評価については必ずしも、直接答弁を先ほどされているのですが、県が直営をしてやることはできることであるし、比較、評価するものではないと指摘したいと思います。お尋ねしたいのは利用者がふえた、指定管理者が一所長が認めるものは無料でこの施設を使用することができるということが指定管理をするときの条件になっていたかと思うのです。

が、そこを確認したいと思います。

○親川實生涯学習振興課長 利用の目的がございまして、1つは主催事業、それから受け入れ事業、それから自主事業というものがございます。

主催事業というのは、本県の教育施策をもとに教育的課題に対応する事業として、施設が年間計画に位置づけ立案し、参加者を募集して行うものでございます。食事代、原料費以外は徴収せず、無償で実施することとしております。

受け入れ事業でございますが、それは教育施設を利用する学校、社会教育団体がそれぞれの企画・立案で行い、青少年施設内で行う事業をいいます。実施に当たっては、専門職員と相談の上、活動の安全性、妥当性を事前に検討して行うということになっております。

それから自主事業ですが、社会的あるいは利用者の教育的ニーズに対応するために、当該施設が企画・立案をして実施する事業—先ほどの沖縄本島北部地域一周サイクリングとか、あるいはデジタルカメラ教室等がそれに該当する事業でございますが、主催事業と異なり、事業に必要な経費を参加者から徴収することができます。ただし、実施に関しては教育庁の生涯学習振興課と協議の上実施をしていると、そういう状況でございます。

○西銘純恵委員 自主事業は企画・立案をして参加者から徴収できるとおっしゃったのですが、指定管理を受ける事業者が47%も経費を削減されて、なおかつその施設の管理・運営ができるというのはどうしてなのかと思うわけです。そこでその管理者自身がみずからの民間事業を行うに当たっての、何らかの施設利用が無料でできるという条項というのはないのでしょうか。ありますか。

○親川實生涯学習振興課長 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の第15条に利用料金の減免という規定がございます。「指定管理者は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。」ということで、同条第2項に「前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除するものとする。」、そういう規定がございます。

○西銘純恵委員 ですから私が言っているのは、指定管理者みずからが何か事業をするときに、その施設自体を持っていなければ別のところで使用料とかそういうのを出してやることがあったのが、その施設を利用して、みずからが

判断して無料で使うことができるという、そういう活用もできる条項が第5条ではないですかと聞いているのです。

○親川實生涯学習振興課長 先ほどの同条例第15条の第2項の規定によって一今、規則の話ですが、同条例第15条の第2項の規定により利用料金を免除する場合なのですが、同条例施行規則第4条第2項にうたわれています。1号「児童生徒（就学前の幼児、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。）及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として利用する場合」、2号「身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者で都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護人が利用する場合」、3号といたしまして「沖縄県及び沖縄県教育委員会が主催する研修に利用する場合」、この3つの条文が規則で整理されております。

○西銘純恵委員 高等学校に準ずる者というのは、一般の専修学校も該当するということでしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 大丈夫でございます。

○西銘純恵委員 学校法人KBC学園のそもそもの業種は、どのような団体でしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 専修学校で6つの関連校を経営していると聞いています。

○西銘純恵委員 使用料の免除条項に該当するような学校を持っているところが指定管理者になっているということを今確認したのですが、あとは指定管理をすることができるという法律改正があって、沖縄県は青少年の家を指定管理に行財政改革でやってきたと言われましたが、3年前、最初の議論があったときに、全国で同じような指定管理をしている都道府県はどれだけありますかと聞いたことがあるのです。現在、どうなっていますでしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 これは宮崎県の調査で、平成22年の1月でございます。

ます。47都道府県中、28都道府県の78施設、これは全体の施設の約50%ですが指定管理者制度を導入済みでございます。

○西銘純恵委員 指定管理者制度を今導入したばかりで、なかなか評価が難しい中で県はみんなやっていくという立場をとっていると思うのですが、ただ、これが公が担っている教育の施策を民間にしていくという大もとの議論が相当交わされたところで、これについては果たして民間のノウハウというのが、公が受け入れて公共の施設としてやることもできるが、指定管理にもっていくというものについて私は従来、ずっとだめだという立場を出しておりますが。

経費の件で管理費用が、平成21年一県がやっているときには1億3800万円余り予算をかけていたと、それが7388万円、47%も経費を節減できたということが行財政改革の目的にかなっているということをおっしゃったのですが、現場の施設での人的体制、雇用の状況というのはどうなっていますか。

○親川實生涯学習振興課長 指定管理者制度に入る前と入った後の職員の状況でございますが、まず県管理であった平成21年度が6名で、その内訳は所長1名、事務職1名、専門員3名、用務員1名でございます。それから指定管理制度をとった平成22年度以降ですが、所長1名、事務職2名、専門員5名、用務員1名、トータル9名でございます。増減を見ますと、事務職に1名増、専門員に2名の増、トータルで3名の増となっております。

○西銘純恵委員 今、名護青少年の家とおっしゃったのですが、糸満青少年の家もお答えください。

○親川實生涯学習振興課長 失礼しました。これは1カ所のメンバーでございます。1施設ですからこれを2掛けすると、例えば県管理の場合には12名、指定管理者制度以降は18名ということになります。

○西銘純恵委員 職員が1.5倍になっていますが、専門職といえますか、社会教育施設ということで、この専門の方の配置をするということが議論されてきましたが、実際はその資格者等も含めて、現に指定管理を受けているところは、どのような陣容でやっていますでしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 例えば名護青少年の家—これは糸満青少年の家も一緒ですが、おのおのの施設に9名の職員がおりまして、そのうち5名を、先

ほど説明いたしました、5名が専門員になっております。主任専門員ということで1名、それから専門員ということで4名いますが、採用する前に各種調整をいたしております。特に専門員についてはしかるべき技能試験というか、経験というか、それを具有する人ということ指定しております。今、中身を見ますと社会教育団体で長年経営に関係している方、これが1名です。それから学校で青少年教育に携わってきた人が1名います。それから青少年教育指導ということで経歴を持つ者が3名、以上5名が指導班の指導員として所在しております。基本的には糸満青少年の家も一緒です。

○西銘純恵委員 その皆さんは正規雇用でしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 全職員、週40時間の勤務となっております。常勤ということは我々からも強くお願いしている項目でございます。

○西銘純恵委員 人件費総額はどうなっていますでしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 平成22年度で両施設一名護青少年の家、糸満青少年の家を合わせて、千円単位で表現をします、4857万2000円でございます。

○西銘純恵委員 それぞれということですか。

○親川實生涯学習振興課長 トータルでございます。

○西銘純恵委員 週40時間という正規で雇用するのが建前だと思うのですが、正規職員か非正規職員かを確認したいということで、前にも私は調べていただきたいと言ったのですが、その答弁がないのですが、それについて答えていただきたいということと、4857万円を18人で単純に割って1人当たり幾らになるのでしょうか。通常皆さんが考える、指定管理をするときの積算をして人件費計算を出したと思うのですよ。それと比較してどうなのでしょう。

○親川實生涯学習振興課長 正規職員と聞いております。それから給与ですが指定管理料の積算では、人件費は5114万円となっております。それから平成22年度の2施設の人件費の決算でございますが、4857万3000円となっております。

○西銘純恵委員 18人で単純には割れないと思うのですが、所長もいますし、

夜勤や宿直等もあると思うのですが、実際は単純に割ってどうなのでしょう。皆さんが考えていた一まあ、200万円以下はワーキングプアと言われるわけですから、それとの関連で今の給与についてどのように一週40時間フルに働いて、こういう給与体系になっているということについて、どう認識されていますか。

○親川實生涯学習振興課長 基本的な考えといたしまして、人件費それから物件費、トータルで1億3838万5000円—これが指定管理料。内訳は人件費と物件費となっていますが、その範囲内で両施設を青少年施設として従前の、必定の青少年教育施設を管理運営してくれと、これが1つの大きな考えでございます。

○西銘純恵委員 これはしっかりと調べていただきたいと思うのですが、18人の中で最低の給与の方が年収幾らになっているのか、そして最高が幾らなのか。そしてみんな常勤、正規雇用で週40時間と言われますが、この最低の方が、先ほど私が指摘した考え方からいって妥当と見るのか、そこはとても重要だと思うのです。

○親川實生涯学習振興課長 先方とは基本協定書というものがございまして、その中で経営上のいろいろな機密事項があると聞いておりますが、最低限この人件費—賃金、報酬といいますか、歳出の項目、それから歳入の項目、トータルで—1年に一度この歳入歳出の決算報告を得て、その中身を見せていると、そういう状況でございます。

○西銘純恵委員 県が民間で働く皆さんの給与というのが、当たり前前に生活をして生きていけるようなものになっているかどうかというのは、すべての部署で注意しないといけないと思っていますのです。ましてや行財政改革という名目が経費を落とすということには間違いのないものですから、そこが人が働くところで落とされるというのは確実に人件費が削られる以外にはないと思っていますのです。だからそこがどこまで、基準として協定書を結んでいるというのですが、例えば週40時間働くのだったら、県の職員の平均賃金、年齢、それで出して大体300万円とか350万円とか、そういうのは確保してほしいとか、そういうことがあってしかるべきだと思うのです。指定管理をさせるときに、そういうのを持っているのかどうかですね。自由に任せているのかどうかという、それはとても重要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 先ほど申し上げた内容と重複するような印象を持

ちますが、全体の指定管理料というのを提示して、基本協約書の中で各条項について同意をしてもらって、最終的には細かな事務の調整はあるのですが、極めてアバウトな感じでのことになろうかなと。と言いますのは、賃金体系について県が細かくあれこれと言うのはいかなものかと、特に我々としては労働基準法とか、各種法令を遵守しなさいということと、仮にこの法令違反があれば、これはしかるべき取り締まり所がございますので、そこの問題になろうかという気もいたしまして、我々が指定管理者と細かな打ち合わせをするときに、この各人の給与の面まで関与するということはありません。

○西銘純恵委員 沖縄県の最低賃金、法令を守ればと言われたけれど、生活保護すれすれなのです。だからそれでよしという考えをとるのかなのですよね。やはり最低はどれだけ以上と、フルで働く方に対して、そこら辺はもっと検討してきちんと、指定管理をするにしても、そこを明確にしていく、協定をやっていく、そういう立場が必要ではないかと思うのです。ある意味ではフルで働いてもらっても、割ったら200万円ちょっとですから、所長という方が例えば多くもらっているだろうと、平均で200万円ちょっとといたら、200万円以下という方が何名もいるだろうというのは推測するわけです。そういう意味では、ワーキングプアといわれる状態を指定管理の場所では是とするのかということろを問われていると思うのです。そこについては見直しが必要だと思います、指摘をして今後やってほしいのです。

直営のときの職員が6名いましたよね。この人件費は幾らでしたか。18人で4857万円とおっしゃったのですが、12名、直営のときに1人当たり平均幾らでどれだけの差があって、こういう行財政改革というのが働く人を本当に賃金を低くして、給与を低くしてやっていく手法が行財政改革なのかということをお聞かせください。

○親川寛生涯学習振興課長 先ほど西銘委員の、県が直営するときの人件費については、1億436万円となっております。これは糸満青少年の家6名、名護青少年の家6名、12名分でございます。ちなみにこれは西銘委員が、去年でしたか、いろいろと御質疑された中で、人件費に少し開きがあるという話があったと思うのですが、教員の方々の管理職相当の皆さんが配置されているという状況もありまして、若干高いという状況にあったのかなと思います。

○西銘純恵委員 12名で1億436万円、18人で4857万3000円、もうこの差というのは本当に歴然としています。そして、さらに県が積算をしたものでも5114

万円でしょう。それ以下なのですよ、4857万円といたら。積算以上に頑張っ
て指定管理をやるのであればまだいいのですよね。それをさらに切り詰めてい
くということに、それをそのまま認めるのですかということなのです。問題で
はないですか。

○親川實生涯学習振興課長 県としましては、やはり一法人の給与の面までい
ろいろ申し上げることができないものでございまして、そこら辺は御理解のほ
どをと思います。

○西銘純恵委員 最後にしますが、指定管理者制度そのものが民間の活力をと、
ノウハウは民間が勝っているような表現をしながら、実はこの働く人の人件費
を切り詰めて、そして労働市場にそれを広げていくものでしかないということ
が本当に明らかになっていると思うのです。私はこういうやり方で本当に公の
施設そのものの運営が、今後、指定管理という名でやられていくということは
改めていく、全国的にも指定管理がまた変更されていく、もとに戻っていく、
公に変わっていく、そういうような流れもあるわけですから。やはりまだ教育
の分野ではやったばかりですから、そういうことがあるかもしれませんが、管
理を受けるところによってはもっと劣悪になっていくという一これから先です
よ、ありますから、やはりちゃんと県が管理運営をしていくというところに立
ち戻ってほしいと思います。これから先、将来の展望といえますか、そこら辺
について行政として、県政として、県教育行政として、どうあるべきかとい
うのをもう一度、大もとから見直すべきではないかと思うのですが、教育長いか
がですか。

○大城浩教育長 この制度は平成22年度から始まったばかりですから、やはり
これからしっかりと検証していく中で課題等が出てくるでしょうから、しばら
くは暖かく見守っててください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 私の娘もせんだって糸満青少年の家で、学校の主催で1泊研修
をして、とても張り切って帰ってきていまして、楽しかったと。本当に大事な
施設だと思うのですが、先ほどこの指定管理者制度のスタートという中で行財
政改革というのも非常に大事な、県民から見れば本当に関心があるのだと思

うのですが、先ほどの説明では、県が直接やっていたときには学校現場の管理職の人たちがいただいていた給与を大体基準にしていたと。今回、1年たって、私は銀行出身なのでどうしても計算してしまうので、4857万円を18名で割ると約270万円なのです。この270万円は、確かに経験の豊かな人もいれば、若い方もスタッフでいらっしゃるとは思うのですが、先ほど西銘委員がおっしゃったように、この方々が仕事をした分はしっかりと評価をして、私は指定管理の中でもいいお仕事をさせていただきたいと思っております。

質問ですが、先ほど親川生涯学習振興課長が、1年運営をし、随時やっている、移行をしているわけですが、現場のスタッフの皆さんと意見交換をしているとおっしゃっていましたが、具体的に現場からどのような要望があるのか、それに対してどう対応しているのか聞かせていただけますか。

○親川實生涯学習振興課長 一例として、例えば施設の維持管理について指定管理者から幾つかあります。例えば消耗品のものとか、窓ガラスとか、あるいは冷蔵庫とかです、極めて具体的な什器、備品類でいろいろ提案がございます。それに対して、基本的な問題ですが50万円以上については県で対応するということと、それから予算の範囲がございますので、その優先順位をいろいろと整理をしながら、個々具体的な施設について、買いかえとか修理とかそういった形で現場の声を実現すると、1つの例ですがそういった形でございます。

○上原章委員 県内に6施設ありますが、私は文教厚生委員会で名護青少年の家にも視察に行かせてもらいました。あそこは非常にきれいで、建てかえたばかりかなという印象だったのですが、建てかえ時期を迎えている施設はないですか。予定はないですか。

○親川實生涯学習振興課長 名護青少年の家の施設が建てかえて一番新しいと思います。石川青少年の家が昭和49年ということですので、37年ぐらいになりますか、あそこが一番古いと思っております。

○上原章委員 建てかえの計画、これは県がちゃんとされるのですか。

○親川實生涯学習振興課長 建てかえについて行財政改革プランの中で、6施設全施設のあり方を再度検討してくださいと、それがはっきりとした暁に建てかえという時期になろうかと思っております。

○上原章委員 現場はやはりサービスを落としたりこれは本末転倒ですので、例えばこの間すごい台風がきて、あそこは結構自然が多いわけなのですが、大木が倒れたり、こういった手当てをしないといけないわけですね。また施設の中でも、プラネタリウムですか、そういった子供たちが楽しみにしているようなものが例えば故障していた場合とか、あとは畳が古くなって、ダニとかそういったものが、実は私の娘の学校が行ったときにも若干そういった声もあったみたいですが、結構それはなかなか指定管理者で対応できるレベルではないと思うのです。こういったものは当然、県がしっかりと衛生面とか環境面の維持はやるべきではないかと。それと構内にも遊具とか、こういった自然の中でいろいろ、研修の中で、また子供たちが過ごす中で充実させる意味でも、私はそういう手当ての要望が結構現場からあると聞いているので、これはしっかりと対応する必要があるのではないかと思います、いかがですか。

○親川寛生涯学習振興課長 おっしゃるとおりです。県単独事業として大変苦しい中で今、この指定管理者と考え方をすり合わせながら、一つ一つ整理整頓をしている状況です。ちなみに平成21年度で申し上げますと、これは県が直営しているときでございましたが、上原委員がおっしゃったように宮古青少年の家でトイレの改修とか、あるいはドアの補修とか、網戸とか、そういう基本的な消耗品の整備がございました。当時830万円ほどの予算を投入していると聞いております。それから石垣青少年の家ではスロープの改修とか、手すりの補修とか、トイレの改修とか、そういうものがございました。これで233万5000円です。非常に貴重な県単独予算の中から、そのように割いて、優先順位をつけながら整備、何て言うのでしょうか、維持しているというのが実情でございます。それから、先ほど台風の件がございましたが、2施設においてガラスが1枚割れた状況があります。それから外灯の破損、天井の破損が一部あったということで、施設の大きな被害というものは特になかったということでした。

○上原章委員 この施設は県の財産なのです。本当に多くの子供たち一幼稚園、保育園の子供たち、小・中学校生、本当にこういう野外研修というか非常に異議があると思いますので。教育長、ぜひ、委託はしたものの、私は教育長がまたこの6施設、機会があればぜひ見ていただいて、今のこの施設のあり方、その辺をしっかりと指定管理者の方と意見交換をして、本当に多くの方が、県外からも結構いらっしゃると聞いておりますので、ぜひこの沖縄の青少年の家がいろいろな意味で内外に貢献できるような体制をつくってほしいと。古いところに泊まっても、寝具とかいろいろなものが大事な部分だと私は思いますので、

その辺は丁寧にやっていただきたいと最後に要望したいのですが、いかがでしょうか。

○大城浩教育長 実は私も教育長に就任いたしまして、2カ所回ってまいりました。糸満青少年の家と玉城青少年の家を回ってまいりまして、実際に所長から活用状況とか。また幸いに糸満青少年の家に行ったときは特別支援学校の子供たちが宿泊学習をしております、その子供たちとも話をしたこともありまして、玉城青少年の家でも小学校の子供たちが集団の宿泊学習をしております、非常に有効に活用されているということがございました。これまでの話を聞いていく中で、またさまざまな課題もあるでしょうから、ぜひ改善できるところは改善していこうと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 確認ですが、今回の条例改正は宮古・八重山地域の青少年の家関連の条例改正ですよね。今、聞けば聞くほど非常に疑問が拡大してしまっているのですが、まず指定管理者制度の目的としては、民間のノウハウを活用していくことと、それから行財政改革で財政の削減であるという2つの大きな目的をおっしゃったのですよね。それでまず、石垣市、宮古島市で民間のノウハウというのが、ここで醸成されているかどうか、そういう環境にあるかどうか、それはどうですか。

○親川實生涯学習振興課長 先ほどお答えしたと思うのですが、宮古・八重山地域には専門の青少年教育施設が今のところないということで、我々はこの2施設が地元で、1つは民活と申しましょうか、雇用の場と申しましょうか。2つ目には健全な青少年の教育の場という2項目が定着していけばと非常に期待しております。心配なのは地元の受け皿でございますが、今のところは宮古管内に2施設—NPOです。それから八重山管内に1NPOが手を挙げて、それなりの整理整頓をやっておりまして。この主体者が青少年施設の元教師とか、指導者とか、あるいは渡嘉敷島での経験等があるということで、従前、我々が今指定管理をやっている4施設の所長とか、あるいは専門員と同じような資質、能力を持っている方がNPOを組成しているということで、ある程度胸をなでおろしているといえますか、そういう状況でございます。

○比嘉京子委員 では今の答弁では、受け皿としては一応見込みがあるという理解でいいですね。ではその次なのですが、先ほどから問題になっている指定管理者の person 費が18名で4800万円余りと。その前の県直営のときの12名では幾らだったのですか、確認ですが。私は1億円余りと聞いたのですが、どうなのですか。

○親川實生涯学習振興課長 平成21年度の県予算から説明いたします。名護青少年の家と糸満青少年の家で12名、人件費トータルが1億436万円となっております。

○比嘉京子委員 ということは倍以上ですよ。12名で1億400万円ですから、18名で4800万円の世界ですね。そこでやはり県として、県がそういう指定をする中で一法人の給与に踏み込むのはというような答弁がありました。私は最低の基準というのは契約書の中でうたうべきではないかと思いますが、どうなのですか。例えば本当に基準を下回るような雇用体系だって生まれえないとは限らない、そうすると、一見するといかにも一法人の給与体系という範疇に言われましたが、その給与体系によっては、この施設の質というものが担保されていかないような状況にさえも陥ると私は思うのです。やはり働いている人というのは、給与でしか評価されていないのです。そうすると、余りにも低い給与で雇用されていくということは、そこにさまざまなサービスであるとか入所する人たちに対する気持ち、または指導、そういうことに対して本当に励めるのかなど。そこら辺のことに至ってつながると思うのです。そのことを考えると私はやはり、そこは皆さんでよろしくと言うのは違うのではないかと。それは利用者にとってもいいことにはつながらないのではないかと。最低基準というのは、私は契約書等でうたうべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○親川實生涯学習振興課長 基本協定書の中で、労働基準法とか関係する法規は当然遵守しなさいという項目を打っております。それから雇用については、法人と雇われる方との間での契約でございますので、そこら辺については所管するしかるべき官庁がおるやに思いますので、そこまで県が介入できるものかどうか、いかがなものかと思っています。

○比嘉京子委員 今、利用者も6000人余りふえて云々がありましたが、そして目標としている削減効果もこれだけ落ちていると、利用者がふえていると。先ほど、複雑ですがとおっしゃいましたが、これは本当に県の直営しているとき

と比べてこのように違うのだと、特に懸念される課題とかはあるのですか。それは余りないのですか。

○親川實生涯学習振興課長 話がそれるとおしかりを受けるかもしれませんが、沖縄県の毎月の勤労所得統計調査というものがございまして、一番最初の平成21年4月をちなみに拾い上げてみたのですが、事業所規模5名以上一我が青少年施設に類似する施設だと思えますが、それが20万9000円となっております。ちなみに青少年施設の皆さんは22万4000円ということで、1万円以上の差があるということと、それから沖縄県の今の最低賃金が642円となっておりますが、時給に割り戻したら1338円になると、計算すればそういう計算になるということです。

○比嘉京子委員 今、質疑したのは、いいことがたくさん並べられたのですが、指定をやって懸念されるような課題はないのでしょうかということです。

○親川實生涯学習振興課長 やはり民間ノウハウを活用したいという立場ですので、県民が喜ぶ自主事業というのでしょうか、それをどんどんつくってほしいと思います。

○比嘉京子委員 先ほどおっしゃっていた施設整備に関しては、皆さんが月1回のミーティングも含めてですが、計画なるもの—いつごろ、どこをどうやっていかなければいけないというようなこと等も含めて、計画されているのでしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 毎月1回のミーティングがありまして、その中で緊急性の高いということで、例えば台風があつて、至急—これは本当に必要だ—というものも出てくるかもしれないということで、そういった意味で優先順位というのは、すごく総合的な意味での優先順位ということであります。それから維持補修—修繕費について平成23年度に1300万円、これは平成22年度が800万円ですから2.何倍かの、当初予算ですがとって準備をいたしております。

○比嘉京子委員 少し乱暴な言い方になりますが、もう出先機関—というか、県以外の出先機関のみならず、本当にこれは行財政改革に値するようなところが山ほどあるのではないのかと思わせるような話ですよね、今の本庁も含めて。結局、それだけ税金を効率的に使うということで、そういうことを始めるとい

うことは、私は本庁の職員だってその比ではないと言いたくなりますね、これを聞いている限り。自分たちのところは守られているのですよ、今、皆さんは。それで延々と出先機関のところをどんどん行財政改革と称して切り捨てていくわけですね。そしてこれだけ効率が上がりましたと、これだけ財政が浮いて効率的な税の使われ方ができていますと、そういう論で話されるということは、では本庁にいる人たちはどうなんだという論にだって展開できないわけではない。非常に乱暴な展開を考えてしまいますよね。そのことがすごく目に余るなという感想を申し上げて終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、教育委員会関係の陳情平成20年第57号外71件の審査を行います。
ただいまの陳情について、教育長の説明を求めます。
なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。
大城浩教育長。

○大城浩教育長 教育委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元の陳情に関する説明資料をごらんください。
審査対象は、陳情72件で、内訳は継続58件、新規14件でございます。
継続審査となっております陳情58件のうち、前定例会において御説明申し上げた処理方針の変更について説明いたします。
説明資料の29ページをお開きください。
変更部分は下線で示しております。
陳情平成21年第193号のブラジルに現存する古典的な沖縄三線の鑑定に関する

る陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

県教育委員会では、県内に伝存する伝統的な三線については、その価値が高いとされるものを文化財として指定し、保存・継承を図っているところです。

県認定の鑑定士という資格制度はありませんが、琉球楽器三線保存育成会という民間団体の組織があり、月1回の定例で三線鑑定会が実施されております。

鑑定者の派遣については、平成23年4月に県対米請求権事業協会から事業予算化の申し出があり、県教育委員会では琉球楽器三線保存育成会と調整を行ないました。その結果、平成23年7月5日から8月4日まで、三線保存育成会の専門家3名がブラジルを初め4カ国に派遣されております。

これを機会に、ブラジル等に伝存する三線の鑑定が進められることが期待されます。

続きまして、新規陳情について御説明いたします。

説明資料の72ページをお開きください。

陳情第59号の島尻教育事務所存続に関する陳情が、糸満市議会議長から提出されております。

その処理方針について御説明いたします。

教育事務所の見直しについては、市町村による主体的な教育行政の推進、県と市町村の役割分担、教育事務所の効率的な運営という観点から検討しているところです。現在、教育事務所の事務事業の見直しを進めているところであり、教育事務所のあり方については、今後とも、市町村との意見交換に努めてまいりたいと考えております。

次に、説明資料の73ページをお開きください。

陳情第60号の島尻教育事務所存続に関する陳情が、八重瀬町議会議長から提出されております。

その処理方針について御説明いたします。

1 教育事務所の見直しについては、市町村による主体的な教育行政の推進、県と市町村の役割分担、教育事務所の効率的な運営という観点から検討しているところです。現在、教育事務所の事務事業の見直しを進めているところであり、教育事務所のあり方については、今後とも、市町村との意見交換に努めてまいりたいと考えております。

2 県教育委員会としましては、これまでも児童・生徒の健全育成や学力向上など、さまざまな教育課題に積極的に取り組んできたところであります。教育事務所の事務事業を見直しつつ効率的な組織運営と施策展開を図り、今後とも、各市町村と連携し、教育行政の充実に努めてまいりたいと考えております。

3 本県の教育を振興するためには、島尻地区を含め、県全体の教育の充実

が必要であり、そのための教育予算の確保は大変重要であると考えております。県教育委員会としましては、これまでも必要な教育予算の確保に努め、教育の振興を図ってきたところではありますが、今後とも、教育予算の充実に努めていきたいと考えております。

次に、説明資料の74ページをお開きください。

陳情第61号の島尻教育事務所存続に関する陳情が、南城市議会議長から提出されております。この陳情の趣旨は陳情第60号と同じですので、同第60号の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の75ページをお開きください。

陳情第63号島尻教育事務所存続に関する陳情が、南風原町議会議長から提出されております。この陳情の趣旨は陳情第60号と同じですので、同第60号の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の76ページをお開きください。

陳情第66号教育費の無償化、費用の大幅な軽減を求める陳情が、沖縄県女性団体連絡協議会会長から提出されております。

その処理方針について御説明いたします。

1 授業等で使われる教材の中で教科書については、国から全児童・生徒に無償で給与しておりますが、それ以外の教材については保護者負担となっております。経済的困窮による給食費や教材費等への支援が必要な児童・生徒については、市町村において教育の機会均等の立場から、学用品や学校給食等の就学援助が行われております。県教育委員会としましては、全国都道府県教育長協議会等を通して、国へ就学援助費の充実にについて要請を行っているところです。

2 準要保護児童・生徒への就学援助は、平成17年度から国庫分について、税源移譲及び交付税措置が講じられ、市町村の単独事業となっております。県教育委員会としましては、全国都道府県教育長協議会等を通じ、就学援助の充実にについて関係省庁へ要請しているところでもあります。今後とも、市町村において必要な就学援助が行えるよう十分な財源措置について、引き続き要請してまいります。

3 高校教育費の実質無償化については、授業料は平成22年4月より県立高校は不徴収とし、また、私立高校の生徒には高等学校等就学支援金を交付し、就学上の家計負担の軽減を図ったところでもあります。入学考査料や入学金は、受益者負担の観点から手数料として徴収し、学校管理運営費に充てているものであり、現状では無償化は困難と考えております。県としましては、今後の国の動向を見守りたいと考えております。

4 本県では、就学意欲がありながら経済的理由等により高校・大学への就学が困難な生徒や学生に対し、奨学金の貸与を行い、有為な人材の育成に努めております。また、教育の機会均等の確保のため、奨学金給付に係る制度の創設など就学支援の充実を図るよう、引き続き、全国教育長協議会等を通じ、国に要望してまいりたいと考えております。

次に、説明資料の78ページをお開きください。

陳情第71号沖縄県教育委員会の教育事務所統廃合による市町村教育委員会への業務委譲と学校事務の共同実施拡大に反対する陳情が、沖縄学校事務労働組合執行委員長から提出されております。

その処理方針について御説明いたします。

教育事務所の見直しは、市町村による主体的な教育行政の推進、県と市町村の役割分担、教育事務所の効率的な運営という観点から検討しているところです。学校事務の共同実施は、研修体制の充実、事務の効率化により、学校運営全般に対し教育支援を行うことで、学校教育に寄与する事務職員制度の構築等を目的とし、市町村が主体的に取り組んでおります。また、諸手当の認定権限の市町村への移譲は、学校事務職員が共同実施で構築された事務体制の中において専門性を発揮し、より適切な給与事務のための行政サービスの向上であると考えており、一方的な業務負担の転嫁とはならないと考えております。県教育委員会は、市町村教育委員会が行う学校事務の共同実施に対し、必要な指導及び援助を行っているところであり、諸手当の認定権限の移譲に向けても市町村教育委員会と調整しているところでもあります。

次に、説明資料の79ページをお開きください。

陳情第73号の3「平成23年度離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情が、沖縄県離島振興協議会会長から提出されております。

その処理方針について御説明いたします。

1 (1)、(2)、(3) 県教育委員会では、市町村が実施する文化財関係の国庫補助事業及び県指定文化財の補助金について、予算の範囲内で補助しているところでもあります。県民の共通財産ともいえる文化財の保存・活用は重要な事業であり、今後とも、予算の確保に努めていきたいと考えております。

4、11 県教育委員会では、小・中学校の義務教育の児童・生徒に対しては就学援助制度で、高校生等に対しては、奨学金制度や授業料減免措置で就学支援を行っているところでもあります。奨学金制度は、修学意欲がありながら経済的理由等により高校・大学への修学が困難な者に対し、奨学金の貸与を行うもので、特に離島出身者等の自宅外通学者に対しては、一定額の加算措置を実施しております。さらに国に対し給付型奨学金等の制度の創設を全国都道府県教

育長協議会等を通じて要望しております。高校生等の修学支援については、今後とも引き続き、制度の創設を要望し、奨学金制度のさらなる拡充を図ってまいりたいと考えております。また、平成24年度以降の新たな計画での制度提言では、離島の保護者の経済的負担の軽減や、精神的負担の緩和を図るための事業を検討してまいります。

7 現在、次期県立高等学校編成整備計画において、基本方向を検討しているところであります。その中で宮古圏域における生徒数の減少や宮古地区の離島における過疎化、少子化等の課題についても検討しております。現状としては、既存の学校の維持が厳しいと考えており、宮古地区の高等学校・学科の配置等を踏まえ定員の充足率等、改善を図り、特色ある学校づくりの充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、説明資料の81ページをお開きください。

陳情第86号沖縄県教育委員会による市町村教育委員会への諸手当の認定業務の移譲推進及び学校事務の共同実施の推進拡大に関する陳情が、沖縄県教職員組合中央執行委員長から提出されております。

その処理方針について御説明いたします。

1、2、3 県教育委員会では、学校事務の共同実施について、主体となる各市町村教育委員会と連携し、その取り組みを支援しております。学校事務の共同実施、事務長制については、市町村の学校管理規則の改正を伴うことから、引き続き市町村教育委員会と連携し、適切な助言を行ってまいります。

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、市町村教育委員会教育長は、所管する学校の職員に権限を委任することができるとなっております。県教育委員会は、市町村教育委員会と連携し、適切な助言を行っているところであります。

5 諸手当の認定権限の市町村教育委員会への移譲については、事前協議を含め、市町村教育委員会と調整を進め、円滑な移譲に向けて取り組んでいるところです。

次に、説明資料の83ページをお開きください。

陳情第87号「幼稚園・就学前教育」準義務教育化・無償化に関する陳情が、沖縄県教職員組合中央執行委員長から提出されております。

その処理方針について御説明いたします。

2 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、質の高い幼児教育を享受できる環境づくりの必要性が高まっております。本県の公立幼稚園は、歴史的な背景から義務教育に準ずるものと位置づけられ、就学前の1年間は、幼稚園に通うという認識を持つ県民が多く、平成22年度の5

歳児の就園率は、全国55.6%に対し、本県80.5%と全国一となっております。また、ほとんどの公立幼稚園が小学校に併設され、園児と小学生が日々の活動や行事、授業等で日常的にかかわり、幼稚園と小学校の連携が図られている沖縄型の幼小連携教育をさらに推進していく必要があります。

3 本県は、島嶼地域で大きな産業もないため、人材育成こそ沖縄の発展に欠かせないものであり、そのためには幼児期からの教育が重要な役割を果たすことと考えます。県教育委員会としましては、これらの特色と課題を踏まえ、沖縄のよさを生かした就学前教育の充実を図り、幼稚園の入園料、保育料等の軽減と人件費等への補助を行う制度について、次期沖縄振興計画の中に、位置づけられるよう国と調整を行っているところです。

4 今後とも、全国都道府県教育長協議会等を通じ、地方交付税措置の充実を図ることを国へ要望してまいります。

次に、説明資料の84ページをお開きください。

陳情第88号学校を地域防災の拠点に整備することを求める陳情が、沖縄県教職員組合中央執行委員長から提出されております。

その処理方針について御説明いたします。

1 安全で快適な学習環境を整備するため、これまで学校施設は老朽校舎等の改築を進めることにより、耐震化を図ってまいりました。その結果、校舎等の耐震化率は、平成22年4月1日現在、小・中学校が73.9%、高等学校が87.7%、特別支援学校が84.6%となっております。今後とも、引き続き校舎等学校施設の耐震化の推進に努めてまいります。

2 水・非常食料・医薬品などの備蓄につきましては、各市町村地域防災計画の中で検討されるものと考えております。

3 給食センターの自校方式を進め、避難時の体制を図ることにつきましては、小・中学校の設置者である市町村が判断するものであります。県教育委員会としましては、関係機関と連携し、協力してまいりたいと考えております。

4 学校と地域が一体となった地域防災は、各市町村が主体となって取り組むものと考えております。県教育委員会としましては、関係機関と連携し、協力してまいりたいと考えております。

5 小・中学校の統廃合は、設置主体である市町村教育委員会のもと、過疎化・少子化等による社会の変化や教育的効果等を考慮して行われております。県教育委員会としましては、統・廃合を検討している市町村教育委員会の主体性を考慮し、適切に対応していきたいと考えております。

次に、説明資料の86ページをお開きください。

陳情第89号「30名以下学級」早期完全実現に関する陳情が、沖縄県教職員組

合中央執行委員長から提出されております。

その処理方針について御説明いたします。

1 学級編制の標準のあり方は、子供の教育環境を整えるとともに、教育の担い手である教員一人一人が、その指導力を十分に発揮するための教育条件を整備する意味で重要であると考えております。今後の少人数学級等の実現については、全国都道府県教育長協議会等を通して国へ要望しているところであります。

2 少人数学級については、きめ細かな指導により、児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、小学校1年生、2年生で30人学級を実施しております。今後については、市町村教育委員会の意向、国の動向や全国の実施状況等を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

3 義務教育費国庫負担制度については、教育の機会均等と教育水準の維持向上に大きな役割を果たしているものと考えております。当該制度については、三位一体の改革において負担率を3分の1に引き下げ、その不足分を地方交付税等により措置することとし、制度を堅持するに至ったもので、負担率がさらに削減されることがない恒久的な意味を持つものと認識しております。なお、義務教育にかかる財源の保障については、全国都道府県教育長協議会等を通して、関係省庁へ要望してきたところであり、今後とも要望していきたいと考えております。

次に、説明資料の88ページをお開きください。

陳情第96号専門職としての司書の位置づけおよび県職員採用試験「学校事務Ⅱ」の年齢引き上げなどを求める陳情が、沖縄県図書館司書の有り方を見直す会代表から提出されております。

その処理方針について御説明いたします。

1 学校図書館は学校教育に欠くことのできないものであり、児童・生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能と豊かな心をはぐくむ読書センターとしての機能があります。学校図書館担当事務職員の専門的業務は、児童・生徒への図書貸し出し業務や求める資料を探索する業務、新着図書紹介等の情報提供、教職員に対しての教材準備や提供などがあります。司書教諭の専門的業務は、図書館教育全体計画の作成や図書委員会の指導、図書館行事等の企画・立案となっております。図書館運営に関しては、司書教諭がその運営・活用について中心的な役割を担うものとなっております。学校図書館法の一部改正により、平成15年度以降、学校図書館の専門的職務を担当させるため司書教諭が配置され、学校図書館担

当事務職員と連携した図書館運営が進められております。今後とも、関係機関や市町村教育委員会との連携のもと、学校図書館教育の機能充実に向けた支援に努めてまいりたいと考えております。

4 平成23年度に全県立高等学校において、学校図書館担当事務職員定数1を確保し、司書資格等を有する者を配置いたしました。また、特別支援学校においては、分校を除く全校において兼務配置を解消したところであります。なお、今後とも、司書資格を有する学校図書館担当事務職員を計画的・年次的に採用していきたいと考えております。

次に、人事委員会事務局総務課が作成しました処理方針について読み上げます。

2 学校に勤務する職員のうち、教員の採用につきましては、教育公務員特例法の規定に基づき、教育長が年齢などの資格を定めるとともに選考を行っております。教員以外の事務職員の採用については、地方公務員法に基づき、原則として人事委員会が実施する競争試験によることとなります。地方公務員法においては、競争試験は受験資格を有するすべての国民に対して平等な条件で公開されなければならないこととされています。学校事務Ⅰ及びⅡの試験種目は、第1次試験で教養試験と専門試験としての行政事務、第2次試験で論文及び面接となっており、いずれも平等に実施することが求められております。このように、人事委員会が実施する競争試験において、勤務経験を有すること等を理由として、一部試験科目を免除することは困難であります。

3 今回の学校事務Ⅱの試験区分は、県立学校において、司書資格を有し学校図書館事務にも従事する学校事務職員を採用したいとの教育委員会の要望があり、職員採用中級試験において新たに設けたものであります。沖縄県職員採用試験においては、上級、中級及び初級のいずれの試験でも、長期勤務によるキャリア形成を図るとの趣旨から、職務経験を問わないで新規学卒者等を対象とした受験資格として年齢の制限を行っております。学校事務Ⅱの試験は、中級試験で実施するため、その上限年齢は27歳であります。したがって、受験年齢を27歳から45歳に引き上げることは困難と考えております。

次に、説明資料90ページをお開きください。

陳情第100号沖縄県内公立小学校を対象とした修学旅行実施基準規則等の一部見直しを求める陳情が、与論町長外1名から提出されております。

その処理方針について御説明いたします。

学習指導要領に示された修学旅行のねらいは自然の中での集団宿泊活動で、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などのあり方や公衆道徳などについて、望ましい体験を積むこととあります。このことから、県教育委員会では

公立小学校・中学校の修学旅行実施基準を定めているところであります。なお、旅行地と日程につきましては、学校と所管の教育委員会が必要であると認めた場合は、変更も可能となっております。

次に、説明資料91ページをお開きください。

陳情第103号沖縄陸軍病院南風原壕群の「飯上げの道」保存に関する陳情が、「飯上げの道」を活用する会会長から提出されております。

その処理方針について御説明いたします。

沖縄陸軍病院南風原壕群は、平成2年に南風原町が戦跡文化財に指定した戦争遺跡です。飯上げの道は、動員された当時の学徒らが食料や水を運んだとされる炊事場から各ごうを結ぶ道で、当該遺跡を理解するうえで、重要であるとしてとらえております。現在、南風原町においては、飯上げの道の取り扱いに関して協議がなされていると聞いております。県教育委員会としましては、地域の文化財は地域において適切に保護、活用していくことが基本と考えており、その推移を見守りつつ対応していきたいと考えております。

以上で、陳情の処理方針の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 88ページの陳情第96号についてお尋ねします。人事委員会からの処理方針の中で、下段の部分で3番です。「職務経験を問わないで新規学卒者等を対象とした受験資格として年齢の制限を行っております。」という処理方針になっています。私は本会議の一般質問で質問したのは、やはりこれまで経験を積んできた人たちを考慮してほしいということなのですが、教育長としての考え方をもう一度お聞きしたいと思いますが、お願いします。

○添盛貞雄人事委員会事務局総務課長 公務員の競争試験の場合に年齢制限を課しています。それはいわゆる長期勤務によるキャリア形成ということで、こ

これは雇用対策法の関係からも年齢制限を課してよろしいということになっています。逆に、職務経験を問うとなった場合には、募集に当たって年齢制限を課してはならないという別の縛りがあります。そういうことです。

○渡嘉敷喜代子委員 これまで学校司書に関しての採用は、20数年間、試験を行っていなかったわけです。今回、その試験制度を復活したということでは、大変大きな前進だったと思います。その件に関して、ずっとその司書でありながら、試験を受ける機会を与えられなかったということに関しての、やはり人道上—これはもう法律の問題ではなくて、教育長に申し上げたいのは、人道上そういう人たちを救済していかなければいけないのではないかということで、質問をしたいと思いますが、教育長、お願いします。

○大城浩教育長 私も本会議で渡嘉敷委員に対して答えたと思いますが、やはり制度上はこういった仕組みがあります。ただ、その後—終わった後でまた渡嘉敷委員からも、実はこういった方々もいらっしゃいますというたぐいのお話がありまして、どういった救済ができるのか私なりに考えてみましたが、やはりことしからスタートしたこの学校事務Ⅱで司書資格を持っている方を学校事務職員として採用していこうと。そういう制度を新たにスタートしましたので、まずは少なくとも、たしか、県議会でも答弁したかわかりませんが、3年から5年ぐらいはしっかりと様子を見ながら検証していく方法もあるのです。ですから、今のところはそういった方法が一番いいのかなという思いです。

○渡嘉敷喜代子委員 学校を卒業して司書の資格を持っていても、5年間やらないと司書として機能しないと言われていたのです。そういうことで、教育長にも本会議場で終わってから説明したのは、35歳の方が8年間学校司書として勤めてきているわけですね。そういう人たちを同じ土俵の中で採用試験を一律にやりましょうということは、やはりこれは人道上許されないことではないかという思いで教育長にもそういう話をしたのですが、今回の試験には間に合わないにしても、今後、そういう人たちをどうやって救済していくのか、特別な雇用をやるとか、過去にもそういう例があるわけですから、用務員の皆さんに対して特別に採用試験をしないで雇用したという状況もありますので、そういうことにも照らし合わせながら考えていただきたいと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○大城浩教育長 制度上はそういった仕組みがもうでき上がっております。た

だ、人道上という視点から、今、渡嘉敷委員からかなりアプローチがありますが、どういう対応ができるのか考えてみたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 やはり法に基づいてでは動けないということは、それはよくわかりますが、やはり法をつくったのは人間ですから、そのあたりも考慮しながらしっかりと対処していただきたいと思います。

そして、この処理方針の中では学校司書についてのみの処理方針になっておりますが、この陳情者は県立芸術大学の司書ですよね。それで学校司書についての処理方針は、これまでずっと私は2009年からやりとりの中でその状況はわかりますが、県立の図書館とか、あるいは市町村立の図書館—公立の図書館です、その中で働いている皆さんも、特に県立図書館の場合は司書としての公務員試験は受けていない人たちですか。どうでしょうか。

県立図書館で司書として働いていますよね。その司書の皆さんも、司書としての試験を受ける機会は今までなかったわけですよね。ということは、臨時的任用あるいは賃金—非常勤で雇われている人たちなのかどうか、そのことをまずお尋ねしたいと思います。

○親川實生涯学習振興課長 県立図書館は平成23年度の司書の雇用状況の資料がございまして、まずトータル60名のうち正規職員で24名の方が在職しております。そのうち有資格者が7名となっております。それから非正規という形の職員が36名、そのうち9名が司書資格を有しております。トータルしますと60名、そのうち16名が司書の資格を有しているという状況下にあります。

○渡嘉敷喜代子委員 そうすると、司書の免許を持って正規で雇われているのが7名で、そして非正規で9名の方が有資格者ということですか。

○親川實生涯学習振興課長 先ほどの非正規職員が嘱託とか、賃金とか、そういう職員でございまして、36名ございまして、そのうち9名が司書の有資格者ということでございまして。

○渡嘉敷喜代子委員 60名のうち24名は正規で雇われていて、有資格者が7名ということですよね。そして委託とかそういう形で36名のうち有資格者が9名ということですよね。その60人の図書館司書で、このような形で資格がなくて、運営上はどういうことになっているのでしょうか。そのあたりは大丈夫ですか。

○親川實生涯学習振興課長 非正規36名のうち23名が緊急雇用ということで、国の特別雇用対策事業というものがございまして、それで最短1年間から最長3年間の雇用となっております。

○渡嘉敷喜代子委員 図書館にかかわっていて、司書としての仕事を60名の人たちがやっているわけですね。その中で今1年間とか何か、そういう36名の人たちが、委託とか、臨時的任用とかという形で運営されているのですよね。それで図書館運営として大丈夫ですかと、うまく機能していますかということを知っているのです。

○親川實生涯学習振興課長 首尾よく運営されているという報告を受けております。

○渡嘉敷喜代子委員 今回、この陳情に関してお尋ねしたいことは、その9名の人が有資格者でありながら非正規雇用であるということですね。この人も今回、受験の対象になるわけですね、受験するかどうかはわかりませんが。その人の勤務年数、どのぐらいかわかりますか。

○親川實生涯学習振興課長 その件については承知しておりません。

○渡嘉敷喜代子委員 それは後で資料として下さい。それから24名の正規雇用の中で有資格者が7名ということですが、この24名の中にはやはり異動の形で、公務員が図書館に異動していつているということなのでしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 学校図書の有資格者司書との広域人事もあると聞いて、認識しております。

○渡嘉敷喜代子委員 24名のうち資格があるのは7名ですね。それを引いたら17名ですか、17名が学校司書との交流でしているということは、では、学校は今までちゃんと割り当てられていなかったですね。かけ持ちであったり何か、そういう状況にあったわけでしょう。これは交流があったというのはおかしいのではないですか。

○親川實生涯学習振興課長 24名のうち、細かく申し上げますと、県立図書館総務班が6名で通常の事務ということで、図書館での採用ということになりま

す。それから資料班に5名おりました、そのうち3名の司書がおります。それから奉仕班の10名の中に3名の司書がおります。それから八重山の分館に3名、そのうち1人が司書となっており、正規24名のうち7名という先ほどの答えになります。

○渡嘉敷喜代子委員 教育長にお尋ねします。学校司書と同じように図書館司書一県立の図書館司書も、あるいは市町村の司書についても、やはり有資格者をそこに充てていかなければ、本当に図書館の運営というものはできないのではないかという気がしてならないのです。今、その県立図書館に60人の司書という形でいるということですが、やはりそのあたりも、事務的なことも、それはやらなければいけないとは思いますが、やはりそこに司書としてちゃんと配置するという考え方は教育長としてはどうですか、ありますか。今の状況でよろしいのですか。

○大城浩教育長 図書館の役割は本会議でも述べましたが、読書センター、あるいは学習情報センターですか、そういう役割がありまして、また同時に、我々学校教育の中でも図書館を計画的に活用していこうと。そういう際に、いわゆる図書の扱いを専門的にやっている方々はとても大事だと思うのです。その方々に司書と、それから司書教諭がいらっしゃるわけです。その司書教諭という制度が平成15年にでき上がりました。つまり、司書については法的な根拠はないわけです。ところが、司書教諭は法的な根拠がありまして配置されてきたと、そういう経緯があります。ですから、今のところは法的な根拠を持っている司書教諭を、いわゆる学校現場では計画的に採用していく方針でございます。

○渡嘉敷喜代子委員 今回、この陳情を出している陳情者は県立芸術大学の司書だと思うのです。そのようにして公立の図書館で勤めている人一先ほど、資料の提供もお願いしたのですが、県立芸術大学とか、あるいは県立図書館で勤めている、公立図書館で勤めている人たちの一司書としての有資格者、その人たちの勤務年数とかを調べていただいて、そういう人たちもやはりその勤務年数も考慮しての採用のあり方ということも、今後考えていただきたいと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○大城浩教育長 制度上、新たな学校事務Ⅱ—いわゆる沖縄県職員採用試験中級試験がスタートいたしました。その中で、いわゆる司書の資格を持っている方を採用していくということがありましてスタートしたわけですから、その中

で年齢の上限が出てまいります。そういう中で、今、渡嘉敷委員がおっしゃったようなさまざまなケースも今ありますので、制度上は厳しいでしょうが、今後、できるかどうか踏まえながら検討していきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 そのあたりをしっかりとやっていただきたいと思えます。それから、先ほど資料提供をお願いしましたが後でお願いします。

それから84ページの陳情第88号、学校を地域防災の拠点に整備することを求める陳情についてですが、ここで1点だけお尋ねしたいのですが、給食センターの自校方式を進めていってほしいと、単独校ですね、そのことが今、陳情の中にあります。今回の東日本大震災で、やはり学校は避難所としては不適切だというようなことも言われていますね、体育館とか。そういうことで今後、防災を考えたときに、学校が単独で給食施設を持てるということは、とても大切なことではないかという思いがしてならないのですが、今は本当にセンター方式でどんどん統合されていますよね。1つのセンターで4000食とか5000食とかつくっているのが今は普通だと思うのですが、そのことについて、単独校としての給食施設についてどういうお考えか、教育長の所見をお尋ねしたいと思います。新しい学校もつくっていく中で、やはりそのあたりも考慮していただきたいという思いがするのですが。

○具志堅侃保健体育課長 自校方式ということに関しましては、もちろん理想的なものと考えております。しかしながら自校方式というのは生徒数一規模等にも関係してまいりますので、小規模校になりますと、自校方式になると多少無理があるかと感じております。そういうところが結局は、センターに統合してやっているかと思えます。この件に関しては各市町村でやっていきますので、我々はそういう部分と協力しながらやっていきたいと思っております。

資料といたしましては、単独調理場というのが沖縄県には68施設ございます。共同調理場が66施設ということで、以外にも単独ということである程度の数があるということを報告しておきたいと思えます。

○渡嘉敷喜代子委員 その自校方式で今運営されているのが68校ですか。そして共同とか、あるいはセンター方式が66施設ですか。地域ごとに考えたときに、自校方式はどのような地域に多いですか。

○具志堅侃保健体育課長 規模による部分というのは、詳しく調べてございませんが、特に単独調理場というものが東村に3施設、本部町、うるま市、沖縄

市、宜野湾市、那覇市という、あるいは離島等に単独施設がございまして、そういう大規模校と離島とか、過疎地であるという評価を受けているところが単独調理場になっているかと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 やはり東村とか、離島とか、小規模の学校が自校方式がまだ続いているということだと思っております。都市地区になると、やはりセンター方式でどんどん統合されている状況があるわけですね。宜野湾市も1校だけ単独校で頑張っているのですが、これも何とかセンター方式にもっていこうと宜野湾市も随分頑張ったのですが、やはりそのあたりはPTAで頑張って、やはり単独方式を残さないといけないということで今1つ残っているのです。そういうことで、本当に単独方式がいかに大切かという、子供たちの教育上も大切なことだということですので、今後、本当に、この市町村の問題だという言い方をなさいますが、やはりこれから新しい学校をつくるにしても、そのあたりをしっかりと単独方式でもっていきような形で頑張っていたいただきたいという思いがしてならないのです。でも宜野湾市も今回、またセンター方式で4000食、5000食の大きなセンターをつくらうという動きがある中で、やはりこういうのは教育上、本当に冷めた一調理をする人たちの顔が見える給食をとということで、私たちが随分そういう自校方式を進めていく運動をしてきたのですが、そのあたりはやはり教育上大切だということで教育長も御存じですね。認識していらっしゃると思いますよね。だから新しい学校をつくるか、あるいは建てかえるかというときには、やはりそのあたりも考慮していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○大城浩教育長 今の渡嘉敷委員の御質疑は、避難所の体制を図るという前提での御質疑ですね。その絡みでの御質疑ですね。

○渡嘉敷喜代子委員 それも絡めて教育上もやはり大切だということですね。

○大城浩教育長 今の処理方針にはそうなっておりますので、そういう絡みでの対応かと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 73ページ、それから74ページですか、陳情第59号、陳情第60号と島尻教育事務所の存続に関する陳情がいっぱい出ていますが。それぞれの教育の管轄に教育事務所というのを置いていました。今、統廃合をしようとしているのですが、その教育事務所の果たす役割、これまで果たしてきた役

割ということを教育長にお尋ねしたいと思います。

○大城勇総務課長 教育事務所の役割ということですが、沖縄県に6教育事務所がございますが、基本的にはその事務所管内の一域内の教育水準の維持・向上のための、市町村格差が発生しないような支援をしていくということがございます。そして一例として、人事に関する市町村間の調整をするということがございます。

○渡嘉敷喜代子委員 6教育事務所を置いているということは、それぞれの地域に教育の格差がないようにということで、これまで置いてきたということですか。

○大城勇総務課長 基本的には、その域内の教育水準の維持・向上ということで、その事務所が各市町村間と連絡をとりながら図っていくということがございます。

○渡嘉敷喜代子委員 今回の島尻教育事務所を統廃合するということについては、もうそういう格差がなくなったという認識ですか。

○大城勇総務課長 教育事務所の統合ということですが、私どもは去年の5月に教育事務所の見直し方針というものを策定してございまして、それに基づいて業務を推進しております。確かに、その中で来年の4月をめどに島尻教育事務所と那覇教育事務所の統合ということは記載してございますが、この見直しというのは、教育事務所には4つの主要業務がありまして、総務班と指導班がありますが、これには主な4つの業務がありまして、まずは人事業務、それから給与支払業務、それから指導業務、研修業務というものがございます。その4つの業務の全体的な進捗を、お互い各関係課も含めて調整しているところですので、今その進捗を確認しているところでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 何か統廃合することが前提としての方針みたいな感じに聞こえてならないのですが、では、今、島尻教育事務所が那覇教育事務所と統合するわけですね。朝の質疑の中でも、やはり青少年の健全育成とかそういう問題が起きてきているのに、那覇教育事務所と統合したときに一体、教育上どういうことになるのかということが気になって仕方がないのですが。島尻教育事務所が那覇教育事務所に統合されたときの教育庁と島尻郡区との連携の仕

方は、一体どのようになるのかということが少し気になるのです。市町村の教育委員会に移管するような形を言っていますよね。そのときに、その連携の仕方はどういうことになるのですか。

○大城勇総務課長 私ども教育事務所というのは、先ほど役割は説明しましたが、この処理方針にも書いてございますが、基本的に市町村の主体的な教育行政の推進、それから県と市町村の役割分担、それから教育事務所の効率的な運営という3つの観点で今進めておりまして、あくまでもまだ案の段階でございますが、確かに来年4月1日にそういった島尻・那覇教育事務所の統合ということが明記されておりますが、今それも含めて進捗の状況を管理していると。もしそうなった場合は、仮の話ですが、当然、連携を深めながらやっていくということがございます。

○渡嘉敷喜代子委員 今後、ほかの教育事務所についても統廃合の方針ですか。

○大城勇総務課長 基本的に、平成25年度までに行財政改革の中の大きな案の中での事業なのですが、今現在、そういうことは平成25年度までには入っていません。あくまでも全体の教育事務所の事業を検証していこうということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 では、将来、そういう考えはないが、島尻教育事務所についてはモデル的に今回はやってみようということなのですか。

○大城勇総務課長 確かに、去年の2月に策定された教育事務所の見直しの案の中には、まだ案という段階で、そういった4つの業務—人事業務、給与業務、研修業務、指導業務というのがちゃんと行くという前提で、一応案ができていますので、それを今検証している最中ですので、進捗を管理しているということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 よくわからないのですよ。どうして島尻教育事務所と那覇教育事務所を統廃合するのは案として今は考えていて、教育事務所全体的には何も考えていなくて、そこだけ案として考えているということが、よくわからないのですが。

○大城勇総務課長 島尻教育事務所と那覇教育事務所だけではなくて、教育6

事務局も含めて一応全体的に、そういったことで検証しているということです。

○渡嘉敷喜代子委員 やはり行財政改革の一端として、とりあえずその島尻教育事務所を統廃合していこうということなのですよ。市町村に業務を委託していくというのが大きな目的ではないかと思えてならないのです。市町村の教育委員会としてはどういう感触ですか。

○大城勇総務課長 この島尻教育事務所、那覇教育事務所に関してでございますか。それに関しては、大変厳しい意見をいただいております。

○渡嘉敷喜代子委員 厳しい意見をいただいているから、このような糸満市議会とか、八重瀬町議会とか、そういう陳情が出てきているわけですよ。それについて、皆さんは今後どういう方針で進めていこうというお考えですか。

○大城勇総務課長 処理方針にも書いてございますが、今後も、今月末にもございますが、島尻地区の教育長会等の意見交換の場がございますが、そういった場を頻繁に持ちながら意見の調整に努めていきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 73ページの処理方針の3番目です。読み上げますが、「本県の教育を振興するためには、島尻地区を含め、県全体の教育の充実が必要であり、そのための教育予算の確保は大変重要であると考えております」と。そして、「県教育委員会としましては、これまでも必要な教育予算の確保に努め、教育の振興を図っていきたい」と言っているが、これは何か矛盾していませんか、この処理方針を書くに当たって。

○安慶名均財務課長 今回の陳情が島尻地区教育の財政的支援を強化することということでございます。私どもとしては、特定の地域だけを取り上げて財政的支援ということではなくて、本県の教育振興のためにその関連する予算を確保することは大変重要だと考えておりまして、それは島尻地区も含めまして全県的な観点から、これまで必要な部分は国に要請をする等を含めまして、教育予算を確保するために頑張ってきたつもりでございます。そういう意味で、これからも島尻地区も含めて、全県的な教育振興のための予算確保に今後も頑張りますという決意の表明でございます。

○渡嘉敷喜代子委員 ですから、教育にこそお金をかけていかななくてはいけな

い、人こそ教育だということを教育長もおっしゃっていますよね。そう言いながら、一方では行財政改革で島尻郡教育事務所を市町村に丸投げするような形になっていて、その部分の行財政改革で得た予算でどこを振興させていこうということですか。矛盾していませんか。

○安慶名均財務課長 これは県教育委員会として行財政改革でコストをカットするという事と直接関連ではございませんで、我々はいろいろな各種事業の教育予算を確保してきておりますが、そういう中で、もちろんその行財政改革でカットされる予算と直接関連づけて、この部分をどれに使うというような形での御説明はできませんが、これは全体的な県の財政の現状の中で、最大限の努力をして教育にかかわる予算は確保していきたいということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 やはり県教育委員会でも何パーセント、どこの部でも何パーセント削減しなさいということは、行財政改革の中で出てきていると思うのです。その島尻教育事務所の行財政改革によって、ではどこに使うかというのは出てこないが、やはりそれは1つの行財政改革として、今回行われるのではないかという思いがしてなりません。終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 今のこの陳情第59号ですが、何か奥歯に物が挟まったような言い方ですから理解に苦しむのですが。このように理解してよろしいですか。島尻教育事務所と那覇教育事務所の統合を皆さんは計画していたが、島尻地区の各市町村の教育委員会並びに教育関係者から意見の聴取をし、さらには協議をする中で方針は最終的に決定していきたいと。ですから、この統合ありきではないですよということですか。そのように理解していいのですか。これは教育長が答弁したほうがいいのではないですか。これは政治的な話だから、こんな話は教育長が答弁すべきでしょう。

○大城浩教育長 まさに今、翁長委員のおっしゃったとおりでございます。少なくとも我々は平成22年5月に見直しの方針について出しましたが、この中で今、大城総務課長が答弁したみたいに、さまざまな事務事業とか、あるいは指導業務とか、そういったことを、今後、関係市町村、関係課と話し合いをしていく中で、最終的に決めていくということでございます。

○翁長政俊委員 これは関係者と緊密に協議をした中で、最終的な判断が出るものと思っていますので、そこは慎重にやられてください。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 今までの島尻教育事務所存続に関する陳情の中で、見直し方針が県教育委員会に出された。その方針を文書としてもらえますか。後でいいです。

○大城浩教育長 可能ですので、後で持たせます。

○奥平一夫委員 それで、その方針を見てみないとわからないのですが、方針があるからには計画というのがあると思うのです。先ほどの質疑の中では、平成25年までの見直し方針があって、この島尻教育事務所の統合みたいな、そういう話が出ていました。構想としては、各管内の各教育事務所の統合というのがあると私は見ているし、またいろいろなところからその話が聞こえてくるのです。そういう構想というものはあるのですか。

○大城勇総務課長 今現在、この見直し方針の中では、教育事務所全体の業務を見直していこうということでありまして、そういった他の教育事務所云々ということとはございません。

○奥平一夫委員 ですからそういう意味では、この見直しどうのこうのということを考えているということは、見直すということは、つまり統合をするということが大前提ではないですか。

○大城勇総務課長 先ほどから説明していますが、この見直し方針一後で資料は提供いたしますが、その方針の中では、確かに島尻教育事務所、那覇教育事務所の平成24年4月とは明記されています。それ以外に関しては明記されていません。教育事務所には4つの業務がございますから、それを総合的に関係機関も含めて検証していこうということでございます。

○奥平一夫委員 ですから、そもそも見直し案というのがなぜ出てきたのか。

つまりこれは大きな目標があって、見直しをそれぞれ4つの部分で—4つに分けていろいろな検討をしていくわけですね。今おっしゃったように、市町村による主体的な教育行政の推進、あるいは役割分担、あるいは事務所の効率的な運営という、そういう観点から検討しているというわけですから、これは明らかにそれぞれの管内の教育事務所を統合しようという、あるいは撤退しようという、そういうことが大きな着眼点になっているのではないですか。それははっきり言ったほうがいいですよ。

○大城勇総務課長 先ほどから説明しておりますが、教育事務所の中の業務を総合的に検証していこうということがございまして、教育事務所には4つの業務がございしますが、人事業務も総合的に検証していこう、それから給与の支払事務もございしますが、それも効率化を図っていけるものは図っていこうと、それから指導業務、研修業務もございしますが、研修業務は特に大事な業務でございしますが、県立総合教育センターがありますので総合教育センターなどとも連携しながら、そういった研修計画を立てていきながら、効率化を図っていこうということでございます。

○奥平一夫委員 それでは、なぜ今回の島尻教育事務所の廃止、いわゆる存続に関する陳情というのは出ているわけでしょうか。そもそも管内の市町村議会が物すごい危機感を持ってこのような陳情を出しているということは、島尻教育事務所の解体、あるいは那覇教育事務所との統合、そういうことが検討されているというからこういう危機感を持って陳情しているわけで、この陳情の趣旨の2も3、島尻地区の教育行政をさらに強化すること、これはそもそも皆さんの処理方針の中を見ましても、どうもこれは強化なんかできっこないという感じの処理方針になっていると私は思っているし、むしろさらに強化すること、そういう陳情の趣旨になっていると思うのです。ですから、そういう意味ではもっと質疑の中で、これからどんどん市町村と協議をしていくというお話でありますから。ただ、明らかに目的といいますか、今回の皆さんのこの見直しの目的を素直にそれぞれの市町村に伝えて、こういうことで、今、見直しを検討している、ただ、まだ結果としてどうなるかわからないということならわかるのですが、いわゆる目的をどうもカムフラージュしているような気がしてならない。まあ、でもそれは堂々めぐりになりますからこの辺にしたいのですが。恐らく平成25年も過ぎたあたりから、そういうことが多分出てくるだろうとは思いますが、それよりも、もっとむしろ早目に各市町村にも一例えば宮古島市も教育事務所から学校の先生方を派遣して、お二人ほど市の行政に携わって

いるのですが、これも本当に考えてみれば二重行政になっているわけです。この辺もやはりいろいろ改革していかなければならないという気持ちはあるのです。ですから改革するという意味では、これはそれぞれの市町村の、歓迎というわけではありませんが、検討の余地はあると思っていますから、何もそういう目標をカムフラージュすることはないだろうと思っていますので。ぜひ、市町村ともっと緊密な質疑をやっていただければと思います。これについてはこれで終わりたいと思います。

次に、陳情第106号、50ページ。新しく大城教育長になられて、私がこの2年間ずっと取り上げてきておりますが、県立高等学校における進級・卒業規定の見直しということについて。実はこれまで歴代の教育長が一例えば、前の仲村教育長はこのことに対して前向きに検討していきたいという答弁をされているのですが、その次の金武教育長は今の陳情の処理方針にあるような、また方針を変えて出しているわけです。それで大城教育長に、教育長としてはこの出されている進級・卒業規定の見直しをどのように考えていらっしゃるのか、その辺をお伺いしたいと思います。それからもう少し詳しく聞いていきたいと思っています。

○大城浩教育長 基本的には、この処理方針に沿った形の内容になっているわけですが、私は課題もあると思うのです。やはりどうしても進級規定の改定後、一部の生徒にはこの進級に対する緊張感が薄れてきて、学習意欲の低下が見られてきたという課題は当然ございます。そういう中で、たしか平成15年でした、この進級規定を見直したのは。その後、7年ばかり経過しているわけでしょうが。やはり教育は人づくりという大きな視点もあるでしょうし、また義務教育と義務教育ではない学校の役割もあるでしょうし、そういう中で、やはりどの子にも手厚い教育の支援をしていくのは当然でしょうから、もし課題があるとなれば、またこれからさまざまな形で検討していくことも、やぶさかではございません。

○奥平一夫委員 導入当初に戻って、導入の目的、テーマがあったと思うのですが、その目的というのは何でしょうかということ、改めてお聞きしたいのですが。では私から言いましょう。この導入の目的は、まず1つには中途の退学率を減らしていくことです。中途退学者が非常に多かった、それを何とか退学率を減らしていきたいという、教育者の一先生の皆さんの考え方です。それをどう減らしていくかということが大きな目標・目的となっておりました。これは教育長の答弁で既にわかっていますが。もう一つは、原級留置による退学

をなくすこと、この2つなのです。それできょうお聞きしたいのは、その2つの点がどのように推移をしてきたか、退学率あるいは原級留置者がどれぐらい減ってきたのかということを少しお伺いしたい。

○平良勉県立学校教育課長 原級留置者の推移といたしましては、平成14年度には690名おりましたが、それは年々減少してまいりまして、平成14年度690名から平成15年度232人、そして平成16年度213人、平成17年度に203人、平成18年度に188人、平成19年度に182人、平成20年度は少しふえてしまいました。平成21年度は259人、平成21年度に205人と推移をしております。

そして、いわゆる学業不振による退学者と見られる者は、進級規定の見直しによって学業不振になって退学者がふえているのではないかということの想定のもとですが、これが平成14年度には88名、平成15年度には34名、平成16年度は33名、平成17年度25名、平成18年度91名、平成19年度80名、平成20年度66名、平成21年度は18人とこのように推移をしております。

○奥平一夫委員 私が聞いているのは中途退学率です。これを減らすことが大きな目標でしたから。

○平良勉県立学校教育課長 中途退学率は過去5年ほど申し上げます。平成17年度に2.1%、平成18年度に2.2%、平成19年度に2.2%、平成20年度に2.0%、平成21年度も2.0%、以上でございます。

○奥平一夫委員 これは平成22年のデータが出ていると思うのですが、平成22年の中途退学率と、それから原級留置者の数を教えてください。

○平良勉県立学校教育課長 実は文部科学省から縛りがかかっておりまして、9月、10月以降に発表することになっております。

○奥平一夫委員 退学者を減らすこと、それから原級留置者を減らすこと、これは大きな目標で導入された今回の進級・卒業規定見直しなのですが、これを見ていきますと、この中途退学者の数が、確かに数としてもあるいは退学率としても7年前はかなり高かったのです。これがだんだん減るかと思っていたが、今、報告がありましたように、平成17年度の2.1%が、その後平成18年度2.2%、平成19年度2.2%、平成20年度2.0%、平成21年度2.0%、そういう形でずっと横ばい状態なのです。ところが、からくりがあります。私はこの間からずっと

指摘をしてきたのですが、この就学支援センターに一途中、そういうさまざまなことを持っている子供たちを就学支援センターに転学させる一転入させるということを、実はこの平成16年からやっているわけですね。その数が実はかなりふえております。一概にそれを全員そうだという意味ではありません。学業不振で、あるいは退学したいという子を含めて、この就学支援センターへ行った子が平成17年に81名おりました。いわゆるそういう子供が平成18年156名、平成19年239名、平成20年224名、平成21年207名とかなり増加をしているわけです。これは全部が全部そういう子供たちというわけではありませんが、そういう形で確かに中途退学率は減りましたが、実質的にはこの数を合わせていくと、大まかに合わせていくとほとんど導入前と変わらない状態、そのことがずっと続いているのがもう数字ですぐわかるのです。それと原級留置者も導入後は平成17年に203名、平成18年188名、平成19年182名、平成20年259名、平成21年205名と、徐々にではありますがふえつつあります。この中から考えられることが、ずっと指摘してきたように、やはり先生方は生徒たちの生きる力を養うのだということで、ずっと金武教育長はおっしゃっておいりましたが、内実は全然そんなことはなくて、残念ながら本当にこういうことがたくさん言われているのです。これはいろいろなところに影響を与えていまして、まずは学習意欲の低下—全くの無気力。なぜかというとな履修さえすれば進級できるという一寝ていても、テストが0点でも進級できるのです、今のこの規定だと。あるいは授業態度が非常に悪くなって、もう学校が授業が成り立たないところも出てきています、この5年間を見ても。本当に授業に対する真摯な態度が、真剣に臨まない子供たちがすごく多くなったと言われていています。やはり目標を達成しようという、そういう達成感を味わおうという子供が少しずつ減ってきているということが指摘をされています。ですから、ある意味では本当に学ぼうと思うチャンスを奪われたと、ハードルがほとんどない状態で学校生活を送るものですから、3年生になると大量の単位保留を持ったまま進級をしてくるわけですから、その中で退学をしたり、就学支援センターへ行ったり、あるいは単位履修生として卒業延期をしたりと。そういう実態が実はあるわけですが、先生方はなかなかお認めにならない。それで金武教育長の答弁のように、あるいは今回の処理方針のようになっているわけです。ですから、私としては本当はその実態をぜひ県教育委員会でしっかり調査をして、現場の先生や現場の校長先生からその話を伺って、少しでも改善をしていくべきではないのかとずっと訴えてきたのですが、なかなか首を縦に振らずに定年退職をされていかれたのですが。そこでやはり今、この陳情の趣旨にもありますように、県立学校独自の一学校としての内規というものを少しお認めになっていただいて、学

校が抱えているこういうことをきちんと一困っているところは、その内規を少し見直しをして、各学校に合った見直しをしていくということが一番大事なのかなと。特に進学校と言われているところはそういうことは全然ないのです。悪く言うわけではないのですが、ある意味では職業高校にそういうことが間々見られる、それももうほとんど無気力状態で学校に通っているという子供たちがですね。ですから、せっかく学校に入って学んで、少しでもハードルをクリアしていくという。むしろ生きる力を養っていく、それを先生方がサポートしていく、そういうことが一番大事ではないのかなと思っているのです。少し長くなりましたが、教育長はそういうことについてどうでしょうか。

○大城浩教育長 先ほど、課題があるということは申し上げました。それで学習指導要領一学校では憲法に当たります。この中では多様な生徒に対応するために、各学年の課程の修了の認定については弾力的に行うと、そういったことを配慮すると、そういった文言がございます。我々はやはり小・中・高と社会人になるための育成をしているという視点でもありますので、今の御指摘のように、やはり現状の課題をしっかりと踏まえながら情報交換を行っていく中で、今の子供たちは多様化しておりますので、どういったことが一番ふさわしいのか、今一度研究していきたいと思っております。

○奥平一夫委員 せっかく高等学校に入って、高校教育を受けていくわけですから、少なくとも有意義に、やはりもっといろいろなことにチャレンジしていく子供を育てるということは非常に大事なことだと思うのです。ですから、本当にそれぞれ一人一人の子供に合ったいろいろな教育の施し方があると思うのです。ですからこういう規定で縛りつけてがんじがらめになって、いや、これしかないというのではなくて、今、大城教育長がおっしゃったような弾力的な運用で、本当に一人一人の子供に合った教育をしっかりと施していただきたいと思います。ぜひこの規定の見直しについては、もっと弾力的に考えていただけないでしょうか。

○大城浩教育長 やはり現状・課題をしっかりと把握することが、まず一番大事でしょうから、ぜひ関係団体と情報交換をしながら、前向きに研究してみたいと思っております。

○奥平一夫委員 あと1点だけ、陳情第55号、71ページの言語聴覚士の配置促進に関する陳情。あと2点質疑します、ごめんなさい。その前にこの陳情の趣

旨、あるいはその方針なのですが、「専門的資格を有した言語聴覚士や理学療法士、作業療法士等と日々の教育活動の中で積極的に連携をしているところがあります」という処理方針であるのですが、この連携というのは具体的にどういふことを指して連携と言っているのでしょうか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 今お尋ねの連携ですが、一般的には特別支援学校において二通りの形で連携の姿が見られます。1つは、教諭職以外のそういう言語聴覚士、あるいは理学療法士等を含めたその道の専門家の皆さんのノウハウを職員が研修する、それを児童・生徒の教育指導に生かすという形の連携。それから障害がある児童・生徒については、個別の教育支援計画、そういうものをつくって計画的に学校で指導してまいるわけですが、その際に関係機関として、そういう専門職の皆さんと一緒にその子のこれからのさまざまな訓練的なことを含めて、そういうものを見通しを持つというケース会議的なところで連携を持つということもございます。また、直接そういう児童・生徒の指導にかかわる場面での連携ということもございます。

○奥平一夫委員 現在、特別支援学校には、言語—いわゆる話すことや聞くことについて障害がある子供たちは何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。例えば、食べることも非常に難しい、飲むことも難しい、そういう子供たちというのは一体何名ぐらいいらっしゃるのですか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 まず言語聴覚士と関連しまして、聴覚障害ということでは、特別支援学校では沖縄ろう学校、そちらに今年度で言いますと78名の幼児・児童・生徒が在籍しております。それから、奥平委員がおっしゃった、食べること、飲むことも含めて、そういうところでの障害が—いわば重度の障害がある、その学級に在籍している児童・生徒が約600名、今、まだ計算ができていないのですが、約600名近くが特別支援学校に在籍しております。

○奥平一夫委員 先ほど、そういう専門の皆さんと連携をすると、どういう連携なのかといたら、その専門の方を呼んで先生方に研修をすると。専門ですから、専門的にいろいろなそういう支援ができるわけですが、そういう研修をした先生方が、的確にそういう子供たちをサポートすることはできるのですか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 できるのですといいましょうか、そ

れはもうまさにそういう研修をして、研修したことを日ごろの教育実践に生かしていくということが、それが教員にとっては研修の使命ですので、そういうことで日々努力をしていると理解していただきたいと思います。

○奥平一夫委員 研修を受けた先生がサポートするのと、専門の方がサポートするのと明らかに違うと私は思うのです。それを受ける子供たちにとっては全く違うと思うのですが、その辺の違いを課長はどのように考えていらっしゃいますか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 今、奥平委員がおっしゃったように、確かに一例えば言語聴覚士、これは言語とそれから聞こえについての訓練等の専門家でありますから、そういう方が持っているスキル—専門的なところと、その方から研修等で教員が学んで得られるものとのレベル的な違いはあると思います。ただ、やはり現状でこういう専門家を学校に置いて—採用するということが、現状の学校教育法ではなかなかできないという事情がございますので、そういう専門家の方のノウハウを取り入れながら、実際の児童・生徒の指導に生かしていくという努力で、さまざまな形でカバーしていると。そして、そういう研修等は1回では終わりませんので、何回か積み重ねながらそういうところを深めていっていると御理解いただきたいと思います。

○奥平一夫委員 私は少なくとも、研修するのももちろん結構であります、そういうサポートを受ける子供たちにとっては、明らかに専門で学んできた、実際にやっている、そういう専門の方がしっかりサポートしてくれたほうが安心でありますし、恐らく研修を受けた教員の皆さんも非常に厳しいと思うのです。そういう意味では、少なくとも学校に1人ぐらいは言語聴覚士を駐在させて、しっかりとサポートしていくということが必要ではないかと思っています。少なくとも678名のそういう子供がいるわけですから、それぞれの学校で必要な人数のそういう専門の方を配置する、これはやはり生徒として、あるいはそこに通学をしている生徒としてきちんと受けるべきサービスだと私は思っているのですが、この辺のことについて教育長はいかがお考えですか。

○大城浩教育長 どんな仕事をする場合でも、やはり専門的な技術といえますか、持っている方の役割は大変大きなものがあると思っています。現在、言語聴覚士を初め、理学療法士、作業療法士等々ですね、いろいろな役割を持ちながらいろいろな場で活躍なさっているわけですから。今後、特別支援教育の中

で、この言語聴覚士の役割がまだまだ不十分であるのであれば、また今後、ぜひ検証しながら計画をしていければ幸いです。

○奥平一夫委員 恐らくこういう言語聴覚士の専門的な資格を持った方というのは、この学校には絶対に必要だと思うし、またこれからどんどん必要になってくると思うのです。そういう意味では、法的にそれが難しいからというのではなくて、何らかの形で学校に関与させて、できれば、少なくとも学校に1人は駐在をさせるか、何らかの形で置くべきだと私は思うのです。ですからそういう方針といいますか、そういう目標を持って、ぜひ、このことの改善を強く訴えたいと思うのですが、教育長はいかがでしょう。

○大城浩教育長 今のは要望として承っておきます。

○奥平一夫委員 前向きな要望としてお聞きください。

それではもう一点だけお聞きして終わりたいと思っています。陳情第88号の85ページ、学校を地域防災の拠点に整備することを求める陳情。私はこれは防災にかかわる大変大事なことだと思っています。これの5番目の「学校の統廃合の問題は地域住民の意向を尊重し、拙速に進めないこと」と、陳情の趣旨はそうなっております。方針は、「統廃合は、設置主体である市町村教育委員会の下、過疎化・少子化等による社会の変化や教育的効果等を考慮して行われております」と、「県教育委員会としましては、統廃合を検討している市町村教育委員会の主体性を考慮し、適切に対応してまいりたいと考えております」という、そういう陳情の処理方針なのですが、今現在、この沖縄県域において、幾つの地域でその統廃合の問題が検討されているのですか。

○狩俣智義務教育課長 現在、うるま市、宮古島市、那覇市、本部町等で、今、計画されているようであります。計画といいますか、話題に上っているということでもあります。

○奥平一夫委員 幾つの学校が統合の憂き目に遭おうとしているのですか。

○狩俣智義務教育課長 うるま市が現在、伊計小学校、宮城小学校、平安座小学校、比嘉小学校です。訂正いたします。2011年度末までに伊計、宮城、平安座、浜比嘉の4島の全小・中学校、2小・中学校、3小学校、2中学校が現在、統合の予定であります。それから宮古島市において、池間、狩俣、宮島、宮原、

来間、福嶺、西辺、砂川、佐良浜の9小学校を今年度から2018年度までに統合したいという計画があるようであります。それから久茂地小学校と前島小学校が計画に上がっていると伺っております。そのほかに、瀬底中学校が2012年4月までに本部中学校へ統合予定ということのようであります。

○奥平一夫委員 今、うるま市にしても、あるいは宮古島市にしても、この統合問題が浮上して、住民からどのような意見が上がっているかお調べになりましたでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 詳細は把握していないわけですが、新聞等、マスコミ等で知る限りであります。住民は一般的に反対と、存続を希望するという、そういう状況にあると伺っております。

○奥平一夫委員 こういう学校統廃合の問題は、今、各地で惹起をしております。それもこれも市町村の財政が厳しいということが原因で、そういう統廃合が今起こっているのです。ただ、やはりその当事者たちのお話を聞きましても、私も当事者でもあるのですが、やはり小さな地域というのは学校が存続していることによって地域が成り立っているという、そういう集落のコミュニティーがしっかり育っているということもありますし、あるいはその子供たちがこの地域の文化や伝統や歴史をずっと継承していく1人の担い手として存在しているものですから、ぜひとも子供たちがそこにいてしっかりと学校教育を学びながら、地域の皆さんでしっかりはぐくんでいこうという、そういうことが大体地域の皆さんが統廃合に反対する理由だと思うのです。それともう一つは、今回、今度の東日本大震災の視察に行ったのですが、岩手県宮古市におきましても、あるいは宮城県仙台市から石巻市あたりの地域でいろいろな話を聞きましたが、例えば民営化であったり、あるいは市町村合併であったりという弊害が今出たと。特に、いわゆる海沿いの小さな地域も本当に合併をしたとしてもこれはほとんどほかの地域と隔離されたような状態で、防災無線もしっかり設置をされていなかったとか、あるいは連絡網がしっかりしていなかったとか、そういういろいろなことがあって、やはりそういう地域のそれぞれのコミュニティーがもっと強化をされるべきだと。だから、余計な市町村合併なんか絶対にやるべきではないという意見が大多数あったのです。そして、この地域はほとんど津波によって、奥の奥まで家屋が全部流されてしまっていて、私たちが行った3カ所のところはほとんど人一人いなかったのです、行っても。もう瓦れきだけが残って、どこへ行ったのだろうといったら隣町に行く方たち、あるいは

みんなばらばらになって、結局コミュニティーが崩れたということなどがあって。だからそういう小さいながらもしっかりとしたコミュニティーのある地域のほうがいいのだということなどもおっしゃっていました。ですから、そういう意味ではこの防災拠点にするという学校を、小さな学校ですがそこを防災拠点にして、しっかりとこの地域を守っていききたいという、そういう皆さんからの意見が多分この陳情の趣旨にあらわれているとっております。この辺はいかがでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 奥平委員がおっしゃるとおり、やはりコミュニティーの危機というものがございます。それから防災の拠点にするというそういう考えが、反対する住民の中から出ていると承知しております。

○奥平一夫委員 そういうことがありますから、やはり県からさまざまなそういう学校統合についていろいろな指示とかいうことなくして、なくなるので、地域の、あるいは各市町村の判断に任せていただく。陳情の方針にもそう書いてありますから、そのとおりに、むしろ、それぞれの学校を個で成立をさせていくということを県としては支援していただきたいとっております。小さいながらもやはりその学校としての特徴もありますし、この地域としての大きな存在感もありますから、できるだけそういう小さな学校でありながらもそれを県が応援していくという、そういう体制だけは継続をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 同じく85ページの陳情第88号。まず教育長に聞きたいのですが、東日本大震災を受けて、県も防災計画を見直すという話がありました。学校現場としてトータルで小・中・高も含めて、今回の震災の教訓も含めて、今後、教育長として学校現場にどのように防災意識を高めていくかということをお聞きしたいのですが。

○具志堅侃保健体育課長 県教育委員会といたしましては、東日本大震災を受けて、4月に各学校に防災計画案を一危機管理マニュアルとっておりますが、それを見直したものを提出するよという事で文書を発送しまして、各学校にその危機管理の部分、特に津波に関しての部分折り込んだものを提出さ

せております。そして最初の一第一にとらないといけないというのは、児童・生徒の安全という観点から避難訓練を実施するようにということの知らせをし、現在まで、まだ全学校を実施しているわけではないのですが、4月から特に小学校は何校か実施をしてきております。ことしいっぱいで全学校が地震及び津波に関しての避難訓練もやるようにということでお願いをしているところでもあります。

○佐喜真淳委員 今議会でも防災計画の見直し等々が出てまいりましたが、県教育委員会が持つ今のアンケートというか調査も含めて、県が持っている防災見直し計画とどういった整合性を持たせるつもりでいらっしゃいますか。

○具志堅侃保健体育課長 県の防災会議というところがありまして、その見直し案を参考にしながら県教育委員会としての危機管理マニュアルの見直しの計画もやっております。ですから、県防災会議に合わせながら県教育委員会もつくっていくということで、今予定をしているところでもあります。

○佐喜真淳委員 この正確なスケジュールというのはどうなっていますか。今の県の計画と、皆さんが今持っている計画—マニュアル。今年度中につくっていくのか、それともそういう段階的なスケジュールがあると思うのですが。

○具志堅侃保健体育課長 今年度は、県教育委員会としては特に津波の避難訓練に重点を置いておりまして、県の防災計画につきましては、向こうの計画のもと、それと照らし合わせるしかありませんので、それを見守りながら我々もつくっていこうと。県教育委員会独自でつくりますと、県の方針と合わないと困りますので、向こうを見ながら我々もやっていこうと。ただ1つだけ、やはり津波の部分に関してはやらないといけないということで、早急にそれだけは取り組んでいるということです。

○佐喜真淳委員 なぜそういうことを聞くかということ、大体、小学校とか中学校を含めて避難場所に指定されているところが多いと思うのです。そうしたときに、県の計画と皆さんの計画の整合性も含めて、やはり皆さん方がしっかりと調査しながら、県の防災計画の中にどのように反映させていくかということも大切だと思うのです。そのあたりはどうですか、考えておられますか。

○具志堅侃保健体育課長 この部分は地域防災計画というのがあるようで、我

々は、学校の場所というのは子供の安全をまず第一にしながら、地域と連携した取り組みはやらないといけないだろうということは考えております。ですから、とりあえず今、計画的にいつ仕上がるというのは言えないのですが、とにかくその計画は全体的に進めていかないといけないだろうということは考えております。

○佐喜真淳委員 教育長、先ほどのいじめではないのですが、いかに皆さんが今回の東日本大震災を受けて教訓しながら、沖縄県独自の防災計画も含めて、学校現場としてはどのように取り組むかということも大切だと思うのです。それがない限りにおいては、児童の安全が一番大切だと言っても、いつできるかわからない。例えば、そこが今調査している段階で、まだまだ認識が甘いのであれば、もう少し踏み込んで積極的に県の教育委員会が先導役としてやる必要があると思うのです。どうですか。

○具志堅侃保健体育課長 説明不足だったと思います。我々が提出を求めた危機管理マニュアルの見直しは、避難訓練も実施する計画書として提出をしてもらっています。ですから各学校においては、避難経路と避難場所という部分を意識してもらいまして、それも求めていて提出をもらっています。まだわずかな数校ではあるのですが一20校程度なのですが、今見直しを予定しているとか、今計画中であるとかということの回答は得ておりまして、9割程度はその提出は求めて、されております。ですから、学校現場においては各役割分担もされており、あとはその実地の避難訓練が必要になってくるのではないかとということで考えております。

○佐喜真淳委員 この質疑は終わりますが、ただ、いろいろと今議会でも、例えば電柱とかに海拔表示をしようとかという中において、やはり県が持つ分析力と、市町村によっては体力の差があると思うのです。小さな村だったらなかなかそこまで行けないので。だから皆さんがしっかりと分析して、そういうところは積極的にアプローチしながら、児童・生徒の安全と言うのであれば、もう少し踏み込んでやってもいいと私は思います。ぜひ防災計画の見直しという県の方針の中、学校現場がどういう位置づけになるのかというのは、しっかりと県教育委員会が積極的に取り組んでほしいという要望をしておきます。

あと83ページの陳情第87号、処理方針の3番ですが、今、国と調整を行っているところだということで終わっているのですが、調整をどのように今一手ごたえというか、そういうものはどうなっていますか。時期も7月になっていま

すので、ある程度骨格が見えてきたのかという希望も含めて、答弁をいただきたいのですが。

○狩俣智義務教育課長 幼稚園教育の義務化の件でございます。県教育委員会としては、5歳児から段階的に幼稚園児—幼児の保育料にかかわる負担軽減を図ることということを、現在、国に対して提言をして、要請をしているところであります。国とのやりとりの中で、現在、国からいただいている指摘は、沖縄県の幼稚園が現在8割の就園率という高い就園率をもっている。それにもかかわらず、なぜ無償化かといったような意見をいただいております。それから現行制度の中で取り組むことはできないのかといったようなことも指摘を受けております。それに対して、県教育委員会としては、本県の優位性—例えば、小学校に併設している状況、それから先ほど申し上げました8割以上の幼児が在園しているという状況です。そういった優位性をさらに発展させていきたい。現在、8割の就園率があるが、できれば8割以上9割といったところを目指していきたいと、そういう形をとりながら小学校と接続した質の高い教育をつくり上げていきたいと、このように申し上げております。感触であります、平行線というような状況です。1点だけ合意できた点は、認可外保育所に対する支援というものは幼稚園教育にとっても重要ではないかと、そういった点については合意をいただけたかなと、そのように考えております。

○佐喜真淳委員 今、平行線というお話があったのですが、例えばここはどうしても予算が出てくるので、予算的なものも話し合われているのですか。具体的なその予算の額まで出ていますか。そこまではいっていないのですか。

○狩俣智義務教育課長 考え方に対しての合意がなかなかできないということでございます。

○佐喜真淳委員 教育長、どうですか、平行線と言われて。私はこれはまさに教育長が積極的にもっと国に対して当たってほしいし、当然これは新たな沖縄振興計画の中では、まあ企画部が中心になっていると思うのですが、これは県教育委員会が譲れない線であって、ここを絶対勝ち取るのだという意気込みがない限りは、もう7月です、平行線だとここはどうしてもハードルが高い反面、こういう、何でしたか、先ほどの教育長のブログでしたか、チャレンジというものがありましたよね。踏襲は退歩、挑戦こそ前進、私はそういう意気込みでやってほしいのです。だから本来、教育長が私がやるのだという、ここは沖縄

の教育現場にとって沖縄の子供たちにとって必要だからという思いの中で、今は平行線だけでも、少なくとも9月ごろになったら骨格のあることをできるようにしますという決意があれば、ここは終わります。

○大城浩教育長 私も実は教育長就任の際に、関係する中央省庁を回りました。沖縄型の幼児教育の新たな制度を関係省庁にも強く求めてきた経緯もございます。ですからさまざまな課題はございますが、ぜひ、沖縄発の幼児教育のあり方を実現できるように、これからも頑張っていきたいと思っております。

○佐喜真淳委員 3月でしたか、前教育長があれだけ言っていましたよね。我々、議会もサポートできるところはやると思いますから、ぜひ沖縄型の教育現場というのをつくり上げてください。ぜひ頑張ってください。

続きまして79ページ、離島の子供たちに対する、4番の4と11の処理方針、小・中学校の義務教育の就学援助制度、高校生以上などは就学支援―授業料減免という、これは実績ベースはどのぐらいありますか。予算にしてどれぐらいなのか、教えてもらえませんか。

○安慶名均財務課長 小・中学校の児童・生徒を対象としております就学援助は、これは今一平成21年度の実績で、金額ベースですと支給額が約15億円でございます。それから奨学金でございますが、奨学金は平成22年度の、これは貸与者数ですが、新規の貸与者数として高等学校と育英奨学事業で1242名、高等学校の奨学事業で31名を新規に貸与したという実績がございます。

○佐喜真淳委員 就学援助制度で15億円、これは人数はわからないですか。

○安慶名均財務課長 就学援助は要保護児童・生徒と、準要保護児童・生徒への援助でございますが、トータルで平成21年度に2万3918人でございます。

○佐喜真淳委員 平成24年度以降、新たな事業を計画するとか精神的負担の緩和のための事業を検討してまいりますという、新たな事業がまた出てくるのかなと思うのですが、これはどうなりますか。今その制度設計みたいなことは既に進んでいるのですか。

○安慶名均財務課長 これは平成24年度以降の新たな沖縄振興計画の中での制度提言といたしまして、離島の教育コストの低減、あるいは離島から沖縄本島

に送り出している御家庭の保護者の皆さんの精神的な負担の緩和ということで、移動に伴う交通費の軽減措置であるとか、あるいは仮称であります離島児童・生徒の支援センターという形のを今検討しております。

○佐喜真淳委員 教育長、ぜひやってください。実は先日、離島の首長がいらっしやったときにこういうことをお話しされたのです。例えば、高校生の長男が離島を離れて沖縄本島の高等学校へ行くときに、昔だと高校生1人で行かれたのですが、今はお母さんとかお子さんも連れていく、そうしたときに経済的負担と、小学生が行くとどうしても地元—いわゆる古里へ戻る率が少なくなるというお話もあったのです。そう考えたときに、単純に一要するに、高校生までそこに住んでいけばいいのですが、小学生に上がる前にお母さんと一緒に行くものだから、古里というのが沖縄本島になる可能性が強くなると。だから、できるのであれば、しっかりと離島に戻ってこれるようなシステムとして、一応考えるべきだと私は思っているのです。そこに例えば離島専用の施設、いわゆる宿泊施設とかあるのであれば、そういうところに安心してそこに送り出していけるので、そのあたりは将来的に教育長として考える必要があると思うのですが、どうですか。

○大城浩教育長 ただいまの件は本会議でも答弁しましたように、複合施設として一新たな制度として我々も国に要望しておりますので、何とか実現できるように、これからも引き続き頑張っていこうと思っております。

○佐喜真淳委員 先ほどの新たな沖縄振興計画の話の中でも話したのですが、やはり沖縄県というのは島嶼県ですから、離島に住まわれている方々の負担というのは大変大きなものがありますし、当然そこに住んでいる子供にとって平等に教育を受ける権利はあるにしても、やはりそこにしっかりとサポートできるようなシステムの構築と、国に訴える部分は教育長を先頭にやっていただきたいと思いますが、ぜひ実現できるように、これもまた頑張ってください。

次に66ページ、陳情第44号、学力テスト。秋田県に職員が派遣されましたよね。秋田県の学力が常にトップクラスということも含めて、人材交流というか向こうをしっかりと見習うという意味で行かれたと思います。多分もう戻って来て、結果としてこれから成果が出てくると思うのですが、今現在、向こうに行かれてどういうことをやられているのか。秋田県に派遣された先生が戻ってきて、どういうことが成果として出てきているのかと思うのですが、どうですか。

○狩俣智義務教育課長 現在、秋田県に交流をして戻ってきた先生方が4名おりますが、この先生方の活用ですが、現在は教科コーディネーターといった役職を持ったり、それから指導法改善担当といったような役職を持って、各学校で授業改善に取り組んでいるほか、教科コーディネーターとして近隣の学校に出向いて授業をしたりと、こういったようなことを取り組んでいます。どういふことを持って帰ってきたかということですが、やはり非常にすぐれた、質の高い授業といえますか、考えさせる授業、考える授業、そういった授業の手法を持ち帰っていると理解しております。

○佐喜真淳委員 これは4名の方で行かれて、各分野で頑張られていると思うのですが、これは報告書みたいなものは出る予定なのですか。

○狩俣智義務教育課長 はい、ございます。

○佐喜真淳委員 行った報告書と、これから沖縄へ帰ってきて今やっている授業を総括して報告書も出るということですか。

○狩俣智義務教育課長 総括をする予定です。

○佐喜真淳委員 いつごろやる予定ですか。

○狩俣智義務教育課長 本年度の分は本年度でやっていくということでございます。

○佐喜真淳委員 できましたら、私にも下さい。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 16ページ、南部農林高等学校の統廃合の問題―農林と工業のです。これは平成24年度の開校は厳しい状況であり、となっているのですが、この次期県立高等学校編成整備計画というのはいつ策定するのですか。

○大城勇総務課長 次期県立高等学校編成整備計画は今策定中でありまして、来年の4月1日スタートを目標に今頑張っております。今年度中に策定すると

いうことです。

○仲村未央委員 今、この件に関する方針は白紙なのですか。それとも、従来の方針は基本的に生きていて理解を求めているという立場なのですか。

○大城勇総務課長 基本的には、高等学校全体の学科とか改編等それも含めて今検討している最中ですので、とりあえず南部農林高等学校に関しては前年度の計画でやっていましたが、それは保留という状態をとまっていますので、また次期の県立高等学校編成整備計画の中で、今、懇話会を開いておりますので、先生方の意見を聞きながら方向性を確認していきたいと思っております。

○仲村未央委員 今はその件に関しては、一たん白紙になっている状態なのですか。それとも方針は生きていて、あくまで保留ということですか。

○大城勇総務課長 基本的には、これは現年度までの10年計画だったのです。その中で計画されて、推進していこうということで、後半部分で少しアクションを起こしたのですが、委員方も御存じのようにコンセンサスがなかなか得ることができませんでしたので、とりあえず今年度の計画に関してはできないということで保留です。それから、次期県立高等学校編成整備計画に関してまた考えていきたいと思います。懇話会の中で少し意見交換をしているということです。

○仲村未央委員 ゼロベースで見直しをしているのですか。

○大城勇総務課長 平成24年度に始まる次期の県立高等学校編成整備計画は、基本的には前計画までのものを引き継ぎながら、検証もしながら、今1年間かけてその検証も含めてつくっていこうということです。ですから平成24年度からというのは前年度を引き継ぎながら、検証もしながら、その反省も踏まえて次の計画を立てていくということですから、その辺を御理解いただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲村委員から簡潔に答弁するよう指摘があり大城総務課長から補足説明がされた。その後、仲村委員から再開し再答弁するよう要望された。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

大城勇総務課長。

○大城勇総務課長 南部農林高等学校に関しては、平成23年度までの県立高等学校編成整備計画の中での位置づけで計画を推進してきましたが、いろいろな諸事情がありましてなかなかできなかったということがありました。

今、平成24年度から始まる次期県立高等学校編成整備計画の中で、それも検証しながら、すべてのものを検証しながら今やっている最中ですので、基本的には前計画は前計画、それを検証して次期計画は次期計画ということで、御理解いただきたいと思っています。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員長から総務課長が答弁しづらいのであれば教育長が答弁するよう要望があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

大城浩教育長。

○大城浩教育長 南部農林高等学校の統廃合につきましては、平成23年度は断念いたしました。平成24年度以降については、今の懇話会で進捗状況等を含めながら検討をしている段階でございます。

○仲村未央委員 次に文化財の件で幾つか関連しますが、48ページの1フィート運動の会から出ているのですが、1点目に、処理方針の中で沖縄戦の実質を伝える戦争遺跡、これを非常に重要だと、文化財に指定することはとても有効な手段であるということ、その指定ができるように取り組むという基本的な姿勢がはっきりと示されていますが、これを皆さん調査をして979件の戦争遺跡を確認したということなのです。この文化財の指定に当たっては、適用要件というのはどういったことがあるのか、つまりこれが戦争遺跡であるということをもって文化財にすぐできるのか、それとも何か非常にクリアすべき課題があるのか、そこら辺はいかがですか。

○長堂嘉一郎文化財課長 基本的にはそういった形で一戦争遺跡ですから沖縄

戦の実相を伝えているような遺跡なのかどうか、その辺でそういった歴史とか、学術上も貴重なものであるかとか、そういった視点が基本になります。

○仲村未央委員　ですのでこれを何か要件として、今後の保存状態とか一例えば市町村との連携とか、文化庁との連携というのも書いてありますが、大事にしていくという確認の中で、具体的に何か要件をクリアしなければその文化財に指定できないとかという、そういう具体的な市町村との調整事項というのはあるのでしょうか。

○長堂嘉一郎文化財課長　今、県指定ということでのお話で申し上げさせていただきますが、また市町村は市町村で、それぞれ文化財に関する条例等を持っていますので。とりあえず今は陳情は県指定ということでお話を申し上げますが、ここに書いてありますように、これまでの調整で979件の遺跡があるということで、その中から全部指定をとということにはならないと考えております。その中でもやはり主要なものとか、先ほど申し上げたような顕著なものとか、そういった視点も出てくるかと思えます。実は今現在、ここにも触れていますが、そういった選定のための基準づくりを平成22年度から平成26年度まで、今具体的に申し上げますと仲村委員が申し上げていたように例えば残存状態であるとか、あるいはそういった学術的なこととか、それからこの中でそういった体験者等の証言の記録等も大切ではないかということも考えていまして、あるいは一例えば平和学習での活用の有効性、うまく活用できるかとかですね。あるいは遺跡がそういった整備ができるのかとか、あるいは整備されているのかとか、今はそういったことが将来の基準になると思うのですが、そういったことを実際の遺跡ももちろん見ながら、机上ではできませんので現地に行つての調査も含めて、こういった基準づくりを現地の調査もしながらやっというのが、ここにも書いてあります平成22年度から平成26年度まで基準づくりをして、これをベースにして県指定という形での取り組みになってまいります。

○仲村未央委員　今、文化財課長がおっしゃることは本当に大事なことだと思っていて、結局、戦争からこれだけ時間がたつていくと、もう生存者とか直接語られる方というのはどんどん減っていくわけです。そういう中で文化財に指定をするというだけではなくて、今言うような平和学習とか、慰謝事業との連携とか、いろいろなところとの連携という中で、この文化財の価値を改めて基準にしながら大切にしていこうということを一今調査が入ることなので、これはとても大事な作業だなと思っています。この平成22年度から平成26年度

までの5カ年計画の調査というのは、これは県単独予算の調査なのですか。

○長堂嘉一郎文化財課長 文化庁からの補助事業で一実は去年でしたか、比嘉委員からも少ないのではないかと言われたりした記憶がありますが、これは文化庁の補助事業で、80%の国庫補助という形で予算を確保してございます。文化庁からはそういった文化財としての指導も受けますし、そういった予算の調整とかも行いますし、当然、市町村との、先ほどの調査も現地での調査になりますから、市町村との連携も十分にやっていかないとできないということを処理方針で述べている状況でございます。

○仲村未央委員 予算額は、これは幾らの事業なのですか。

○長堂嘉一郎文化財課長 今年度は700万円を予定しております。去年は400万円に足りませんでしたので、700万円ぐらいに少しふやしております。

○仲村未央委員 関連して、91ページの飯上げの道の保護・保存の問題なのですが、県の方針としても、地域の文化財は地域において適切に保護、活用していくことが基本と考えており、ということになっているのですが、これは今のところ、この飯上げの道自体は文化財ではないのですか。

○長堂嘉一郎文化財課長 この道自体は、御承知のとおり、ごうの部分は南風原町の指定文化財となっております。この道については、文化財指定ではございません。

○仲村未央委員 これを指定していくというようなことは、県が指定をするということもできるのですか。それとも、町が指定をするならするということになるのでしょうか。

○長堂嘉一郎文化財課長 文化財の指定につきましては、先ほどの要件等が基準になるわけですが、これは県でも文化財保護条例、それから、それぞれの各市町村においても、そういった条例の整備がされております。ですから、町としての指定もできますし、県としての指定も可能だということです。ただ、もちろん先ほどの要件等が必要になるわけですが、県の指定の場合には、まず基本的には町でそういった文化財としてふさわしいかどうかということ、普通は市町村の文化財保護審議会、あるいは文化財保護委員会というのがあります

ので、そこでまずは判断をやります。あとは大事な要件としましては、この場合、土地にかかわることですので、土地の所有者あるいは地権者なりの同意が必要条件になります。それを踏まえて、町でも、まあ県でもいいのですが、それが基本になります。それで文化財保護委員会の意見を受けて、町の教育委員会で決定をします。県の指定に上がる場合には、そういった手続を踏まえた上で町から県に申請をしていただくと。それを私どもが受けましたら、必要な調査等を行った上で、今度は県の文化財保護審議会に諮問をいたします。そこで委員の皆さんの意見を聞いた上で、答申をいただいた上で県の教育委員会で決定をしていくと、そのような手続の流れになってまいります。

○仲村未央委員 これがもし文化財に指定された場合には、やはりそういう工事云々一何か外的な要素で影響を受けるということになったら、これはきちんと保存されるべきだということは、文化財ということが前提であれば、保存ということはもう方針として明解になるわけですよ、文化財になった時点では。

○長堂嘉一郎文化財課長 一般的には文化財という指定を受けると、その文化財保護条例に基づいて保全、保護されるということになってまいります。

○仲村未央委員 それで県の方針にあるように、この飯上げの道は、動員された当時の学徒らが食料や水を運んだとされる炊事場から各ごうを結ぶ道で、当該遺跡を理解するのに重要であるにとらえているというのが今の皆さんの見解ですので、こういった県の基本的な認識を町と協議をするということはやったのですか。それとも、これからやろうということはあるのでしょうか。

○長堂嘉一郎文化財課長 処理方針にもありますが、基本的にはその地域の文化財は、まずは先ほどの手続のこともございます。そういったことで、一義的には町で御判断をいただくべきだと考えております。もちろん町から相談なり、要望なりがあれば、私どもは適切に対応していきたいということがございます。

○仲村未央委員 それが本当に理想ではあると思うのですが、これだけ重要なものはやはり町を超えて、県民の大事な共有すべき財産でもあろうという、そうした視点も持って働きかけがお互いに一県からの一方通行ではもちろんないのですが、そういう話ができたらいいと思います。そう思うのですが、教育長は今の件はいかがですか。もちろん、町が主体的にそれが大事だといって、そういう手続が上がってきて、審議会まで行くというのはもちろん理想ではある

うと思うのですが、むしろ県民の共有すべき大事な戦争遺跡としてとらえて一緒に協議を促していくとか、働きかけながら調整していくということはいかがでしょうか。

○大城浩教育長 本会議でも渡嘉敷委員から今の件で御質問がありまして、手続上はやはり町でしっかりと御協議いただきまして、我々に上がってくるわけです。その際に、我々としては適切な指導、助言をしていくと、そういう段階になると思います。ですから、町でしっかりと審議をして、今、推移を待っていると、そういう状況でございます。

○仲村未央委員 大事なことなので、ぜひそういう方向に行くようお願いしたいと思います。

それから84ページの、先ほど来上がっている学校を地域防災の拠点に整備することを求める陳情ということで、伺いたいのは、当局は御存じだと思うのですが、文部科学省の提言の中に、このほど—これは文部科学省の検討会です、検討会が学校に避難所機能をとということはかなり大きく方針を、東日本大震災後の学校の整備方針を議論してきた文部科学省の検討会、これが「避難場所として必要な諸機能を備えていく発想の転換が必要として、地域の防災機能を学校に集約するように求める提言をまとめた」ということが出ています。これは地域の防災計画の性質上、やはり上位計画との整合性が求められるということで、今、市町村は県の対応待ちなのです。県は国の対応待ちということも実際にはあるのですが、結局これだけ大きな方針の転換ということになってくると、ただ在校生の避難をどうしましょうかという話ではないのです。地域防災の拠点にしましょうということが、今、検討会から一定のその方針が出されたということであれば、これを受けて県の教育委員会が県全体の防災計画に対してどういう見解を示すかというのは非常に大きなところで、これがないと市町村は動けないのです。ですので、今皆さんの処理方針には、市町村の防災計画の中で検討されるものと考えておりますと書いてありますが、市町村は違うのです。県の防災計画を受けて、それと整合性のある計画をつくるということでの対応待ちを今しているわけです。ですので、一定の県の教育庁として、県教育委員会としてどういう—この学校の機能をこれからどうしていこうかという、大方針をどうするかというところは、非常に大きな議論の分かれ目になるかと思いますが、いかがですか。

○具志堅侃保健体育課長 とても厳しい質疑なのですが、市町村が県の防災計

画にのっとしてという部分がありますが、この件に関して言いにくいことではあるのですが、県の防災計画というのは県教育委員会が策定するものではなくて県自体がやるもの、そこと市町村の防災計画を立てる機関と連携をしてやるということになっておりまして、県教育委員会としては、その防災計画を参考にしながら県教育委員会としてのマニュアルづくりに生かさないといけないという立場であります。先ほどから言うておりますが、文部科学省はこの避難場所としての部分というのは、新たに建築するとか、改築をするとかという部分においては、そういうものを含んだ施設をということの提案をなされているようでありまして、現存する学校の部分に関しては、やはり我々としては実際に起きた場合に、では学校側、教育委員会としてできることは何かということをお考えしております、本当に安全を守るために避難経路、避難場所、それ以外に避難場所となった場合に、当然のごとく避難する方々の受け入れということも同じように協力はしていかないといけないということで、今、連携をとるということをやらないといけないだろうということをお考えしております。

○仲村未央委員 防災計画そのものは、もちろん、知事公室が所管をしておりますのでこれは全体的なものはつくるのですが、今回の文部科学省の検討会での提言は、学校の役割を地域防災計画の中に明確にすることを求めているのです。私がこの学校の役割を教育長に聞いているのは、学校を直接所管する現場の声というのを知事公室にどう上げるかということが今聞きたいことなのです。今の御答弁だと、もし知事公室がこの文部科学省の検討会の提言に従って、あるいは国の計画を受けて学校を防災拠点にしましょうと知事公室が決めたなら、皆さんはそれに従うだけの立場でいいのかということです。むしろ主体的に、今学校の現場でそれを受け入れるキャパシティが非常に、今そういうつくりになっていないわけですから、課題がいろいろあるでしょう。そういったことも含めて、もっと地域の声や市町村教育委員会とも連携をして、そういう方向にしていこうということも含めて、していかないとはいかないかも含めてもっと平場の議論を通じて、むしろ知事公室に意見を言わなくてはならない立場ではないですか。

○石垣安重施設課長 市町村の学校は市町村が避難場所として指定すると。当然、市町村の防災計画の中でどう位置づけるかということになると思いますので、今、文部科学省でもいろいろ提言があると思いますので、それを生かして、また市町村の防災計画等を勘案して、市町村でおのこの学校の避難場所をどうするか、そういうことを定めていくものと思います。

○仲村未央委員 この件に関しては、今検討会が出した提言も、特に下からの積み上げで出された議論ではどうもなさそうで、この報道によっても、学校関係者は難色という意見がすぐ出ているのです。ですので、実際それを本当に今、給食センターの自校方式も含めていろいろな設備やそういったものを詰め込もうとすれば、当然それに対応する予算も必要だし、市町村が学校の位置も含めて、高台にできればつくりたいとかというときの予算の対応とかも含めて、これは非常に大きな全体の話になってくるので、具体的な課題がそういう方向になるということを目指したときに、どういったことが具体的な課題になっていくのかというのは、やはり県の教育庁がもう少し県教育委員会として、市町村の教育委員会と連携して具体的な課題を上げていかないと、それはだれが知事公室に伝えるのか。市町村が直接、もう皆さんをスルーしてやったほうがいいということですか、こういった課題は。そういう作業は想定していないのですか、これだけの大方針が出されてですよ。しかもこれは文部科学省が所管をしている検討会が出したものです。そういう協議の場はないのですか。

○前原昌直教育庁参事 先ほど施設課長も答弁していましたが、要するに設置主体である市町村が国の方針—そういう防災計画について、例えば備蓄倉庫なり、防災時のときの無線等々、それを整備しましょうという話を今、文部科学省は言っていますので、それを設置者が整備していくと。処理方針の中にもありますが、関係機関と教育委員会が連携をして協力していきますということを今、処理方針で述べていますので、そういう形で、当然、知事公室等々含めて連携していくという話でございます。

○仲村未央委員 学校のことなのでもう少し、ただ知事公室の方針に従って、そうなったらそうなったでやりますというところで、今そういうふうにはしか聞こえないのです。それは本当にその段階でそれでもよしとするのか、もう少し市町村教育委員会とか、いろいろな学校現場—直接、皆さんがもっている県立高等学校も含めて、そういう協議をしてこういう役割が—学校を避難所にしよう、地域の拠点にしようということが社会から求められているが、それについてどうかということの、そういう協議は必要ないですか。

○前原昌直教育庁参事 これまでの災害に対しての学校の役割というのは、緊急避難場所としての役割でした。ですから、今回の震災を受けて、これからこういう形でいきたいと思いますという話が出ていますので、それについては処理方針

に書いてありますが、関係機関等を含めて連携していくと、市町村も含めてです。そういう形でいきたいということです。

○仲村未央委員 非常に、問題がとても大きな話なので、この東日本大震災の後の学校に求められる機能も従来のものとは大転換というか、違うところが求められている状況もあるので、ここを丁寧に、そして迅速に整理を一恐らく、県の防災計画もことし秋ぐらいにはそういった対応が出てくると思いますので、ぜひ早目の対応をお願いしたいと思います。

最後にもう一つ、83ページ、先ほども佐喜真委員からあったのですが、今、県教育委員会として大胆なことを国に要求している最中ではあるのですが、私も社会民主党として、この子供特区の要望については具体的に内閣府の沖縄振興担当の方々と何度か話す機会があります。その中で、先ほど非常に平行線で厳しいという課長の感触を正直にお話しいただきましたが、この中で私たちが得ている感触としては、2つの方針はある程度確認できたと思っているのです。それがどうかというと、1つは、今回の新たな沖縄振興は、従来の公共事業が中心だった—こういうものが、もちろん公共事業をやらないとは言わないが、重点としてやはりソフト—子供やいろいろな福祉の部分、今まで取り残されてきた部分に光を当てていくということの前提は、県との間でも確認がされていますという発言があったのです。これが1つ。それからもう一つはこの幼稚園の問題、特にそうなのですが、沖縄県の実態というのは全国とかなり違っていると。だから今、国が進めようとする幼保一体というような新システムの中で、沖縄県の問題を一律に考えていくのではなくて、沖縄県の実態に合ったものをぜひ新たな沖縄振興計画には上げていきたいというようなことも、ある程度一定の共通認識としてはとれたと思っているのです。これについてはいかがですか。皆さんもそういう方向性については、ある程度の—つまり具体的な事業のメニュー化についてはまだ平行線なのかもしれませんが、今言う基本的な構えとして、そこは私たちは確認できたというふうに社会民主党としては思っているのですが、いかがでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 今、仲村委員が指摘した点ですが、ソフト面に光を当てるという視点については私たちも同様な感触を受けております。2番目の沖縄県の実態云々といった幼稚園に関しては、必ずしも我々はそういう感触を得ていないということでもあります。

○仲村未央委員 一応、これはまた行政同士の話ではもっと厳しいことを多分

言われたりするのでしょうか、基本的には沖縄県の実態に合った何らかの事業のメニュー化、これによって保育園と幼稚園の沖縄県が抱えている大きな課題を解消していくような、そういう構えで答えを出したいということは担当の方もおっしゃっていましたので、ぜひあきらめずに頑張ってくださいと思いますが、教育長はいかがですか。

○大城浩教育長　さまざまな苦労はあるかも知れませんが、ぜひ沖縄型のこの幼児教育のありようについては、私も重要だという認識を持っておりまして、ぜひ一生懸命頑張っていきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長　ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員　1点だけなのですが、先ほどの仲村委員と同じ84ページ、陳情第88号、学校を地域防災の拠点にと。私も本会議でもこれは取り上げたのですが、時間がなくて深められなかったのですが、県内の避難所と指定されている学校というのは幾つあるのですか。

○具志堅侃保健体育課長　学校が避難場所となっている割合ということでお答えしてよろしいでしょうか。県立学校では76校中32校が避難場所となっております。公立小・中学校においては確かな数はございませんが、ほとんどが避難場所となっているという状況しか、今は把握しておりません。

小・中学校の部分は、まだはっきりとした数字はつかまえていないということです。

○上原章委員　大まかでいいです、小・中学校の数はわかるでしょう。

○石垣安重施設課長　私どものデータによりますと、小学校が全体で417校のうち375校で、約90%ということがございます。済みません、小・中学校の計でございます。

○上原章委員　ほぼ小・中学校は9割ですか、指定がされているということで。せんだっても海拔10メートル以下が3割という非常にショッキングな、沖縄の場合は海沿いに学校も多いのだなと感じたのですが、やはり災害というのは忘れたころに来るといって、本当に今回の大震災も想定を超えているのですが、こ

の危機管理というか、これは本当に大事だと思いました。今の社会は1日停電すると、もう電気も水もとまれば今の社会はほとんどがストップするわけで、そういう意味では本当に避難する学校はある意味では多くの方々のよりどころになるわけです。

実は先ほど、今国が大きな方向に転換をして、教育現場—これは当然、大事な教育現場ですが、本当に防災機能を高めて、災害が起きたときの避難所としてもこれはしっかりと向上させないといけないということで、いろいろと打ち出した部分もあると思うのですが、補正予算とか来年の概算要求の中でもこれは入れていこうという動きだと聞いております。実はこれまで阪神淡路大震災とか新潟県中越地震等が起きて、国では学校施設を予算化するメニュー、事業を結構—文部科学省、または内閣府、国土交通省、おのおのの立場でいろいろなメニューをつくって学校にこういった防災機能を高めることをやってきているらしいのですが、実はその予算が、余り事業が認知されていなくて使われていないというのがありまして、意識が高い地域—災害が起きたところはやはり高く、いろいろとその事業を活用していると思うのですが。

ぜひ教育長、学校現場の校長先生、管理者、いろいろな協議の中で、今回の大震災を受けてぜひ防災機能を高める必要があるのではないかと。今回のこの陳情でも、処理方針でほとんど市町村の役割だという感じで皆さんは方針を出していますが、そういう市町村のやらなくてはいけないものだと切り離さないで、関係機関と一緒にやってやりますとおっしゃってはいますが、やはり県がしっかりリードしていかないと、この国と市町村とのパイプ役も県は担っていると思いますので、ぜひその辺を強化してもらえないでしょうか。

○大城浩教育長 この陳情の処理方針にもありますように、我々が関係機関としっかりと連携しながら取り組んでまいりたいと思っています。その中には、当然、市町村も入っておりますので、ぜひ上原委員の御意向に沿うような形で取り組んでいこうと思っています。

○上原章委員 県がこれから目指す防災計画にしっかりと県教育委員会もかかわって、現場の声もしっかりと拾い上げていただきたいと思います。

今ある国のいろいろなメニューを見ると、例えばマンホール・トイレシステムの整備とか、自家発電電送機能の設置、発電施設の整備、耐震性貯水槽の整備、防災行政無線の整備、備蓄倉庫の整備とかいろいろあるのですが。私はこの中で1つ2つモデル的なものでいいなと思ったのが、例えば兵庫県神戸市、ここは市内の学校57カ所に災害時に道路交通寸断の影響でトイレのくみ取り—

排せつ物を収集できなくて衛生上の問題が生じた経験から、下水道施設に直結した複数のマンホールを設置すると、災害用トイレシステムというのを導入したらしいです。ここは市内の学校57カ所と公園3カ所に、1カ所5基のマンホールを一約1カ所5基分160万円と費用まで書いてあるのですが、これは国土交通省の予算を利用して市内57カ所に設置しているとかですね。またもう一つ、これは福岡県北九州市では、いざ避難所が停電したときに、この市の消防局と北九州市の電設協会というところが協定を結んで、いざ避難所が停電したときに、同協会が発電機を搬入することを申し合わせをしているとかですね、あと機材も無償で貸し出すとか、本当に知恵を出してやっている事例があるのです。

ですから今回の震災を受けて、防災が全国的に大きく関心が高くなっていくと思うのですが、沖縄県はこれだけ海に囲まれて、いざというときになかなか支援をいただけない地域だと思ってしまうので、港とか空港がもし万が一のことがあれば、本当に自力で乗り越えないといけない事態も想定しないといけないので、学校現場がこれだけ避難所として地域の方々にとっても大事な拠点になりますので、今回ぜひ防災計画の中でも、国の動向を見ながら、現場のいろいろな声もいただきながら、これまでのメニューももう一度検証していただいて、本当はこういうものをどのぐらいモデル的に県内でやっているところがあるか聞きたいぐらいなのですが、できればそういった情報がもしありましたら、逆にいただけたらと要望します。終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 85ページの陳情第88号、学校を地域防災の拠点に整備することを求める陳情。この中で、先ほども質疑がありましたが、海拔10メートル以下の学校は152校、この学校が避難場所として指定されているところもあるのでしょうか。

○具志堅侃保健体育課長 大変申しわけないのですが、避難場所という総合的な数字はとらえているのですが、海拔10メートル未満の学校が避難場所になっているかという部分に関しては、はっきりとした数字はつかまえておりません。

○西銘純恵委員 私は、全小・中学校の9割が避難場所になっているということがあるものですから、やはり今、津波の問題で緊急に避難訓練も出しているということであれば、避難場所に指定をしているのであれば早急に解除すると、

逆に避難場所を変えていくということが早急に求められると思うのです。それをやられていない、調査されていないということは問題ではないかと思ひまして、もう一度お願いします。

○具志堅侃保健体育課長 ただいまの御指摘、今から早急に調査をしていきたいと思ひます。しかしながら、この避難場所の指定する方はどなたかといひますと、市町村の長になっておりまして、その部分との相談ということにもなるかと思ひます。しかしながら、この避難場所になっているかどうかの調査は早急にしていきたいと思ひます。

○西銘純恵委員 市町村長が指定するということが先ほどから言われていますが、今の状況では避難場所には該当しないと、そういうことがわかりながら、調査して、そしてだれが解除するか指定するかということが市町村長にゆだねられているというのであれば、そこも早急に解除すると。新たなかわりの避難場所をすぐ指定するということが、積極的に県教育委員会が話をすべきではないかと思ひます。いかがですか。

○具志堅侃保健体育課長 市町村の防災計画のもと指定もされていると思ひますので、我々はそれを早急に調査して、もちろん、話し合いをしながらいい方向に、指導、助言をしながらやっていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 私は対応がとても悠長だと思ひています。県民一県議会もそうなのですが、ショックを受けたのです。こんなに3割の学校が低いところにあると。そこで避難訓練をするにしても、平らなところで30分以内に高所の場所がなければ、やはりなかなか小・中学校の—小学校の低学年とかは逃げられるのかなと、そういう不安をととても覚えているときに、まだそれを調査して迅速に解除することをやらないというのは、鈍感ではないかと思ひます。これはNHKのニュースで報道されたらしくて、沖縄県の学校が海拔10メートル以下が3割あるということは、すごい衝撃を与えているのです。そういう意味ではやはり自分の学校がどうなのかということを、海辺にある学校は大丈夫なのかという不安を持っていますから、解除させるということは積極的にやるべきだと私は思ひます。これは万が一、津波、地震というのはいつ来るかわからないということをしていますから、あえて危険があることを知りながらそこを避難場所にしているということは、ある意味では行政の故意といひのか、そういうことになってくるのではないかと思ひますので迅速に対応していただき

い。先ほどから課長しか答弁されていないのですが、教育長はいかがですか。

○大城浩教育長 本会議でも私は答弁したかと思えます。今現在、我々はいわゆる津波等を想定した避難訓練といえますか、そういったことを実施している学校、あるいは学校の安全管理の取り組み状況調査をやってまいりました。そういう中で、平成13年につくられました危機管理マニュアルがあるわけです。それが津波を想定していないと、そういう部分がございます、今、津波を想定した新たな危機管理マニュアルの見直しを作成していく中で、迅速な対応をやっていくつもりでございます。その際に一番大事なことは、やはり県の防災会議がございますので、そことの整合性も当然あるわけです。ですから、県の防災会議に私—教育長が参加するわけでしょうから、その際にぜひ市町村教育委員会の実態等を踏まえながら、私なりに防災会議で御提言をしていこうと考えております。

○西銘純恵委員 よろしくお願ひします。

それではこの陳情の1番です。学校校舎の耐震構造の整備を図ることということで、平成22年4月1日現在の各学校の耐震化率が出ております。これについて数字は出していただいたのですが、具体的に小・中学校、高等学校、特別支援学校の学校校舎の棟数で、まだ耐震化されていないというものを答えていただけたらと思ひます。

○石垣安重施設課長 平成22年のデータですが、小・中学校で耐震性がない棟数が469棟、高等学校が66棟、特別支援学校が14棟で耐震性がないと考えております。

○西銘純恵委員 もし答えられるのであれば、幼稚園もお答えいただけますか。

○石垣安重施設課長 92棟でございます。

○西銘純恵委員 全部で650ですか、子供たちが日ごろ使っている建物が耐震化されていないということなのですが、私は一般質問でもお尋ねしたのですが、3月11日の震災後に東京新聞が3月29日付で触れているのですが、見出しが「入学の春遠のいた。茨城の学校96%損傷、内陸部も耐震化遅れが影響」ということで、岩手県、宮城県、福島県は地震、津波がありました。でも、この記事は茨城県の学校96%が損傷したと。その理由を、耐震化率が55.7%で、全国平均

の73.3%を20ポイント近く下回っていたという一耐震化率が低かったことが、現に今度の震災では体育館の天井板が落下したり、校舎の階段が割れて沈み込んだとか、そういうことが起こったということで、この耐震化問題を取り上げているわけです。それで私は本県の耐震化計画、それについてお尋ねしたいのです。もう一つです、6月20日現在の文部科学省が調べた学校被害の調査ですが、岩手県が424校一公立学校です、宮城県が805校、福島県が751校、茨城県が1056校、全部の都道府県で影響を受けたところが6500校近くあるのですが、茨城県が1056校と本当に96%損傷を受けたと、耐震化率が低かったということ、これを文部科学省も報道もこのように指摘をしているのです。本県の小・中学校、そして県立学校の耐震化の計画はどうなっていますでしょうか。いつまでに耐震化するのでしょうか。すべてのものが完了する予定の年度、現計画ですよ、これを小・中学校と県立学校ということで分けて説明をお願いします。

○石垣安重施設課長 耐震化の完了する見通しということだと思いますが、西銘委員も御存じのように、耐震化については老朽校舎の改築という方法で進めておりますので、ある程度マックスで、老朽校舎の改築が1つの耐震化の最大限のめどとなります。そういうことで小学校におきましては、現在の我々の試算で平成23年度の国庫ベースで言いますと、小・中学校で平成34年という見通しでございます。県立学校につきましては、同様に平成29年度と老朽校舎の改築を見通しておりますので、マックスとして耐震化もそのあたりと考えております。

○西銘純恵委員 ほぼ10年を超してかかるということですよ。私は先ほど、校舎の数を聞きましたが、600余りの校舎が10数年かけてしか改築をしないと、でも今度の震災では耐震化一沖縄県でいえば老朽校舎の改築をしないと、こういう被害が起こるということは想定されていることなのです。それでお尋ねしますが、例えば小・中学校ではこの老朽校舎の中で、合計でどれだけの子供たちが日常的に学んでいるのか、全小・中学校生の中に占める子供の人数、これをお尋ねしたいと思います。

○石垣安重施設課長 小・中学校で耐震性のない建物にいるということですが、大変計算が難しいのですが、あらあらで申しますと3万8400人ほどという人数になると思います。

○西銘純恵委員 幼稚園も人数がわかりましたら、あと県立学校もわかりまし

たらお願いします。

○石垣安重施設課長 幼稚園につきましては約5000人と考えております。なお、県立学校についてはデータがございません。

○西銘純恵委員 私は本当に5万人の子供たちが、昼間、勉強している校舎が老朽化している、耐震化されていないという状況の中で10数年かかると。従来計画でいけば本当にその間にとというのは甚大な被害一人命を落とす、子供の命が危ないということもわかっていると。それは早急に何よりも優先して、子供のいる教育の現場の改築を進めるべきだという立場を、教育長に対しても進めるようにという立場でお尋ねするのですが、平均でこの施設整備費というのですか、予算としてどのぐらい市町村の負担といいますか、起債をやって補助金をとということをやると思うのですが、大体1棟当たりの平均のもので構いませんが、予算をどれぐらい使うのかお尋ねしたいと思います。

○石垣安重施設課長 1棟当たりの改築ですが、事業経費として約2億1000万円ほどと考えております。

○西銘純恵委員 国の高率補助を受けて、実際にこの市町村が独自に負担する額というのは、毎年度どれぐらいになるのでしょうか。

私は前に資料をつくっていただいたときに、平均的な学校の規模というのは約10教室当たりの数字で出していただいたものがあるのですが、1億5000万円ぐらいが標準的な校舎ではないかということは話されていたと思うのですが、今2億5000万円ですか、数字が違っているのですが。

では、それで市町村の負担—補助金を投入して、そして市町村が起債をして、毎年20年かけて返済をしていくというのがどれだけになるのかというのだけ知りたいと思います。もし数字をはじいているのであれば、1億円の10教室の規模の校舎をつくるというときのものでも構いません。

○石垣安重施設課長 市町村の負担のことだと思いますが、例えば1億円という総事業の場合、当初年度については10分の7.5で7500万円ほどかかりまして、あとは実質起債等がございますので、その返還については各年度1億円ですと、約年間50万円ほどということになると思います。

○西銘純恵委員 600余りの校舎が棟数として残されていると、そして10教室

が入れるような1棟の校舎であれば、市町村の負担は年間50万円で済むという数字が出されていますよね。ですからやはり子供たちの命をお金ではかるのかというところも問われると私は思います。これは11年かかるという計画ではなくて、本当に二、三年以内に、四、五年以内に老朽校舎をすべて改築するということが積極的に進めるべきだと。これは国の考え方もやはり危険な校舎があるということを放置しない、そこに財源を充てていく、被災地の支援ももちろん補正予算で組んでいます、この同じような被害—地震が今あちこちで起こっていますよね。だからどこでもこのような被害が起こるかもしれないと、それを未然に防止できるものには財源を充てていくということで、国ももちろん、地方自治体も国民もそれを望んでいるわけですから急がせると、年度を早めて改築を進めると、この立場をとるべきだと思うのですが、これについていかがでしょうか。従前の計画でいけば10年、11年かかるというものを早めるということについて、どのように考えていますでしょうか。

○石垣安重施設課長 老朽校舎で10年という期間は長いのですが、今回の大震災を受けていろいろと耐震化の一層の促進といいますか、そういうことも市町村、県も考えていますので、また我々としても市町村に耐震化の一層の働きかけをして早期の解消を図りたいと思っています。

○西銘純恵委員 5月24日、文部科学省から都道府県教育委員会教育長あてに文書が届いていると思います。耐震化問題について具体的に文部科学省がメスを入れてきているのではないかと思います。これについて説明をお願いします。

○石垣安重施設課長 西銘委員の御指摘のとおり、文部科学省におきましては、去る5月に公立義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備基本方針というものを改定しております。その中で耐震化につきましては、平成23年度から平成27年までのできるだけ早い時期に耐震化を完了したい、ということを目指すという項目が入っております。

○西銘純恵委員 これは文部科学省が出していますから、当然、予算措置をするということ前提にした方針なのですよね。

○石垣安重施設課長 おっしゃるように、当然、耐震化についてはいろいろな方法等がありますので、そういった耐震化に向けてのことも踏まえて、今後一層、文部科学省におきましては予算措置をするものかと考えております。

○西銘純恵委員 沖縄県の校舎は構造的に全国と違うと思うのですが、それで耐震化というのは文部科学省は5年以内の早い時期にという方針を出しましたが、私が先ほどから聞いている老朽校舎、それイコール耐震性がないという数字に出てきています。ですから、これまでも県は学校の耐震性を高めると、耐震化率を向上させるという考えそのものが老朽校舎の改築で進めてきているはずなのです。ですから沖縄県が進める耐震化率100%にするというのは紛れもなく老朽校舎の改築、これになるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○石垣安重施設課長 西銘委員の御指摘のとおり、これまでも自然環境とかいろいろ他都道府県とは違った環境と、そういう中で本県の校舎老朽化が他都道府県よりも著しいという中で、まず老朽校舎の改築をするということが基本的な考えでこれまで走っています。そういう中で、耐震化も図っているというのが現状でございます。

○西銘純恵委員 今お聞きしましたら、明らかに老朽校舎の改築を一県が先ほど説明をされた平成35年ですか、それまでかかるこの計画そのものを市町村と早急に見直し、それが必要ではないかと私は思います。計画を見直ししない限り、5年以内に改築できるはずがありません。これから先に手がけるべきだと思いますが、これについて文部科学省もそういう方針を出しているし、願ったりかなったりだと思うのです。そして子供たちの危険な状態が一日も早く解消されるということでは、県教育委員会が何よりも優先してこれに取り組むべきだと思うのですが、教育長の答弁をいただけましたら、よろしくお願いします。

○大城浩教育長 耐震化の対策につきましては、今、石垣施設課長からもありましたように、本県の場合には2つの方法をとってきたわけです。いわゆる老朽校舎の解消のための危険改築の事業、そしていわゆる耐震補強といいますか、そういう立場でとってきてまいりました。ですからこれからも、小・中学校の設置者は当然市町村ですので、強く働きかけながら事業の前倒しとか、あるいは国の補正予算等々で必要な財源の確保を図りながら、早急な耐震化を図っていくというスタンスを持ちながら取り組んでいきたいという思いです。

○西銘純恵委員 文部科学省が5年以内の早い時期にということを出したからには、必ず補正で予算が出てきますので、やはりそれを県が待ちの姿勢ではなくて、市町村との調整がありますでしょうから、市町村もすぐに「はい」とい

うわけにはいかないでしょうから、早いうちからその取り組みを進めていただきたいと思います。次に移ります。

91ページの陳情第103号、「飯上げの道」保存に関する陳情についてお尋ねします。南風原町の沖縄陸軍病院南風原壕群というのが、南風原町が戦跡文化財指定をしたということなのですが、県がこの陸軍病院跡というのをどのように979カ所戦跡調査をなされたということで、あとは指定をする要綱を今検討中だと言われましたが、この陸軍病院壕群というのは、どのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。

○長堂嘉一郎文化財課長 御承知のとおり、この南風原陸軍病院というのは通称名で、正式には沖縄陸軍病院ということのようでございます。第32軍直属の陸軍病院という内容でございます。それから1944年の10・10空襲によって、那覇市にあった病棟が焼失して、その日に南風原町の国民学校に移動したと。その後、現在の場所にごうを掘って造営されたという経歴がございます。ここでも説明しておりますが、そういった経緯がございますが、南風原町では平成2年にこの南風原陸軍病院を町の戦跡文化財ということで全国初の指定をしております。その中でもあるのですが、この陸軍病院壕が沖縄戦の実像を語る生き証人という表現をしていますが、そういった戦争遺跡であり、町民のかけがえのない共有財産ということで指定をされておまして、そういう意味でも大変貴重な戦争遺跡であると認識をしております。

○西銘純恵委員 貴重な戦争遺跡とおっしゃいましたが、沖縄県全体が戦場となっているその中でもこの陸軍病院というのは、とりわけ戦跡としては最も上位にくる一保存、そして後世に戦争の実相を伝えていくものとしては、保存しなければならない文化財として指定するものではないかと思うのですが、これについては979カ所調べたうちで、実際一まあどこにでもあるごう群だを見るのか、それとも私の言うような指定をするのであれば、そこはすぐ指定地域だなというようなところにあるのか、そこら辺についての認識はどのようにしていらっしゃるのでしょうか。

○長堂嘉一郎文化財課長 先ほど申し上げたような形で大変貴重だと私どもは認識しております。先ほども御説明しましたように、この979カ所の戦争遺跡、そういった分布調査は既に終わっていますので、詳細な確認調査をしていく中で、今、西銘委員がおっしゃっていたような考え方も含めて、確かに規模とかそのような点から言っても、かなり大規模な遺跡に該当するのではないかと思います。

す。しかしながら、そういったことも含めて今現在そういった基準づくりの資料づくりをしている最中でございます。

○西銘純恵委員 昭和56年—1981年に映画「ひめゆりの塔」を、その場所で長期ロケを行ったようなのです。それで、この陸軍病院の本当に惨状というのか、沖縄戦の凄惨な現場だということも改めて内外に広めたということもあるようで、それで平成2年に町として戦跡指定をしたと。沖縄県自体は、今、戦跡を文化財指定するという動きをやっているわけです。私は沖縄県の文化財に対する、戦跡そのものを文化財指定をして保存—沖縄戦の実相を伝えていくという県の動きが本当に遅い、ある意味ではその結果が今の状況を生んでいるのではないかと。県が文化財指定を早いうちにやれば、南風原町がやった平成2年以降にも早急に県指定をやれば、また県の文化財ということでもっと予算もかけられて、現地の保存についてももう少し力が入れたのではないかと。今、飯上げの道も少し埋められた部分があるのです。

そういう意味では、平成2年の南風原町の文化財指定をするときに沖縄県はどういうことを言われたか、それは20年前の話なのですが、文化財の指定をするのは県教育委員会しかありませんので、沖縄県は戦跡文化財指定をするのは時期尚早ということと言われたらしいのです。これは現地の記録史で残っているのですが。だから私は沖縄県のこの文化行政、そして平和行政、戦跡指定をするというのがおこなわれているという認識を持って今聞いているのですが、少なくとも今問題になっているこの飯上げの道というのが、ひめゆり学徒の皆さんが民家から御飯をつくって、そして坂を上って南風原壕群の負傷兵のいる—30から40ぐらいのごうがあるのですよね。この飯上げの道というのが1つの南風原壕群と一体となった文化財だと、戦跡だということを、この南風原町の文化財保護委員会も文化財に指定してくれということで、今の道路建設を進めている町の公共施設検討委員会にも上げていると。こういう地元でも開発と戦跡を保護するということでせめぎ合いがあるのです。だからこういうときに沖縄県が遅きに失したという感もありますが、少なくとも道路ができてしまったら、埋められてしまったら、この飯上げの道というのは復元はさらに不可能になる。だからそれに待たせてもらって、保留にしてもらってというところで動くべきではないかということなのです。町の文化財保護委員会が一町が考えるということで置くのではなくて、沖縄県も指定を予定しているのであれば、これについては埋めることを待ってくれというアドバイスはできるのではないですか。

○長堂嘉一郎文化財課長 先ほども少し御説明をさせていただきましたが、町で指定をする場合も、それから県で指定をする場合も、まず文化財としてふさわしいかという視点は当然必要なのですが、さらにその土地の所有者の同意が絶対条件になります。現実的には今、土地の所有者はほとんどが町有地になっているかと思えます。それとその指定をどこまでやるかということにもよるのですが、一部、個人有地あたりもかかってくるのかなということで推測をしているわけですが。そういった形で、基本的にはそういった地元の同意というものが必要になってまいりますので、私どもは一義的には町の判断によるものということで、その町の推移を見守っているところだということです。なお、先ほども申し上げましたが、町から相談等があれば適切に対応していきたいというところがございます。

○西銘純恵委員 やはり大事な、戦争を苦しい思いで体験された方がどんどん亡くなっていく中で、こういう戦跡群を残して平和をつないでいくと、そういうことが言われていますので、それが開発でなくなって、それから指定をするといったら遅いですから、ぜひ今の件については南風原町の文化財保護委員会もありますし、教育委員会もありますし、そこら辺と協力をして、取り返しがつかないということがないように、手だてを尽くしていただきたいと要望します。

次、73ページの陳情第60号に移ります。島尻教育事務所の統廃合の問題です。陳情者が指導主事の配置など十分な教育施策が打てないので市町村ではできないと、こう言っているのです。そして島尻地区の教育行政をさらに強化すること、財政的支援を強化することと書いていますが、これまでにこの島尻地区の皆さんから、教育行政を強化してほしいという具体的な要請というのは県教育委員会になかったのでしょうか。ありましたらどのような要請がこれまでに寄せられてきたのでしょうか。財政的な支援についても寄せられていなかったのでしょうか。

○大城勇総務課長 私どもとしては、教育事務所からそういう要請を受けたことはございません。

○西銘純恵委員 島尻教育事務所からではないですよ。市町村の教育委員会からということですよ。教育の援助をしてほしいとか、そういうことはなかったですか。だって糸満市議会とか、この島尻教育事務所が管轄している南城市とか、すべての議会がみんな一議長が要請、陳情をされているわけですから、や

はり島尻教育事務所が県に対して言うのではなくて、地元の市町村が教育事務所がないと教育は担えないとか、大変だという声を上げているわけですから、島尻教育事務所からということは聞いていません。

○大城勇総務課長 市町村からの教育予算云々ではなくて、今、県議会に上がっている要請は教育庁にも上がっております。

○西銘純恵委員 こうも書いていますよね。島尻地域の市町村では指導主事の配置など十分な教育施策が打てないと。だからそういうところで、ちゃんと教育事務所が手当てしてほしいということも含めて言っていると思うのです。そういうことは全くなかったということですか。現場で援助してほしいという声、そういうことがなかったということですか。

○前原昌直教育庁参事 市町村の教育委員会連合会等からの要請はございました、指導主事を県費で配置してくれという要望です。これまでも何度もございます。

○西銘純恵委員 市町村の教育委員会連合会から出されたこの教育行政強化のための要請事項、ぜひこれまで言われた事項について、後で結構ですが資料をいただきたいと思います。財政的支援についても要請があったのではないかと思います、どうでしょうか。

○前原昌直教育庁参事 毎年、予算関係の要請等を含めて連合会からはございます。

○西銘純恵委員 今の件についても、やはり市町村一特に小規模町村では独自に教育が担えないという状況で、だけど教育ニーズは高まっていると、教育の施策というのは拡充しないといけないというジレンマがあるというのは、要請でよくわかっていらっしゃると思うのです。そんな中で教育事務所を統廃合一島尻教育事務所について、地元からなくさないでということについては真摯に受けとめていただきたいと思います。

最後に、41ページの陳情平成22年第24号についてお尋ねします。子供と学校の安心・安全のために正規の学校職員の配置を保障することを求める陳情ですが、陳情の処理方針の1に、現業職員等は教職員定数の標準に関する法律の定数には入っていないが地方交付税措置がなされていると。正規で国に要望して

ほしいということですが、国の要望については市町村教育長協会の意見を聞いて対応してまいりたいと。その後の対応の経過・結果はどうになりましたか、お尋ねします。

○狩俣智義務教育課長 市町村立学校の現業職員一用務員であります、それから事務職員等です。こういった職員が臨時的任用配置にどんどん変わっていているという現状、そういうものに対する要請であると考えております。

この点については、市町村教育委員会の教育長協会等から県教育委員会に対して要請、意見等があった場合に、それを受けて国に対して働きかけていくと、そういう趣旨の回答をしたと、処理方針であったと理解しているわけです。

今後、こうした現状を我々も重視しまして、教育長協会等で議論を深めていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 地方交付税措置がなされて臨時的任用職員に変えられていているというのは、実際は教育の現場で、教育の質そのものが低下するというところに間違いないと私は認識しているのです。だから市町村から上がってくるのであれば相談に応じましょうということではなくて、地方交付税措置をされているのだから、それなりにきちんと正規でやりなさいというような意味なのです。県教育委員会が積極的に、皆さんが正規で雇って、教育の質を向上させなさいということをやれないのでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 この件はそのとおりだと思います。市町村の財政事情も非常に厳しいものがあるかと思いますが、教育長協会等でこの件についても話題にしてまいりたいと、このように考えております。

○西銘純恵委員 地方交付税措置がなされているというのは、どうして財政状況がということになるのでしょうか。今年度から小・中学校、県立学校もそうですが、臨時的任用教員が本採用になっていくわけですね。これはちゃんと定数になっているのに臨時的任用でやっていたということが問題になって、地方交付税措置されているということなのです。だから根は一つなのですね。そこは積極的に教育をそれなりに向上させるということで、県から市町村に投げかけるべきだと思うのですが。

○狩俣智義務教育課長 ただいまの話は現業職員、事務職員ということでありまして、定数があるということではないと理解しております。

○西銘純恵委員 比較をして発言をしたつもりなのですが、定数はないというのは明記されているからわかっています。地方交付税措置をされているからちゃんと財源措置があるのに、財政が厳しいとって別に回しているのではないですか、そういうのはまずいでしょう、ちゃんと現業の皆さん、学校事務、用務員の皆さんにしっかりと充てなさいという意味なのですよね。もう一度答弁いただいて終わります。

○狩俣智義務教育課長 おっしゃるとおりだと考えます。教育長協会等で話題にして、しっかりと助言をしてまいりたいと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 私は91ページの「飯上げの道」保存に関する陳情について、お伺いさせていただきます。一義的には南風原町の方針によると、どう決定するかによるということのようなのですが、新聞によると、町は事件・事故の未然防止を図りたいとか、たむろする場になるのではないかという懸念があるということを行っているわけですが、これについては教育長はどう思いますか。

○長堂嘉一郎文化財課長 きょうの新聞でも、沖縄平和ネットワークという方々が町に飯上げの道の保存と活用について昨日要望をしたと。その際に町からは、桑江委員からありましたようにトンネルの危険性の除去、それから建設中の公民館の駐車場の確保等で、周囲には丁寧に説明をして理解を求めたいということ述べております。なお、埋め立て後の飯上げの道の活用については工夫を施したいということもおっしゃっております。それともう一つは、きょう7日に町からは町の文化保護委員会に対して埋め立て計画の説明を行う予定だという記事の内容でございます。ですから今後のことについては、やはり地元の町のほうで一義的には御判断をいただくものかと考えております。

○桑江朝千夫委員 ですから重ねて聞くのですが、町の言っていることですが、いわゆる事件、事故が起こりうる可能性がある場所にならないかという懸念があるということには理解できるわけですかということですが、教育長。

○大城浩教育長 私は実際に現場を見てまいりました。今現在ある飯上げの道

そのものは危険です。実は私もかなりふらつきながら歩いた状況なのです。ですから、このままの状態はかなり厳しいです。ですから、町の判断は今のところは妥当かなという気はいたします。

○桑江朝千夫委員 このように聞くのは、どうしても午前中の集団暴行事件—八重瀬町で起きた部分がいまだに私の頭の中で引っかかかっていまして、あの八重瀬町で起こった事件、そしてその前に女子高生の事件等、そういった事件が起こった—未成年者がここにたむろして引き起こした事件というものの、そういった場所の類似点や環境というのはどんなところがあったのかと午前中も聞きました。そういうスポットがあるのではないかという疑問をする人もいました。そこではやはり暗くて人目のつかないところ、人がなかなか寄りつかないだろうという時間帯にそういったことがあるわけですね。午前中に言ったのは、こういった危険という箇所をどうにか安全な場所にどう切りかえていくかというのも今後の対策だろうと思うわけです。特に八重瀬町などは、運動公園の中、教育委員会の管理すべきところで起こった事件として、相当な反省をしなければならないと思っています。しかも警備員がいてああいう事件が起こったのですから。そこでここを見ると—まあ私は現場に行ったことがないのですが、そこら辺が誘発するような場所になるのではないかという心配は、当然、町は持つと思うのです。教育長が今示された考えもその理解はできるのです。しかし今後の文化財保護においても、文化財保護のために戦跡を残すということ、平和学習のためにもこれは必要だという県民の意見等があった場合、この文化財保護委員会が文化財として残すべきだという可能性もあるわけですね。そういったときの対処というのも考えますか。

○大城浩教育長 これまでも答弁しておりますが、やはり一義的には南風原町、そして町の文化財保護審議会のさまざまな御議論を待っている状況なのですが、そういう中で、我々、県がどういった対応ができるのか、そのあたりを前向きに考えてみたいと思っております。

○桑江朝千夫委員 町が文化財として残すべきだと判断された場合には、ここは残っていくでしょうが、それにしても町も、そして県も今までのような、これまでの飯上げの道の状態ではとても危険であるという判断で、その分、対処策も、提言というか考えていくべきだと思います。そうなった場合にも、いわゆる街灯、あるいはその防止策—未然に防ぐ何らかの形というものをしっかりととるべきだと思います。1案、2案あるわけですから、残すのか、開発なの

か、これは町の判断ではあるのですが、いずれにしてもそういった、午前中に議論をしたあれを、この文化財だから手つかずに残すべきだということではなくて、危険のない状態にするというのは教育委員会の1つの役目でもあると思います。よろしくお願ひします。その辺の考えを少しお聞かせください。

○大城浩教育長 私は実際に現場を見まして、平和学習という視点から、私自身も若いころは糸数壕とかに高校生を連れていったことがあるのです。そういう中で、いかに平和学習が大事かということも十分に認識をしております。その1つとして今の飯上げの道も、これまでも修学旅行生がかなり活用してきたということもお聞きしました。ただ、今の状態を見た場合には、逆に危険なのです。私も実際に歩いていく中でかなりふらつきましたから。ですから、そういったことで南風原町もやはりさまざまな視点から危険性の除去といいますか、そういったことをおっしゃっているでしょうから、何らかの形で平和学習にも使えて、なおかつ危険を除去すると、そういった折衷案が出てくれば個人的には幸いかなという思いです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 学力向上の基本的なところだという認識で本会議でも質問をしたのですが、35ページの幼稚園の制度改善に関する陳情です、それについてお伺ひします。まず1点目です、文中で、私はこの答弁はもう少し踏み込んだ書き直しが必要だという私見は持っているのですが、この文章にありますように、今、小学校の1年生、2年生は30人以下の学級にしているのに、幼稚園が35人でいいのかと。それに対しての答えが的確ではないのです。このことはかなり盲点になっているのではないかと思っているのですが、見解を伺ひます。

○狩俣智義務教育課長 沖縄県の状況ですが、うるま市の場合は4歳児が20人、そして恩納村、久米島村、与那国町など5市町村が30人と、その他34市町村が35人と、そして渡名喜村、渡嘉敷村、伊平屋村など3村が40人ということで進めているようであります。35人学級ということについては、国の基準が35人であるということのようであります。

○比嘉京子委員 ですから、今、国の基準はこれまでも小学校だって40人基準だったものを、沖縄県は独自に30人以下学級を目指すという方針を上げて、そ

こに向かってきたわけですね。実際にそれを実現してきたわけですね。だから今、設置基準が35人ということはわかっているわけですね、全部が。幼稚園の5歳児の設置基準が35人ということはわかっているわけですね。だけど、今のうちにその地域によっては多い、少ないということが地域任せになっている。そのことについて県としては5歳児を30人以下にするのか、ここの要望している25人以下にするのかという、そういう考え方ということが示されていないので疑問をしているわけなのです。だから基準を聞いているのではない、実態を聞いているのではなくて、県としてどう考えているのかということです。

○狩俣智義務教育課長 県といたしましては、都道府県教育長協議会を通して、1学級の幼児定数、教職員1人当たりの幼児数等について改善を図るよう、国に要望すると、こういうことでございます。

○比嘉京子委員 国が直さないで直さないのではなくて、今、沖縄県は国の基準を、小学校については30人以下に向かってきているわけなのです。では、聞き方を変えたいのですが、今の35人の基準の中に5歳児を置いていて、沖縄県は矛盾だと思うのです、私から見ると。小学校1年生、2年生は30人以下にするとやっているのに、5歳児は35人で今置かれているところもあることを容認しているわけですから。そのことは矛盾ではないですかとお聞きしたい。

○狩俣智義務教育課長 幼稚園の1学級当たりの幼児数は、国の幼稚園設置基準に基づいて市町村が主体的に判断をすると、このようになっているわけであり、そのことを踏まえて、県としても国に対して改善を図るよう申し出をしていくということでございます。

○比嘉京子委員 教育長にお聞きしたいのですが、今、私は小学校に向かっていくにしても、特に幼児教育はもっと少ない対応でないと個々の発達の保証というのはなかなか難しいわけなのです。4歳児にかけては保育所の基準との整合性も必要だと思います。ですからぜひ、ここは盲点になっているのではないかと以前から思っている数字なのです。独自に30人学級をつくり出して、国の基準に準じて今までやってきていないし、方針を出しているわけなのだから、5歳児に対してもそれなりの方針を県独自に出す、国に要請することは構いませんが、市町村に対して県の方針、または市町村に対してどういう県の姿勢を打ち出すかということ、ぜひ早急に皆さんに検討をお願いしたいのですが、いかがですか。

○大城浩教育長 確かに、小学校1年生は平成22年度から30人学級になりました、2年生がことしからです。そういったこともありますし、今の幼稚園につきましても、可能な限りそういった小学校1年生、2年生と同じような形の人数になるように研究してみたいと思っております。

○比嘉京子委員 それからもう一点は、本会議でも言いましたが、皆さんのアクションプログラムにもあるように、担任を臨時的任用教員でやるということについては、ぜひ改善するのだということが、33ページですか、書いてあるのです。それを資料にもらいますと、普通学級、特別支援学級の学級担任がおおよそ6対4の割合で、6が本務教員で4が臨時的任用教員になっているのです。このことをアクションプログラムの平成23年—ことしが最後のアクションプログラムになっているのですよね。それに関しまして、今の6対4から微増したような答弁だったのですが、もっと踏み込んで、実現していくためには市町村にもっと指導をしないといけないのではないかと。これはなぜかということ、皆さんが出していただいたものに、先ほどから地方交付税の話がありますが、地方交付税が幼稚園の子供たち1人当たり36万円きているのです。36万円を30人とか35人にかけたら1クラス1000万円を超えるはずなのです。それなのに、臨時雇用が6割も占めていていいのかと、私は県の指導力の弱さを感じているわけなのです。そこに対してもどうですか。

○大城浩教育長 この幼稚園における臨時的任用教員の多さといいますか、これは今、比嘉委員の御指摘のとおり3割という状況なのです。そういう中で、私たちは県の役割、あるいは市町村の役割をしっかりと認識しながら、今対応しているつもりなのですが。特に県の役割では、幼稚園教育の方向性をアクションプログラムで示しました。それがことしで終わるのです。そういう中で、市町村教育委員会といかに連携するかという視点も大事ですから、その際には市町村には幼児教育の政策プログラムをつくってもらおうということがありまして、去年から盛んにさまざまな話しかけをしております。残念ながら、まだ13市町村しかでき上がっていないと。そういう状況ですので、ぜひ国への財政支援も含めながら、市町村と連携しながら、もう少し取り組んでいきたいと思っております。

○比嘉京子委員 あわせて、特別支援学級の担任が、本務教員が3名、臨時的任用教員が49名とすごく差があるのです。これはいろいろ実情があるだろうと

私は思います。つまり、毎年のように読めないから臨時雇用で補っているのかもしれないし、いろいろあるかもしれませんが、でも、特別支援学校の子供たちというものの実績があると思うのです。だから実績に応じて専任教員を採っていくということに対しても、しっかりとかじを切っていくべきだと思うのですが、どうですか。

○狩俣智義務教育課長 主体が市町村であるということであります。学級配置も、職員配置も、採用も、すべてこれは市町村がやるということでありますので、県が行っていることは沖縄県の幼児教育振興アクションプログラムの中で、あるべき姿を述べて、そのことを踏まえて、さらに市町村においても同様のアクションプログラムを作成して、改善を図っていくよう求めているところであるわけです。そういうことで今後も引き続き、各市町村に対してアクションプログラムを作成して、望ましい幼稚園教育を推進していただきたいと指導・助言をしてまいりたいと考えております。

○比嘉京子委員 県が出すアクションプログラムの実効性といいますか、そういうことが今のような答弁だと、ただ、つくっただけの冊子になるのではないかと私は思うのです。つくって示しました、それが県の役割ですかという話なのです。ですから、いつでも市町村が主体であることには違いないのですが、でも沖縄県の幼児教育のでこぼこぶりであるとか、それから手厚さであるとか、質の担保、そういうことが物すごくばらばらですよ。そのことをおいておいて学力云々と語るものだから、すごく違和感を感じるわけです。そこから学力はもう始まっているわけです。そういうことを考えると、プログラムをつくったけれど実効性がなかったですというようなプログラムであればいけないわけなのです。だからそこら辺を、つくった側の役割というものをもう少し重く受けとめて、もっと強く出るべきだと思うのです。だからこういう発言をしているのですが、まだ何か通じないみたいですが、どうなのでしょう。先ほどからずっと市町村が主体なのだと言って終わってしまうわけだから、そうしたらもうこれはつくっただけの仕事が県の役割ですかという話になるのです。教育長、どうですか。

○大城浩教育長 アクションプログラムで我々は幼稚園教育の方向性を示しました。ですから、この方向性を今後いかに市町村教育委員会と連携しながら取り組んでいくのか、これが一番大事でしょうから、今、比嘉委員の御指摘のように、もし我々のアクションが弱ければ、またもう少し強めながら対応ができ

るでしょうから、そうしたいと思っております。

○比嘉京子委員 それからもう一つは、本県は幼稚園教育の部署が何カ所かにまたがっていますよね。それについて教育長はどうお考えですか。

○大城浩教育長 幼稚園教育の所管は、本県は保育につきましても福祉保健部の青少年・児童家庭課で所管をしております。そして私立幼稚園は総務部の総務私学課、公立幼稚園が市町村のいわゆる学校教育課等々です。そういう意味でかなりまたがった対応をしています、残念ですが。

○比嘉京子委員 やはりその年代の子供たちが一つであるにもかかわらず、3部局にまたがっているということは、連携や財政の効率性というのかな、そういう面からいっても非常に不合理だと私は思うのですが、改善をしようというような声出しというのはなされているのですか。

○大城浩教育長 今回、沖縄型のいわゆる幼稚園教育といえますか、そういうことを打ち出していく際に、4月早々です、私なりに福祉保健部長等々と意見交換をしてまいりました、まさに連携が今一番大事でしょうから。今回の東日本大震災につきましても、連携の結果、県教育委員会としては約150名一いわゆる福島県からお呼びすると、そういったことができましたので。連携がいかにか大事か痛感していますので、今回のこの件につきましてもどういった連携ができるか、今後また研究していきたいと思っています。

○比嘉京子委員 この整理というのかな、大城教育長のもとでぜひ一本化なり、沖縄バージョンをつくってほしいと思います。これは要望しておきます。

もう一点、新規の陳情第96号の88ページをお願いします。ちょうど陳情のところにとってもいい指摘があると思うのです。先ほど場外で聞いていたのですが、司書教諭の本来の職務というのは、どういうことになるのでしょうか。

○平良勉県立学校教育課長 司書教諭の件につきましては、まずは昭和29年に司書教諭を置くという学校図書館法ができて、平成9年にしばらく猶予を置いて、平成15年からは12学級以上には設置をするという規定ができております。これが司書教諭でございます。司書教諭の業務といたしましては、学校図書館の専門的職務を司ると規定をされております。

○比嘉京子委員 司書教諭というのは、元来は学級担任であるとか、教科担任であるとか、そういうような教科指導等をまずはメインにして、司書教諭の資格を併用して持っているというのですか、教科以外に。そういう人を採っているだけにすぎなくて、常時、図書館にいらっしゃるのですか。

○平良勉県立学校教育課長 高等学校におきましては、学級担任にはなっておりません。図書館を主な執務場所といいますか、仕事をする場所にしております。ただ、授業は持っておりまして、その授業の軽減等に関しましては、各学校の校長で対応するというのが今の高等学校の現状でございます。持ち時間等をお互いに話しながら、少し軽減したりするというところでございます。主に司書教諭で図書館のさまざまな、いろいろな展示とかそういったものを準備していくと、そういうのが司書教諭の役目でございます。

○比嘉京子委員 授業も併用して持っているとおっしゃっていたのですが、では授業のときはどなたがいらっしゃるのですか。

○平良勉県立学校教育課長 授業のときには学校図書館担当事務職員と言われる、いわゆるもともと学校司書と言われていた皆さんがおります。

○比嘉京子委員 私は先ほどお話ししたときに思ったのですが、やはり沖縄県は米軍統治下に入って、図書関係に関しては全国的にも先進地だったと私は思うのです。それに対しては認識は一致しますか。

○平良勉県立学校教育課長 昭和40年ごろから司書として採用しておりますので、認識は一致すると思います。

○比嘉京子委員 そのことを考えると、今、法的にはというか、制度的にはということがあると思うのですが、今ここで大きく問題になっているのは、専門性ということを知りながら採用は事務職として採用すると。そこに大きな矛盾の指摘があると思うのです。それはおかしいと思いませんか。

○平良勉県立学校教育課長 事務職員のⅡとして、確かに事務職員という名前についてはありますが学校事務です。ただ、司書の資格を持っている方を採用するというところでございますので、専門性に関しましては問題はないのではないのかなと考えております。

○比嘉京子委員 人事委員会の答弁によると、結局、司書として採るのではないと。だから事務に回すことだって十分にあるのだからというところが、今の県が図書館司書というもの、または図書館というものをどのように評価しているのか、認識しているのか、位置づけているのかということが、そこがずっと議論してきてもう不明瞭なわけです。そこをはっきりさせたいのです。

○平良勉県立学校教育課長 人事委員会で司書として採用するわけではないとおっしゃっているのは、司書という職名はございませんので学校事務として、もちろん県教育委員会で司書の資格を持った学校事務職員を採用したいとお願いをしてつくっていただいたものでございます。ですから我々といたしましては、いわゆる図書館に関する知識が豊富な司書の資格を持った方を採用いたしますので、例えば異動等をするときには、やはり図書館の事務を担当するポストに回るのがもちろん第一義的になるかと思えます。

○比嘉京子委員 そういう考え方というのは非常に紛らわしいし、とりようによっては事務職に行かされるという大前提でとられるのです。だから事務職に行くことも否定できないし、受け入れざるを得ないのです。事務職Ⅱというのは、括弧して司書ということでは採っていないのです、区分としては。そのことを考えると、教職のようにはっきりと専門職として、学校司書であるとか、司書教諭であるとかというような枠を設けない限り、私はこの議論は延々で行くのではないかと思うのです。なぜかという、先ほど5年間ぐらい培ってこないという話がありましたが、キャリアが必要ですし、免許・資格があるからといってすぐに活動できるかというわけでもない。そのような専門性の構築ということの評価はしますといいながらも、これは全然認められていない。実際には認めたような採用の仕方にはなっていない。この乖離が埋まらないのです、議論が。そこについて提案なのですが、やはりこれはもう一度考え直して、先ほど3年から5年は様子を見ましようとおっしゃいましたが、今回、第一歩で評価すべきことだろうとは思っています。だけど、今言っているようなことであると、先ほどの60人中16名の専門性—たくさんの方がいるにもかかわらず、なぜ県立図書館でさえもそれだけに専門性がある人を集めていかないのか、そこもすごく不思議なところなのです。だったらもっと効率のいい運営ができるはずなのです。いないわけではないのです。キャリアを積んでいる人がたくさんいるのです、この分野は。そういうことを考えると、私は位置づけが弱すぎる。専門性に対する評価が本当に評価としてなされていない、そこに問題があ

る。そう思うので、3年、5年とおっしゃらずに、即検討の余地があると私は思うのですがいかがですか。

○大城浩教育長 実は事務職員として今回採用している際の、幾つか視点があるのです。まず1点目は、人事交流が可能な組織—職種の広がりといいますか、つまり資質とか能力の向上が図れるのだという視点がまずあります。そういった意味からの人事交流の可能な組織、職種の役割としてまず1点目があります。2点目は、やはり従来の司書業務にとらわれない広範囲な図書館サービスをしていこうと、そういったサービスが今求められていますので、そういったことからいわゆる解決支援といいますか、子供の居場所づくり、そういった新たな課題へも、そういった方々が対応しやすいと。3点目は、やはりマネジメント能力の向上なのです。資格を持っている方々が図書館を管理したり、運営業務に当たるわけですから、当然、管理職への登用も出てくるわけです。そういった意味から、今回新たに司書資格を持った方々を学校事務として初めて、新たにスタートいたしましたので、少なくとも3年以上は様子を見たいという思いでございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

今回は、明 7月8日 金曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇